

令和2年度版

北九州市

中小企業支援 施策活用ガイドブック

ネットワーク北九州（毎月1日発行情報誌）

<https://www.ktc.ksrp.or.jp/nwk/index.html>

ネットワーク北九州

検索



中小企業者・小規模企業者とは

1 中小企業者の定義

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

上記にあげた中小企業の定義は、中小企業政策における基本的な政策対象の範囲を定めた「原則」であり、法律や制度によって「中小企業」として扱われている範囲が異なることがあります。

- ◇多くの補助金・助成金にて「みなし大企業」として大企業と密接な関係を有する企業が対象から外れる場合があります。詳しくは各制度の担当者にお問合せください。
- ◇中小企業融資については、中小企業信用保険法の適用を受け、中小企業と同様に事業を行うNPO法人も対象となる制度があります。
- ◇中小企業関連立法においては、政令によりゴム製品製造業（一部を除く）は、資本金3億円以下又は従業員900人以下、旅館業は、資本金5千万円以下又は従業員200人以下、ソフトウェア業・情報処理サービス業は、資本金3億円以下又は従業員300人以下を中小企業とする場合があります。法令所管課にお問合せください。

2 小規模企業者の定義

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	従業員20人以下
商業・サービス業	従業員5人以下

- ◇「商業」とは、卸売業・小売業を指します。
- ◇商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（小規模事業者支援法）、中小企業信用保険法、小規模企業共済法の3法においては、政令により宿泊業及び娯楽業を営む従業員20人以下の事業者を小規模企業としています。

【注意点】

1. 本書は2019年4月現在で編集しています。
2. 掲載されている内容は、各支援メニューの“概要”ですので、実際の利用に当たっては、各項目下欄に掲載の「問い合わせ先」までご確認ください。
3. 掲載されている内容（金額、要件、申請時期等）が変更される場合もありますので、ご注意ください。

「北九州市中小企業振興条例」の概要

平成26年12月議会にて可決・成立、平成27年4月1日施行

条例制定にあたって（前文）

本市は、ものづくりを基幹産業とした産業都市として発展してきました。その発展を支えているのが、中小企業です。また、中小企業は、本市経済への寄与だけでなく、まちづくりや災害対応など、地域社会に貢献する役割も果たしており、中小企業は、市民生活の向上にとって欠くことのできない存在です。

しかし、中小企業を取り巻く状況は、厳しさを増しています。

そこで、本市の中小企業の経営基盤を強化し、本市の中小企業がその力を存分に発揮し成長できる環境を中小企業者、市、中小企業団体、大企業者、金融機関、大学等及び市民が一体となって創り、本市の持続的な経済発展や豊かな地域社会の形成につなげていくために、この条例を制定しました。

基本理念（第3条）

- 中小企業者は、経営の改善及び革新並びに経営基盤の強化に自主的に努める。
- 市、中小企業団体、大企業者、金融機関、大学等及び市民が連携して中小企業者を支援する。



それぞれの責務・役割（第4条～第9条）

金融機関 第7条

- 必要な融資を行うなど、中小企業者の事業活動を積極的に支援 など

市民 第8条

- 中小企業が果たす役割の重要性を理解し、健全な発展に協力

大企業者 第6条

- 中小企業者へ業務を発注する等の場合には、基本理念の実現に取り組む など

中小企業者 第4条

- 経営改善等に自主的に努める
- 中小企業者相互の連携・協力
- 人材の育成、働きやすい環境の整備 など

市 第9条

- 関係機関と協力し、施策を総合的に実施
- 中小企業者の実態の把握、意見の反映
- 中小企業者の人材育成・確保、資金供給の円滑化
- 市の工事発注等にあたって、中小企業者の受注機会を増大
- 市民・児童生徒の理解促進 など

中小企業団体 第5条

- 中小企業者ととともに、基本理念の実現に取り組む

その他

- 市は、経営資源の確保など、小規模企業者の事情に配慮する。
- 市は、中小企業の支援に資する商店街の活性化施策を講じる。 など

北九州市中小企業振興条例

北九州市は、江戸時代に城下町として栄えた小倉、明治以降に石炭積出港として栄えた若松、官営八幡製鐵所が建設され日本の近代産業発祥の地として発展した八幡と戸畑、陸海の交通の要衝として重要な役割を果たした門司という5つの個性を持った都市が、世界に例のない対等合併したことにより誕生し、さまざまな企業が集積するたくましい産業都市、また環境先進都市として発展してきた。

その発展を支えているのが、創意工夫を凝らした特色ある事業活動を行うことによって、最先端の技術と優秀な人材を提供し続けてきた中小企業である。

中小企業は、その経済活動による市民の雇用の確保、消費生活の充実、女性の社会参画の推進などの本市経済への寄与にとどまらず、まちづくりや災害対応など、市民生活を支え地域社会に貢献する役割も果たしており、中小企業の存在は、市民生活の向上にとって欠くことのできないものである。

近年、本市の中小企業を取り巻く状況は、グローバル化に伴う急激な経営環境の変化や少子高齢化の進展による消費の減退などにより、厳しさを増している。

今こそ、本市の中小企業の経営基盤を強化するとともに、本市の中小企業が飛躍の機会を見だし、国内外の需要の変化を捉えた新たな市場の開拓に向けて、その力を存分に発揮し成長できる環境を中小企業者、市、中小企業団体、大企業者、金融機関、大学等及び市民が一体となって創り、本市の持続的な経済発展や豊かな地域社会の形成につなげていかなければならない。

ここに、本市の中小企業の振興に向けた基本理念等を明らかにし、施策を総合的に推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業が本市経済の発展において果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の振興の基本となる事項を定めることにより、中小企業の健全な発展及び市民生活の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号。以下「法」という。)第2条第1項各号のいずれかに該当するものであって、市内に事務所又は事業所(以下「事業所等」という。)を有するものをいう。
- (2) 中小企業団体 商工会議所、商店街振興組合、事業協同組合その他の中小企業の振興を目的とする団体のうち市内で活動するものをいう。
- (3) 大企業者 市内で事業活動を行う者のうち中小企業者以外のものをいう。
- (4) 小規模企業者 法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、市内に事業所等を有するものをいう。
- (5) 大学等 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに中小企業の振興に係る研究及びその事業化の促進に取り組む機関をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業の振興は、中小企業者が経営の改善及び革新並びに経営基盤の強化(以下「経営改善等」という。)に自主的に努めるとともに、市、中小企業団体、大企業者、金融機関、大学等及び市民が連携して中小企業者を支援することを基本として推進されなければならない。

(中小企業者の責務)

第4条 中小企業者は、経済的社会的環境の変化に応じ、経営改善等に自主的に努めるものとする。

- 2 中小企業者は、事業活動を行うに当たっては、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚するとともに、中小企業者相互の連携及び協力を努めるものとする。
- 3 中小企業者は、人材の育成及び従業員がその能力を十分に発揮するための働きやすい環境の整備に努めるものとする。
- 4 中小企業者は、中小企業団体が中小企業の振興に関する活動を実施するときは、当該活動に協力するよう努めるものとする。(中小企業団体の責務)

第5条 中小企業団体は、中小企業者の事業活動を支援するに当たっては、中小企業者とともに、第3条に規定する基本理念の実現に取り組むよう努めるものとする。(大企業者の責務)

第6条 大企業者は、中小企業者へ業務を発注する等の場合には、第3条に規定する基本理念の実現に取り組むよう努めるものとする。

2 大企業者は、中小企業の振興が本市経済の発展において果たす役割の重要性を理解し、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(金融機関の責務)

第7条 金融機関は、中小企業者の事業活動に対し、必要な融資を行う等の方法により、積極的な支援に努めるものとする。

2 金融機関は、中小企業の振興が本市経済の発展において果たす役割の重要性を理解し、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。(市民の理解及び協力)

第8条 市民は、中小企業が本市経済の発展及び市民生活の向上において果たす役割の重要性を理解し、中小企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。(市の責務)

第9条 市は、第3条に規定する基本理念にのっとり、中小企業者の経営改善等を促進するための施策を総合的に実施するよう努めなければならない。

2 市は、中小企業の振興に関する施策を実施するに当たっては、国、県その他関係地方公共団体、中小企業者、中小企業団体、大企業者、金融機関、大学等及び市民と協力して、効果的に実施するよう努めなければならない。

3 市は、中小企業の振興に関する施策を実施するに当たっては、中小企業者に関する実態の把握に努めるとともに、中小企業者の意見の反映に努めなければならない。

4 市は、中小企業者の事業活動に必要な人材の育成及び確保並びに資金供給の円滑化を図ることにより、中小企業者の経営基盤の強化を促進するよう努めなければならない。

5 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等を行うに当たっては、予算の適正な執行並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行を確保しつつ、中小企業者の受注機会の増大に努めなければならない。

6 市は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)の選定に当たっては、予算の適正な執行並びに透明かつ公正な選定手続及び当該公の施設の効果的な管理を確保しつつ、中小企業者の参入機会の増大に努めなければならない。

7 市は、出資法人(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第152条第1項に規定する法人をいう。)、市からの工事の発注、物品及び役務の調達等を受けたもの並びに指定管理者に対し、工事の発注、物品及び役務の調達等を行うに当たっては、中小企業者の受注機会の増大を図るよう努めることを求めることができる。

8 市は、中小企業者が安心して暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)の排除のための活動に取り組むことができるよう、警察等の関係機関と連携してその安全の確保に努めなければならない。

9 市は、中小企業の振興に関する市民の理解を深め、協力を促進するための施策を推進するよう努めなければならない。

10 市は、学校教育において、中小企業が本市経済の発展に果たす役割の重要性並びに中小企業者の実績及び魅力を児童生徒が理解できるための施策を推進するよう努めなければならない。(小規模企業者への配慮)

第10条 市は、中小企業の振興に関する施策を講ずるに当たっては、経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者の事情に配慮するよう努めるものとする。(地域商業の活性化)

第11条 市は、商店街(北九州市商店街の活性化に関する条例(平成25年北九州市条例第35号)第2条第1号に規定する商店街をいう。)の活性化を図るための必要な施策を講ずるに当たっては、その施策が中小企業の支援に資するものとなるよう努めるものとする。(財政上の措置)

第12条 市は、中小企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。(議会への報告等)

第13条 市長は、中小企業の振興に関する施策の実施状況について、毎年、議会に対して報告するとともに、議会への報告後は、速やかに公表するものとする。

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

目 次

第 1 章 経営に関する相談をしたい 1

- ◎中小企業のための総合支援窓口..... 1
～公益財団法人 北九州産業学術推進機構 中小企業支援センター～
- ◎北九州中小企業経営サポートネットワーク ポータルサイト「キタサポ」..... 4
- ◎知的財産権に関する相談..... 5
- ◎新型コロナウイルスに関する事業者ワンストップ相談窓口..... 5
- ◎北九州商工会議所 中小企業支援相談窓口等のご案内..... 6

第 2 章 消費増税対策をしたい 8

- ◎消費税の軽減税率制度について..... 8
- ◎キャッシュレス・ポイント還元事業（国）..... 9
- ◎消費税の価格転嫁対策に関する相談窓口..... 10
- ◎その他ご相談について..... 10

第 3 章 円滑な資金調達をしたい 11

- ◎中小企業融資制度のご案内～北九州市中小企業融資制度～..... 11
- ◎セーフティネット保証 5 号認定のご案内..... 12
- ◎北九州市中小企業融資制度（概要）..... 13
- ◎信用保証協会の公的保証制度のご案内 ～福岡県信用保証協会の保証制度～..... 15
- ◎日本政策金融公庫の融資制度のご案内..... 17
- ◎企業立地促進資金融資（北九州市）..... 23
- ◎環境産業融資（北九州市）..... 23
- ◎企業立地優遇制度のご案内（北九州市）..... 24

第4章 生産性向上をしたい 27

- ◎株式上場に関する支援 27
- ◎給与アップで人手不足解消！労働生産性向上サポート事業 27
- ◎中小企業生産性革命推進事業 28
- ◎北九州市の固定資産税ゼロ特例事業について 30
- ◎ロボット等の導入支援について 31
- ◎働き方改革 35
- ◎働きやすい環境づくりの取組みに対する支援 36

第5章 事業承継を考えたい 38

- ◎事業承継に関する相談等 38

第6章 雇用について相談をしたい 42

- ◎求人を出す・求人情報を発信する 42
- ◎人材確保等に関するアドバイス・情報発信・補助金 45
- ◎就活プレイベント 49
- ◎就活プレ事業（インターンシップ） 49
- ◎就職イベント（合同会社説明会等） 50
- ◎雇用に関する助成金制度 51
- ◎「就職氷河期世代応援企業」登録制度について 53
- ◎外国人材の雇用に関する相談等 54
- ◎障害者雇用 55
- ◎教育訓練制度 57

第7章 研究開発・技術開発・新規事業に取り組みたい..... 58

- ◎新技術・新製品などの開発に対する助成 ～中小企業技術開発振興助成金～ 58
- ◎成長分野の研究開発に対する助成 ～新成長戦略推進研究開発事業～ 59
- ◎ICTを活用した新ビジネス創出事業に対する補助金 60
～北九州 e-PORT 構想 2.0 新ビジネス創出支援補助金～
- ◎環境分野の研究開発に対する助成 ～環境未来技術開発助成制度～ 61
- ◎中小企業が行う新製品・新サービス開発の支援に関する補助金（福岡県） 62
- ◎新技術・新製品の研究開発に対する助成 63
～（一財）ふくおかフィナンシャルグループ企業育成財団（キューテック）による助成制度～
- ◎各種技術開発関連助成 64

第 8 章 受注拡大・販路開拓をしたい 68

- ◎独自製品の販路開拓や商談会の開催、展示会への出展支援など 68
- ◎オンリーワン企業 PR 事業 72
- ◎北九州市の食品関連事業者に対する支援 73
- ◎北九州商工会議所の販路開拓支援 74

第 9 章 建設業に関する情報を知りたい 75

- ◎経営等に関する相談窓口 75
- ◎セミナー等の開催 77
- ◎民間建築物等に関する各種助成制度 78
- ◎建設業に関する融資制度等 80
- ◎建設業の人材確保等に関する助成金 81
- ◎建設業に関する人材確保対策 82

第 10 章 国際ビジネスをしたい 83

- ◎国際ビジネスに関する支援 83
- ◎環境分野の海外での事業展開に対する助成 86
 - ～中小企業アジア環境ビジネス展開支援事業～
- ◎環境分野の海外での事業展開に対する助成（特別枠） 87
 - ～令和 2 年度中小企業アジア環境ビジネス展開支援事業～
- ◎JICA 中小企業・SDGs ビジネス支援事業 88
- ◎その他支援機関 88

第 11 章 環境に配慮した経営をしたい 89

- ◎北九州市中小企業高度エネルギーマネジメント推進支援事業 89
- ◎環境に配慮した製品などに関する支援 90
- ◎省エネ診断員の派遣 90
- ◎「エコアクション 2.1（EA21）」認証登録支援事業 91
- ◎環境・エネルギー対策のための資金調達 91
- ◎リサイクルの事業化に向けた研究開発支援 91

第 12 章 商業・サービス業に関する情報を知りたい … 92

- ◎北九州市の商店街に対する支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 92
 - ◎商業者等に対する支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 94
 - ◎商店街（空き店舗）への出店者に対する支援・・・・・・・・・・ 95
 - ◎インバウンド需要拡大推進事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 96
 - ◎国の商店街に対する支援（一部掲載）・・・・・・・・・・ 97
 - ◎県の商店街に対する支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 98
 - ◎北九州市健康・生活産業振興協議会・・・・・・・・・・ 98
 - ◎地域商品券による地域経済活性化支援事業・・・・・・・・・・ 99
 - ◎健康・生活支援分野の新サービス事業化助成・・・・・・・・・・ 99
- ～いきいき健康生活応援！新サービス創出事業～

第 13 章 起業・創業をしたい …………… 100

- ◎日本一起業家に優しいまちを目指した取組み・・・・・・・・・・ 100
- ◎北九州市創業支援等事業計画について・・・・・・・・・・ 101
- ◎起業・創業の相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 102
- ◎女性向け創業支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 103
- ◎起業・創業に関する専門家の派遣・・・・・・・・・・ 103
- ◎起業・創業に関するセミナー（中小企業支援センター主催）・・ 104
- ◎起業・創業に関するセミナー（その他のセミナー）・・ 104
- ◎商店街（空き店舗）への出店者に対する支援・・・・・・・・・・ 105
- ◎地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業補助金（国）・・ 106
- ◎開業時の融資制度のご案内（北九州市、福岡県、日本政策金融公庫）・・ 107
- ◎市内の主なインキュベーション施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 109
- （創業時に利用可能なコワーキングスペース・オフィス等）
- ◎北九州スタートアップネットワークの会・・・・・・・・・・ 111
- ◎IoTメイカーズ（オープンイノベーションプログラム）・・ 111
- ◎北九州商工会議所の新規創業者支援サービス・・・・・・・・・・ 112
- ◎ベンチャーキャピタルなどとのマッチングの場・・・・・・・・・・ 113

第 14 章 スキルアップのために学びたい …………… 114

- ◎中小企業大学校直方校研修生派遣補助金・・・・・・・・・・ 114
- ◎市内支援機関主催のセミナー等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 116
- ◎人材育成機関の紹介・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 116

第 15 章 技能や技術者としてのセンスを高めたい …… 120

- ◎北九州マイスター・北九州技の達人…………… 120
- ◎北九州イノベーションギャラリー…………… 121

第 16 章 ご利用ください（役立つ制度・各種機関） …… 122

- ◎官公需受注に関する情報サイト…………… 122
- ◎国の補助金等情報サイト…………… 122
- ◎中小企業等経営強化法に基づく支援…………… 123
 - ～即時償却や税額控除といった税制支援、金融支援等の特例を措置～
- ◎国立大学法人 九州工業大学
 - オープンイノベーション推進機構 産学官連携本部…………… 124
- ◎北九州工業高等専門学校 地域共同テクノセンター…………… 124
- ◎公立大学法人 北九州市立大学 地域産業支援センター…………… 125
- ◎福岡県工業技術センター…………… 125
- ◎産業用ロボット導入支援センター…………… 126
- ◎北九州市東京事務所・首都圏企業立地支援センター…………… 126
- ◎司法書士総合相談センター…………… 127
- ◎福岡県中小企業団体中央会…………… 127
- ◎北九州市の国家戦略特区について…………… 128
- ◎SDGs（持続可能な開発目標）の推進について…………… 129
- ◎働く人のメンタルヘルスに関する相談窓口…………… 131
- ◎仕事と介護の両立支援事業…………… 132
- ◎各種共済制度など…………… 132
- ◎経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）…………… 134
- ◎北九州市のホームページ…………… 135
- ◎北九州市コールセンター（ていたんコール）…………… 135

第1章 経営に関する相談をしたい

中小企業のための総合支援窓口

～ 公益財団法人 北九州産業学術推進機構 中小企業支援センター ～

中小企業支援センターは、北九州市内の中小企業者や創業予定者などを対象に、経営に関する相談、経営課題解決のための専門家派遣などを行っています。また、事業経営に役立つさまざまな情報も提供しています。

【所在地】 北九州市戸畑区中原新町 2-1 北九州テクノセンタービル 1F
(JR 九州工大前駅北側へ徒歩 3 分)
TEL 093-873-1430 FAX 093-873-1450
URL <https://www.ktc.ksrp.or.jp/> E-mail k_info@ksrp.or.jp

【開館時間】 午前 9 時～午後 5 時（正午～午後 1 時を除く）

【休館日】 土曜日、日曜日、祝日、年末年始

【専門家】 専門的知識を有する経験豊かなマネージャーが、相談窓口での応対や専門家派遣のコーディネートを行います。



チーフマネージャー
かわばた ひろし
河端 宏

地元金融機関出身
金融機関での長年の経験を活かし、中小企業の資金繰りや融資相談、創業相談など、経営全般に関わる相談への支援をきめ細かく行う。



マネージャー
さかい たけし
堺 武志

合同会社 JEXPO 代表
技術士（総合技術監理、建設、上下水道部門）である一方、ヨーロッパ等海外展開を支援する企業を自ら立ち上げた経験を生かす。



マネージャー
もみ たかし
靱井 隆志

アルテックソリューションズ(株)
代表取締役
一級建築士の資格を持ち、グローバル・コンサルティング会社、製造業経営者及び技術者の経験を活かして、企業の持続的成長を支える仕組づくりなど、総合的な支援を行う。



マネージャー
のりまつ よしたか
則松 佳孝

則松佳孝税理士事務所代表
特に、福祉に関する業務を得意とし、社会福祉法人・NPO 法人の会計業務にも精通。相談者に対し、専門用語を使わない理解しやすいアドバイスをお心掛けています。



マネージャー
きたじま ともみ
北嶋 知美

(株)ヒロインコンサルティング
代表取締役
中小企業診断士として、戦略策定・実行、経営改善等、中小企業の幅広い悩みの解決をサポートする。



巡回相談・マッチング担当
むらた のぶとし
村田 信敏

中小企業診断士
市内の製造業を対象に訪問し、各種相談に応じる。支援施策や担当部署を紹介。あわせて、製造業の受発注のマッチングを担当。

1 経営に関する相談窓口

中小企業や創業予定の皆様が抱える幅広い悩みに総合的に応える相談窓口です。各分野の専門家が、「経営」「資金繰り」「法律」「税務」「労務」など幅広い分野のご相談に個別に応じます。

<中小企業・ベンチャー総合相談>

相談分野	経営、マーケティング、資金、税務、労務、技術・技能、ビジネスプラン、IT、事業提携、会社設立、省エネ、ISO、海外取引 など
日 時	月曜日から金曜日（祝日・年末年始は除く） 午前9時～午後5時（正午～午後1時は除く） ※マネージャー・専門相談員（司法書士・弁護士・社会保険労務士・金融相談員等）が対応します。 ※日によって相談員の専門分野が異なりますので、事前にご確認ください。
対応する 専 門 家	中小企業診断士、税理士、司法書士、弁護士、社会保険労務士、金融相談員、技術士など各分野の専門家
相談時間	原則として1回1時間程度（内容、予約状況により異なります）
料 金	無料
申込方法	電話による予約（専門相談員への相談は1週間前までの予約が必要です） TEL 093-873-1430

<休日（土曜・日曜）創業相談>

	休日（土曜・日曜）創業相談
対 象 者	平日に来訪が困難な創業予定者
相談分野	創業に関する相談
日 時	土・日曜日（祝日、年末年始を除く）の指定時間
対応する 専 門 家	マネージャー等
相談時間	1時間程度（内容、予約状況により異なります）
料 金	無料
申込方法	電話による予約（完全予約制） TEL 093-873-1430

第1章 経営に関する相談をしたい

2 専門家によるコンサルティング — 専門家派遣事業 —

創業や経営革新等に積極的に取り組もうとする中小企業者等が抱えるさまざまな課題の解決や円滑な事業展開に向けて、各分野の専門家を派遣します。

派遣テーマ	中小企業者が抱えるさまざまな経営課題に、幅広く対応します。 (専門家派遣テーマの例) ●就業規則の見直し ●工程管理の進め方 ●ISO9001に準拠した品質マネジメントシステムの構築 ●ホームページを活用した販売促進 ●新たな販路開拓 ●店舗の売場改善 ●資材の在庫管理と5S ●営業力の強化
派遣する専門家	中小企業支援センターに登録している専門家【2020年4月現在266名登録】 (資格など) 中小企業診断士、技術士、公認会計士、社会保険労務士、ITコーディネータ、エネルギー専門家、ISO関連の専門家、経営コンサルタントなど
派遣料金	1回目無料。 2回目以降は、派遣費用(コンサル料+交通費)の1/3(10,000円程度/回)の負担が必要です。 ※1企業通算年度内10回を限度とします。 ※派遣回数は、企業と中小企業支援センターで協議して決定します。
派遣の流れ	①企業 解決すべき経営課題を整理して中小企業支援センターに連絡します。 ↓(申し込み) ②中小企業支援センター マネージャーが面談し、現状と課題を整理した上で、派遣する専門家と派遣回数を決定します。 ↓(派遣) ③企業と専門家 専門家が現地で実情を分析しながら、課題解決に向けたアドバイスと実地指導を行います。
申込方法	電話連絡の上、所定の「派遣申請書」を提出してください。 TEL 093-873-1430

3 経営に関する情報の提供

中小企業支援センターでは、経営に関するさまざまな情報を提供しています。ご活用ください。

(1) ホームページ (URL <https://www.ktc.ksrp.or.jp/>)

北九州市を中心とした中小企業支援に関する情報を一元的に発信しています。

(2) メールマガジン

毎週木曜日配信。経営に役立つタイムリーな情報をメールで提供しています。中小企業支援センターのホームページから登録申し込みができます。(登録無料)

(3) ネットワーク北九州 (情報紙)

毎月1日発行。市や中小企業支援センターなどの中小企業支援施策に関する情報を掲載。

中小企業支援センターのホームページからPDF形式(バックナンバー含む)でダウンロードできます。

(4) データベース「北九州技術マップ」(URL <https://b2b.ktc.ksrp.or.jp/>)

市内中小製造業約360社の企業概要、製品、技術等の情報をまとめたデータベース「北九州技術マップ」を中小企業支援センターのホームページ上で公開しています。 [詳しくはP71](#)



4 巡回相談事業

巡回相談員が直接企業に出向いて、ニーズの掘り起こしを行うとともに、各種相談に応じながら、経営課題解決に向けて、支援施策や担当部署を紹介します。

5 経営に関するセミナーの開催

経営に関する各種テーマのセミナーを開催します。

【問い合わせ先】

(公財)北九州産業学術推進機構 (FAIS) 中小企業支援センター
〒804-0003 北九州市戸畑区中原新町 2-1 北九州テクノセンタービル 1階
TEL 093-873-1430 FAX 093-873-1450
URL <https://www.ktc.ksrp.or.jp/> E-mail k_info@ksrp.or.jp
開館時間 午前9時～午後5時 (正午～午後1時、土日・祝日・年末年始は除く)

北九州中小企業経営サポートネットワーク ポータルサイト「キタサポ」

北九州の中小企業支援機関である、北九州商工会議所、(公財)北九州産業学術推進機構、北九州市の3機関が連携したポータルサイトで、市内中小・小規模企業が利用できる3機関の支援情報がひとつのサイトに集約されています。

各機関が実施する助成金やセミナーの開催などの支援施策に関する最新情報を手に入れることができます。



【主な掲載内容】

- 助成金やセミナーなど各種支援施策の最新情報
- 資金調達・販路開拓・創業支援などのジャンルに整理された支援相談メニュー
- メール相談フォーム
- 連携支援機関の連絡先
- 北九州市中小企業振興条例について

【アクセス先】

URL <https://www.kitasapo.com/>

第1章 経営に関する相談をしたい

知的財産権に関する相談

北九州知的財産支援センターでは、新技術・新製品開発や新たな特許等の取得・活用を支援するため、知的財産権に関する各種サービスを提供しています。

検索・閲覧サービス	特許、実用新案、意匠、商標等の情報について、専門アドバイザーが検索方法等を支援します。
相談・指導サービス	特許、実用新案、意匠、商標等の出願方法、技術移転、実施契約等に関して、専門アドバイザーが相談にお応えします。 また、知財専門家による個別相談会や派遣事業も実施しています。
特許活用サービス	すでに出願された特許等を活用して新製品開発や新規事業分野へ参入する際に、特許流通コーディネーターが技術シーズの紹介から技術移転、実施契約までサポートします。

※特許に関するセミナーを開催します。受講料無料。日程等詳細はホームページに掲載します。

【問い合わせ先】

北九州知的財産支援センター

〒804-0003 北九州市戸畑区中原新町 2-1 北九州テクノセンタービル 1階

TEL 093-873-1432 FAX 093-873-1455

URL <https://www.ktc.ksrp.or.jp/kipc/> E-mail k_kipc@ksrp.or.jp

開館時間 午前9時～午後5時（正午～午後1時、土日・祝日・年末年始は除く）

新型コロナウイルスに関する事業者ワンストップ相談窓口

1 相談内容

- ①雇用調整助成金申請支援
- ②資金繰り相談

2 設置場所及び相談時間等

- ①設置期間：令和2年3月9日（月）から当面の間
- ②相談料：無料（全額、市で負担）
- ③今後、国が新設する「小学校等の臨時休業等に伴う保護者の休暇取得支援に関する助成金制度」においても対応予定

	小倉ワンストップ相談窓口 小倉北区A I Mビル8階 093-551-3619	戸畑ワンストップ相談窓口 戸畑区北九州テクノセンタービル1階 093-873-1433
雇用調整助成金 申請支援窓口 【事前予約制】	社会保険労務士 1人 月～金 9:00～17:00	社会保険労務士 1人 月～金 9:00～17:00
資金繰り 専門相談窓口	中小企業診断士等 1人 月～金 9:00～17:00	中小企業診断士等 2人 月～金 9:00～17:00

※2020年4月1日時点の内容です。2020年度に窓口の閉設の可能性がございますので御了承ください。

北九州商工会議所 中小企業支援相談窓口等のご案内

経営者の皆様の「困った」にお応えします。

ビジネスに悩みはつきものです。信頼できる地域の相談窓口として、商工会議所をご活用ください。創業から企業の継続・成長まで、中小企業の経営をトータルサポートします。

企業の成長に応じた相談メニュー



1 経営相談

(1) 経営相談（巡回相談、窓口相談）

経営指導員が、経営・金融（各種制度融資の申し込みなど）・税務・労務・人材育成など、経営に関する悩みにお応えします。北九州商工会議所の市内5ヶ所のサービスセンターにて、随時ご相談に応じています。

(2) 創業相談

創業を志す方のためのセミナーを開催するほか、個別の創業相談にも随時対応しています。創業に必要な手続きや創業計画書の作成方法、創業に必要な資金の調達や開業後の帳簿管理まで、経営指導員と各分野の専門家が連携してさまざまな不安の解決をお手伝いします。まずはお気軽にご相談ください。

(3) 税務・記帳相談

市内6ヶ所に設置している税務相談所では、個人の小規模事業者を対象に、低料金で税金の申告指導や税務に関する相談に応じています。帳簿のつけ方がわからない方、忙しくて時間がとれない方などに、税務の指導相談、各種税務申告書の作成、記帳代行などの各種サービスを提供しています。なお、相談のみの場合は無料をご利用いただけます。

※個人の小規模事業者を対象としており、高額所得者や個別に税理士の指導を受けている方はご遠慮ください。

(4) 経営革新計画他、補助金申請相談

経営革新計画の作成支援をはじめ、小規模事業者持続化補助金、ものづくり補助金、創業・事業承継補助金などの申請手続き相談に対応します。

(5) 事業承継の支援

事業を承継するには、後継者の育成、引継ぎに向けた計画の策定、自社株の評価や相続税対策、企業価値の算定など、さまざまな準備が必要です。

当会議所では、親族や従業員への事業承継、企業の合併や買収（M & A）についてのセミナーを開催しています。個別相談については、専門家を交えて課題に対し直接アドバイスする専門相談も随時お受けしています（専門家は要予約）。また、事業承継診断（無料）も実施しています。お気軽にご相談ください。

福岡県事業引継ぎ支援センターと共催の専門相談（毎月第1・3水曜日午後※要予約）もお受けしています。

第1章 経営に関する相談をしたい

(6) 経営安定特別相談室

万一経営不振に陥ったときは、早い段階で最善策を講じることが重要なポイントです。販売不振や累積赤字など経営の先行きに不安が生じたときは、早めにご相談ください。

倒産回避の可能性がある場合は、商工調停士が関係機関と連携し再建策を講じるための具体的なアドバイスを行います。一方、倒産回避が不可能な場合には、円滑な整理方法や法的手続き等についてアドバイスします。(要予約)

2 専門家による個別指導（費用は無料、原則として年3回まで）

(1) 専門相談・アドバイザー派遣事業

高度な専門知識を有する各分野の専門家が、個別相談に応じています。(要予約)

<ご相談項目>

経営・財務	税務	労働	法律	店舗・デザイン	技術	情報化	特許・商標	5S	事業承継
-------	----	----	----	---------	----	-----	-------	----	------

(2) IT化推進支援事業

インターネットやSNSの急速な普及により、企業や消費者の購買意識、購買行動は大きく変化しています。インターネットを活用した新たなビジネス展開や販路開拓をお考えの方、業務のIT化による経営改善をお考えの方に、ITアドバイザーが事業所へ訪問してノウハウをアドバイスします。

3 各種講習会

従業員や経営者を対象とした「新入社員セミナー」「新任管理職セミナー」「新任営業社員セミナー」「中堅社員向けビジネスマナー講座」「ビジネス文書作成セミナー」「簿記講座」などの各種講習会を随時開催しています。当会議所のホームページで最新情報をご覧ください。

4 その他

(1) 合同会社説明会、企業と大学との情報交換会

企業の人材確保の支援と就職希望者に活躍の場を提供することを目的に合同会社説明会を開催しています。また、企業と大学との情報交換会では、企業経営者や人事担当者と各大学の教員・就職支援担当者に交流の場を提供することで地元就職や産学連携につながる新たな人脈構築の促進を図っています。

(北九州商工会議所 産業振興課 TEL 541-0185)

(2) 事業主や従業員のための福利厚生支援

事業主や従業員のための退職金共済制度や、万が一の事態に備える各種共済制度など、中小企業向けの有利な施策利用のご相談、申し込み受付を行っています。 [詳しくはP133～P134](#)

【問い合わせ先】

北九州商工会議所

門司サービスセンター (門司区栄町5-10 第5久藤ビル1F TEL 321-2381)

小倉サービスセンター (小倉北区紺屋町13-1 毎日西部会館1F TEL 511-2307)

若松サービスセンター (若松区本町2丁目17-1 ベイサイドプラザ若松アネックス1F TEL 761-2021)

八幡サービスセンター (八幡西区八千代町13-5 八千代ヒルズ1F TEL 642-5381)

戸畑サービスセンター (戸畑区中本町8番14号 FARO 戸畑駅前マンション3F 304 TEL 871-2721)

専門相談センター (小倉北区紺屋町13-1 毎日西部会館1F TEL 541-0192)

中小企業振興課 (小倉北区紺屋町13-1 毎日西部会館1F TEL 541-0188)

ホームページ <https://www.kitakyushucci.or.jp/> E-mail chushou@kitakyushucci.or.jp

【営業時間】 午前9時～午後5時25分

【休業日】 土曜日、日曜日、祝日、年末年始、創立記念日(9月1日)

第2章 消費増税対策をしたい

消費税の軽減税率制度について

2019年10月1日の消費税率10%への引き上げに伴い、軽減税率制度が導入されました。これに関して、国が様々な支援施策を実施していますのでご活用ください。また、消費税の円滑かつ適正な転嫁に支障が生じないように、価格転嫁対策等に関する相談窓口の情報も掲載していますので、下記の通り、各機関へご連絡ください。

1 軽減税率制度のご案内

消費税の軽減税率制度について国税庁ホームページで、軽減税率制度の概要や税額計算、Q & Aなどの情報が掲載されていますので、下記のホームページをご覧ください。

【国税庁ホームページ】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/index.htm>

2 軽減税率制度の内容に関する相談（国税庁）

税務署（専用コールセンター）

税務署名	所在地	電話番号	管轄地域
門 司	〒 801-8601 北九州市門司区西海岸1丁目3番10号 門司港湾合同庁舎	093-321-5831	門司区
八 幡	〒 805-8606 北九州市八幡東区平野2丁目13番1号	093-671-6531	戸畑区 八幡東区 八幡西区
小 倉	〒 803-8602 北九州市小倉北区大手町13番17号	093-583-1331	小倉北区 小倉南区
若 松	〒 808-8606 北九州市若松区本町1-14-12	093-761-2536	若松区

福岡県内の税務署については下記の URL をご覧ください。

<http://www.nta.go.jp/about/organization/fukuoka/location/fukuoka.htm>

<受付時間>

午前8時30分から午後5時まで ※土日祝除く

第2章 消費増税対策をしたい

キャッシュレス・ポイント還元事業（国）

1 事業概要

2019年10月1日の消費税率引上げに伴い、需要平準化対策として、キャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上の観点も含め、消費税率引上げ後の一定期間に限り、中小・小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元・割引やキャッシュレス端末の導入を支援します。

2 支援内容

【①消費者への還元】

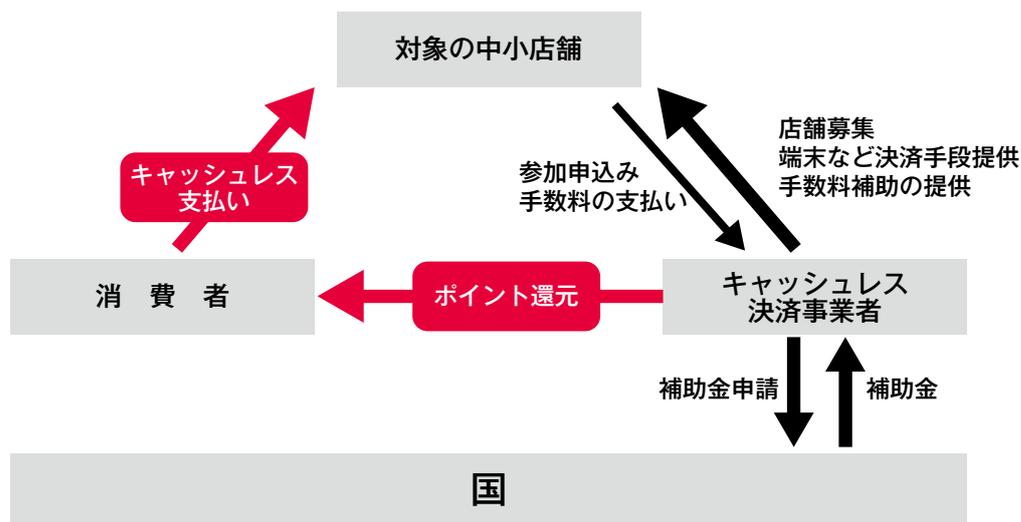
2019年10月1日から、2020年6月末までの9か月間について、消費者がキャッシュレス決済手段を用いて中小・小規模の小売店・サービス業者・飲食店等で支払いを行った場合、決済金額の一部を消費者に還元します。

	加盟店手数料	決済端末	ポイント還元
中小・小規模事業者	実質 2.17%以下 (期間後の手数料は開示)	負担ゼロ	5%
フランチャイズチェーン ガソリンスタンドなど	×	×	2%

3 実施期間

2019年10月1日～2020年6月（加盟店申し込みは、4月末まで）

4 事業イメージ



※キャッシュレス・消費者還元事業の最新情報については、経済産業省ホームページをご覧ください。
<https://www.meti.go.jp/>

【問い合わせ先】

ポイント還元窓口 中小・小規模事業者向け TEL 0570-000655
 (平日 10:00～18:00 (土日・祝日除く))

消費税の価格転嫁対策に関する相談窓口

1 国の相談窓口（消費税価格転嫁等総合相談センター）

<相談内容>

- ア 消費税の転嫁拒否行為（減額、買ったたき等）に関する情報
- イ 消費税の転嫁を阻害する表示行為（「消費税還元セール」の表示等）に関する情報
- ウ 消費税の表示（総額表示、外税表示等）に関する情報
- エ 消費税の転嫁・表示方法の共同行為（転嫁カルテル・表示カルテル）に関する情報

<電話番号>

0570-200-123（ナビダイヤル）（午前9時から午後5時まで（平日のみ））

<相談センターホームページ>

<https://www.tenkasoudan.go.jp/>

2 市内の相談窓口

※ 市の窓口は、情報の受付・国等の所管窓口への通知を行うもので、事業者への調査・指導等の権限は付与されていません。

相談者	担当窓口	住所	電話番号
●事業者等からの相談			
（卸・小売業を除くすべての業種）	産業経済局 中小企業振興課	戸畑区中原新町2番1号 北九州テクノセンタービル1階	093-873-1433
（卸・小売業）	産業経済局 商業・サービス産業政策課	小倉北区城内1番1号	093-582-2050
●消費者からの相談			
全消費者	市民文化スポーツ局 消費生活センター	戸畑区汐井町1番6号 ウェルとばた7階	093-871-0428

<市内相談窓口での対応>

- ア 消費税の転嫁拒否行為等に関する相談内容については、法律に基づく制度の一般的な解釈等についてご説明します。
- イ 法律違反が疑われる個別事案や、事業者等が自ら行おうとする具体的な行為についての事前相談及び本市において対応することができない一般的な法令解釈等の内容の場合は、国の担当機関（公正取引委員会、消費者庁等）をご紹介します。

その他ご相談について

1 消費税に関する一般的な相談

消費税（税率の引上げ等）に関する問い合わせ等に関しては、国税庁、福岡国税局及び各税務署が対応します。詳細は、下記ホームページをご参照ください。

【福岡国税局ホームページ】

<https://www.nta.go.jp/about/organization/fukuoka/index.htm>

【福岡県内税務署ホームページ】

<http://www.nta.go.jp/about/organization/fukuoka/location/fukuoka.htm>

※中小企業からの消費税に関する問い合わせについては、商工会議所、商工会、福岡県中小企業団体中央会、（公財）福岡県中小企業振興センターにおいても対応しています。

2 資金繰りの相談

消費税増税の影響等に伴う資金繰り相談については、必要に応じて、セーフティネット保証の認定や本市の「景気対応資金」などの融資制度等をご案内します。

<担当窓口>

北九州市産業経済局中小企業振興課

<受付日時>

午前8時30分から午後5時まで（土日祝除く）

第3章 円滑な資金調達をしたい

中小企業融資制度のご案内

～北九州市中小企業融資制度～

市内の中小企業の経営基盤確立を促進し中小企業の振興を図るため、北九州市が一定の資金を金融機関に預け入れ（預託）し、金融機関はその預託金に自己資金を加えた金額を融資資金として融資を行う制度です。

1 対象者（次のすべてを満たす方）

- (1) 市内に事務所、事業所を有する方で、継続して一定期間（事業開始後3ヶ月、6ヶ月又は1年以上：ただし、小規模企業者支援資金、小口事業資金、長期事業資金、短期運転資金、開業支援資金、新成長戦略みらい資金及び高度化・準高度化資金を除く）同一事業を営んでいる中小企業者、組合、NPO法人（※）であること。（※）NPO法人についてはP14右上「（※1）申込対象者について」をご確認ください。）
- (2) 北九州市の税金を滞納していないこと。
- (3) 福岡県信用保証協会の信用保証の**対象業種**（注）であること。
- (4) 営業許可、登録等を必要とする事業の場合、その許認可を受けていること。
- (5) 銀行取引停止処分を現に受けていないこと。
- (6) 福岡県信用保証協会の保証付借入に対し、現に延滞し、又は当該借入の保証人でないこと。
- (7) 福岡県信用保証協会の代位弁済先で、同協会に求償債務が残っていないこと。
- (8) 暴力団、暴力団員、暴力団と密接な関係を有する者等に該当しないこと。
- (9) その他、融資の申込要件に該当すること。

（注）融資（保証）対象業種

建設業、製造業、卸・小売業、サービス業など幅広い業種が対象となります。（組合、NPO法人を含む）
※対象とならない業種（農業、林業、漁業、金融業など）がありますのでご注意ください。

2 申込みに必要な書類

①借入申込書（信用保証協会全国統一申込書式）	1通
②北九州市税の納税証明書（中小企業融資用のもの ^注 ：市税事務所市民税課又は各区役所税務課で発行）	1通
③決算書類 法人：直近2期分の決算書（決算後6ヶ月を経過している場合は、最近の試算表を含む） 個人：直近2期分の確定申告書全ページの写し ※法人・個人で業歴1年未満の方は、必要に応じて月別営業実績表	各2通
④履歴事項全部証明書（法人の場合）	2通 (1通はコピー可)
⑤許認可証の写し（許認可業種を営んでいる場合）	1通
⑥受注工事明細書（建設業を営んでいる場合）	1通
⑦宣誓書（飲食業を営むもので風俗営業でない旨）	1通
⑧設備のカタログ（建物の場合、平面図を含む）及び見積書（設備資金の場合）	2通
⑨融資対象者認定書（認定申請が必要な資金の場合）	
⑩その他必要書類	

※上記の他に、金融機関及び福岡県信用保証協会の審査にて必要な書類があります。

注. 市税に滞納がない旨の記載がなされていること。

※福岡県信用保証協会を初めて利用する方など、印鑑登録証明書の提出を求められることがあります。

※北九州市税の納税証明書（中小企業融資用）は、各区役所・出張所のみで取得できます。

その他の場所（コンビニ等）では、取得できませんのでご注意ください。

セーフティネット保証5号認定のご案内

1 セーフティネット保証とは

中小企業者の皆様が、中小企業信用保険法第2条第5項の規定に基づく認定書を添付して、信用保証付融資を金融機関に申し込むと、信用保証協会の保証料が軽減され、融資の別枠保証限度額でのお申込が可能となります。この認定は、中小企業者の住所地を管轄する市町村長又は特別区長が行います。

2 主な認定基準

指定業種（2020年4月1日現在587業種）に属する事業を行う中小企業者で、次のいずれかに該当すること。※指定業種は、中小企業庁のホームページ（金融サポート）で確認できます。

【認定条件】

- (イ) 最近3ヶ月間の売上高等が、前年同期の売上高等と比較して5%以上減少していること
- (ロ) 製品等の売上原価のうち、20%以上を占める原油等の仕入価格が、20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていないこと。

注1 売上げ比較における最近3ヶ月とは、試算表等で売上げが把握できる申請月に最も近い月からさかのぼって3ヶ月のことです。（特別な事情がある場合は、申請月の前月から最大6ヶ月さかのぼった月から連続する3ヶ月で申請することができます。）

注2 時限的な運用緩和として、2月以降直近3ヶ月の売上高が算出可能となるまでは、直近の売上高等の減少と売上高見込みを含む3ヶ月間の売上高等の減少でも申請可能です。

3 認定申請に必要な書類

- (1) 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書
 - ①売上高等の減少による申請の場合：認定申請書(イ)
 - ②原油価格の高騰による申請の場合：認定申請書(ロ)

※認定申請書は、北九州市中小企業振興課の窓口で配布しています。
また、「北九州市ホームページ」、「中小企業支援センターホームページ」からダウンロードできます。
- (2) 実印、会社のゴム判（所在地・会社名）
（実印は、法人：代表取締役印、個人：代表者の実印）
- (3) 業種の確認できる書類
（履歴事項全部証明書（登記簿謄本）、許認可証、確定申告書、パンフレット、請求書など）
- (4) 売上げ等の確認書類
 - ①売上高の減少による申請の場合
 - 最近3ヶ月及び前年同時期の月別の売上高がわかるもの
（試算表、売上帳、確定申告書、決算書など）
 - ②原油価格の高騰による申請の場合
 - 最近3ヶ月及び前年同時期の月別の売上高がわかるもの
（試算表、売上帳、確定申告書、決算書など）
 - 原油及び石油製品等の仕入価格、仕入数量等のわかるもの
（仕入伝票、仕入表など）
- (5) 委任状（金融機関の方が代理申請される場合）
- (6) 融資申込みに係る反社会的勢力でないことの表明・確約書

【問い合わせ先】

北九州市 産業経済局 中小企業振興課 TEL 093-873-1433 FAX 093-873-1434

第3章 円滑な資金調達をしたい

北九州市中小企業融資制度（概要）

目的	資金名	必要事業歴(以上)	申込対象者(※1)及び資金用途等	
通常の事業に必要な資金として	① 小規模企業者支援資金	事業を営んでいること	小規模企業者の事業活動に必要な資金（運転・設備） 次のすべてに該当する会社及び個人事業者が対象。 ○常時使用する従業員が20人（宿泊業、娯楽業を除く商業・サービス業は5人）以下 ○本資金借入前に保証協会付融資の残高が2,000万円以内であること	
	② 小口事業資金		事業活動に必要な資金（運転・設備）	
	③ 一般事業資金		事業活動に必要な資金（運転・設備）	
	短期運転資金		事業活動に必要な運転資金	
緊急対策・経営安定対策として	④ 災害復旧資金	6か月	火災、風水害を受けた企業の早期復旧のための資金（運転・設備）	
	⑤ 連鎖倒産防止資金	3か月	取引先の倒産等の影響を受けている企業の運転資金	
	⑥ 景気対応資金		売上高、売上高総利益率、売上高営業利益率の減少に該当する企業を対象とする資金（運転・設備） セーフティネット保証5号の認定を受けた方	
			セーフティネット保証4号（令和二年新型コロナウイルス感染症）の認定を受けた方 危機関連保証（中小企業信用保険法第2条第6項）の認定を受けた方 ※大規模な経済危機、災害等が生じた場合に、経済産業大臣が特例措置を発動した期間のみ実施	
⑦ 経営力強化資金	6か月	金融機関及び認定経営革新等支援機関（注）の支援を受けつつ、中小企業者が自ら策定した事業計画の実施に必要な事業資金（運転・設備） ※税務、金融及び企業の財務に関する専門的な知識や実務経験が一定レベル以上の者（金融機関や税理士、公認会計士、弁護士等）で、国の認定を受けたものをいいます。		
企業の成長を支援する資金として	⑧ 開業支援資金（一般枠）	—	①新たに事業を開始しようとする方 ②個人又は会社で創業して5年未満の方 ③現在の事業を継続しつつ、新たに市内で会社を設立される方、または分社化した会社で設立して5年未満の方 （※4）	
	特別枠（女性・若者・シニア・転入・雇用創出）		④新たに事業を開始しようとする、女性・35歳未満又は55歳以上の男性・市外からの転入者・雇用の創出を伴う方 （※4）	
	⑨ 事業承継資金	—	①3年以内に事業承継を予定している方 ②事業承継日から3年以内の方 ③経営権の集約を目的として、持株会社によって事業会社の株式を集約化し、当該事業を承継しようとする法人 など	
	⑩ 成長加速化協調資金	事業を営んでいること	本資金と同時に取扱金融機関から一定額以上のプロパー融資を受ける市内中小企業者の事業拡大に必要な資金（運転・設備）	
	⑪ 新事業開拓支援資金（一般枠）	建設業特別対策枠	1年	新たな分野への進出（運転・設備）、事業の拡大（設備）に必要な資金
				建設業の新たな分野への進出（運転・設備）に必要な資金
⑫ 新成長戦略みらい資金	—	—	北九州市新成長戦略の推進に寄与する事業のうち、市が指定する国・県・市の事業において、認定や評価、表彰、補助金・助成金の交付等を受けた市内中小企業者の事業展開に必要な資金（運転・設備） ※指定事業については、中小企業振興課にお尋ねください。	
労働生産性向上特別枠			「給与アップで人手不足解消！労働生産性サポート事業」において、本市の認定を受けた市内中小企業者の事業展開に必要な資金（運転・設備） ※当該事業の詳細については、中小企業振興課にお尋ねください。	
⑬ 高度化・準高度化資金	—	—	高度化事業を実施するために必要な対象事業費のうち国・県の貸付対象外となった額の2/3以内 国の高度化事業の指定を受けていない高度化事業に必要な対象事業費の80%以内（1億5千万円を限度）	
⑭ 環境産業融資 ア 省エネ設備・新エネ設備導入資金 イ 環境配慮型製品導入資金	—	事業を営んでいること	ア 省エネ設備又は新エネ設備の導入に必要な資金（設備・最低投資額150万円） イ 燃料電池自動車（FCV）、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド車（PHV）及びそれらの充電設備、北九州エコプレミアム認定製品の導入等に必要な資金（設備・最低投資額100万円）	

注) 記載内容以外にも制約等がございますので、申込窓口でご相談ください。

(2020年4月1日現在)

融 資 条 件					保証人 (※3)	担保	返済 方法	申 込 先
限度額 (万円)	期 間 (据置期間)	金 利	保証料率 (※2)	責任共有 制度				
2,000	10年以内 (12月以内)	1.30%	0.35～ 1.54%	対象外	原則として 法人は代表者、 個人事業主は 不要	原則 不要	○取扱金融機関 15行 (※5) ○北九州商工会議所 本所、サービスセンター	
2,000		1.40%	0.45～ 1.56%	原則 対象				
12,000		5年以内 1.50% 5年超 1.70%	0.45～ 1.66%					
3,000	1年以内	1.30%	原則 対象					
5,000 特認10,000	10年以内 (24月以内)	1.20%		対象				
4,000		1.40%						
10,000		1.40%						
8,000	10年以内 (24月以内)	1.30%	0.60%	対象				
		1.20%	0.00%	対象外				
20,000	運転 5年以内 設備 7年以内 (12月以内) <small>(※保証付きの既往 借入金を借り換 える場合 10年以内 (12月以内))</small>	1.40%	0.31～ 1.18%	原則 対象				
			責任共有対象外となる 保証付きの既往借入金 を当資金で借り換える 場合は責任共有対象外 (0.36%～1.43%)					
3,500	10年以内 (24月以内)	1.20%	0.00%	原則 対象外				
		1.10%	但し初回 利用の場合のみ (※2)					
20,000	運転 10年以内 (12月以内) 設備 10年又は 15年以内 (12月以内)	取扱金融 機関の 定める率	0.00～ 0.75%	申込対象者に より異なる				
10,000	運転 10年以内 (12月以内) 設備 15年以内 (24月以内)	1.40%	0.35～ 1.54%	原則として 法人は代表者、 個人事業主は 不要				
10,000	運転 10年以内 (12月以内) 設備 10年以内 (24月以内)		0.45～ 1.56%					
	運転 10年以内 (18月以内) 設備 10年以内 (24月以内)		0.27～ 1.00%					
10,000	運転 10年以内 設備 15年以内 (24月以内)	10年以内 1.10% 10年超 1.30%	0.45～ 1.51%	原則 対象				
		10年以内 1.00% 10年超 1.20%	0.00%					
ア 10,000 イ 1,000	20年以内 (36月以内)	10年以内 1.30%	必要に 応じて 0.45～ 1.90%	事業を実施する 理事又は理事 全員の連帯 保証				
	15年以内 (24月以内)	10年超 1.50%						
ア 10,000 イ 1,000	5年以内 (12月以内)	5年以内 1.20%	必要に 応じて 0.45～ 1.51%	原則 対象	金融機関 所定	金融機関 所定	○北九州市環境局 環境産業推進課 ※詳細はお問い合わせください。 (電話 582-2630)	

(※1) 申込対象者について

①、⑧、⑬の資金はNPO法人の利用はできません。

(※2) 保証料率について

北九州市では保証料の一部を補てんしており、左の表では補てん後の料率を表示しています。

個々の経営状況等に応じ、左記の範囲で保証料率が適用されます。

別途、有担保などによる保証などで料率が割引される場合があります。

「開業支援資金」の2回目以降のご利用の場合の保証料は〈責任共有制度〉対象外・・・0.75%
対 象・・・0.36%～1.38%

(※3) 保証人等について

保証人及び担保に関する詳細は福岡県信用保証協会等にお問い合わせください。

(※4) 開業支援資金の申込要件

①～④の種類によって、事業歴の有無や自己資金要件など、より詳細な要件があります。

詳細は北九州市中小企業振興課等にお問い合わせください。

(※5) 取扱金融機関

次の金融機関の北九州市内及びその近郊の本店・支店

金融機関名	①	②	③	④
	〇	〇	〇	〇
みずほ銀行	〇			〇
福岡銀行	〇			〇
西日本シティ銀行	〇			〇
北九州銀行	〇			〇
筑邦銀行	〇			
佐賀銀行	〇			
十八銀行	〇			
親和銀行	〇			
大分銀行	〇			
福岡中央銀行	〇			
西京銀行	〇			
豊和銀行	〇			
福岡ひびき信用金庫	〇			〇
遠賀信用金庫	〇			
商工組合中央金庫	〇	〇		

※十八銀行、親和銀行は、合併が予定されています。

経営相談
消費増税対策
資金調達
生産性向上
事業承継
雇用相談
技術開発
受注拡大
建設業
国際ビジネス
環境ビジネス
サービス業
起業・創業
人材育成
技能・技術
役立つ制度
各種機関

第3章 円滑な資金調達をしたい

信用保証協会の公的保証制度のご案内

～福岡県信用保証協会の保証制度～

北九州市の融資制度は、「福岡県信用保証協会」が保証し中小企業者の信用を補完することで、円滑な資金調達が可能となる融資制度となっています。

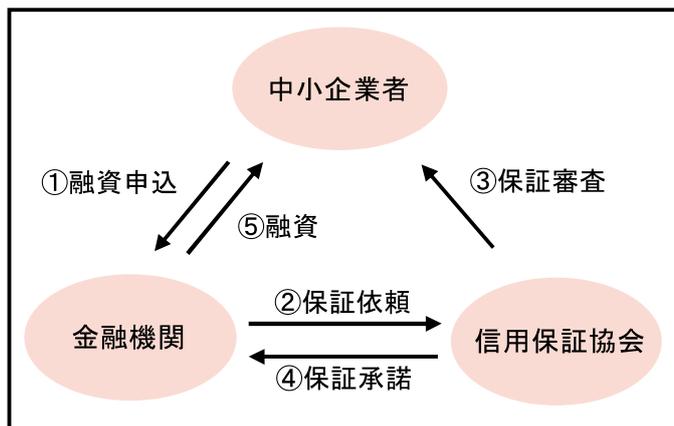
1 信用保証制度とは

「信用保証協会法」に基づき設立された信用保証協会が、中小企業者の資金調達を円滑に進めることを目的として、中小企業者が金融機関から事業資金の融資を受ける際に、その借入債務を保証する制度です。

※ご利用になれない業種は、次のとおりです。

農業、林業、漁業、金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）などです。

詳細は、ご照会ください。



2 セーフティネット保証（中小企業信用保険法第2条第5項1～8号）

(1) 制度の概要

信用保証協会の保証限度額が別枠になるとともに、割安な保証料で保証が可能となる制度です。認定は、本店所在地（個人の場合は主たる事業所）の市町村長が行います。

(2) 各号の概要

(2020年1月1日現在)

1号	国の指定する大型倒産企業と取引のある中小企業 【過去の指定案件】石原商事、福岡スプリットン工業、川口工務店、タカタ など
2号	国の指定する事業活動の制限（取引先のリストラ等）により影響を受ける中小企業者 【過去の指定案件】米国 BSE 関連、三菱自動車関連 など
3号	国の指定する特定地域の特定事業（災害等の突発的理由）を営む中小企業者 【過去の指定案件】有明海の高苔の不作 など
4号	国の指定する特定地域（災害等の突発的理由）で事業を営む中小企業者 【過去の指定案件】平成 30 年 7 月豪雨、平成 29 年 7 月九州北部豪雨、平成 28 年熊本地震、平成 24 年 7 月九州地方豪雨災害 など
5号	(イ) 国の指定する不況業種に属する事業を営んでおり、最近 3 ヶ月間と前年同期間の売上を比較して 5% 以上減少している中小企業者 (ロ) 国の指定する不況業種に属する事業を営んでおり、原油価格の上昇により製品等原価のうち 20% を占める原油等の仕入価格が 20% 以上上昇しているものの製品等価格に転嫁できていない中小企業者 ※不況業種の指定：四半期ごとに国が指定
6号	破綻金融機関等と金融取引を行っていたことにより、借入の減少等が生じている中小企業者
7号	金融機関の合理化等の金融取引の調整に伴い借入が減少した中小企業者 【認定要件】 国が指定する金融機関からの最近の借入残高が前年同期と比較して 10% 以上減少していること等、3 つの借入条件を満たすこと ※指定金融機関の指定：6 ヶ月ごと（1/1～6/30、7/1～12/31）に国が指定
8号	整理回収機構に貸付債権が譲渡された企業のうち事業の再生が可能な中小企業者

(3) セーフティネット保証の認定要件

中小企業信用保険法第2条第5項の各号及び第6項で、それぞれ認定の要件は異なります。そのうち申請の多い4号・5号(イ)及び同法第2条第6項による危機関連保証の認定要件は次のとおりです。

<4号(自然災害等の突発的事由)>

次のすべてを満たしていること

ア 「指定地域」において1年間以上継続して事業を行っていること

イ 「指定を受けた突発的災害(自然災害等)」の発生に起因し、最近1ヶ月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2ヶ月を含む3ヶ月の売上高等が前年同月比20%以上減少することが見込まれること

※指定地域、指定を受けた突発的災害は国が指定します。

<5号(イ)(全国的不況業種)>

次のすべてを満たしていること

ア 不況業種^{※1}に該当すること

イ 申請者の最近3ヶ月間の平均売上高が前年同期間の平均売上高と比較して5%以上減少^{※2}していること

※1 不況業種は国が指定します。

※2 この基準については、時限的な取扱いとなっています。

<危機関連保証>

経済産業大臣が定める期間において以下のすべてを満たすこと

ア 金融取引に支障をきたしており、金融取引の正常化を図る為に資金調達を必要としていること

イ 指定案件に起因して、原則として、最近1ヶ月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少しており、かつその後2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少することが見込まれること

※4号の指定地域、指定を受けた突発的災害、5号(イ)の不況業種及び危機関連保証の指定案件は、中小企業庁のホームページでご覧になれます。(URL <https://www.chusho.meti.go.jp>)

3 信用保証料率

信用保証協会の保証料は、原則として中小企業の経営状況等に応じた9段階のいずれかの料率が適用されます。なお、北九州市中小企業融資制度については、市が保証料の一定割合を補てんしているため、割安な保証料となっています。

<リスク考慮型基準料率表>

(%)

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
責任共有外保証料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50

※セーフティネット保証等一部の保証では、リスク考慮型保証料率は適用されません。

別途定める固定の利率が適用されます。

※責任共有制度とは

従来、信用保証協会の保証は100%でしたが、2007年10月から責任共有制度の導入により一部の保証を除いて80%保証となり、残りの20%は金融機関が負担する制度です。

【問い合わせ先】

福岡県信用保証協会 北九州支所

〒802-0082 北九州市小倉北区古船場町1-35 北九州市立商工貿易会館4F

TEL 093-551-2634 FAX 093-522-4754 URL <https://www.fukuoka-cgc.or.jp/>

第3章 円滑な資金調達をしたい

日本政策金融公庫の融資制度のご案内

1 セーフティネット貸付

経済環境の変化等により資金繰りに困難をきたしているが、中長期的に経営が安定することが見込まれる中小企業者を支援する制度です。

(1) 経営環境変化対応資金

(2020年4月1日現在)

貸付対象	社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に売上の減少等業況悪化をきたしているが、中長期的にはその業況が回復し発展することが見込まれる方
貸付限度	日本政策金融公庫（中小企業事業）：7億2,000万円 日本政策金融公庫（国民生活事業）：4,800万円 （※生活衛生セーフティネット貸付（運転資金のみ）の貸付限度額は5,700万円）
貸付利率	日本政策金融公庫（中小企業事業）：基準利率（長期運転資金に限り上限3%） 日本政策金融公庫（国民生活事業）：基準利率
貸付期間等	日本政策金融公庫（中小企業事業） 設備資金 貸付期間：15年以内（うち据置期間は3年以内） 運転資金 貸付期間：8年以内（うち据置期間は3年以内） 日本政策金融公庫（国民生活事業） 設備資金 貸付期間：15年以内（うち据置期間は3年以内） 運転資金 貸付期間：8年以内（うち据置期間は3年以内）
担保条件	お客様のご希望を伺いながら相談
問い合わせ先	日本政策金融公庫 北九州支店 中小企業事業・国民生活事業 八幡支店 国民生活事業

(2) 金融環境変化対応資金

(2020年4月1日現在)

貸付対象	金融機関との取引状況の変化により、一時的に資金繰りに困難をきたし、中長期的には資金繰りが改善し経営が安定することが見込まれる方
貸付限度	日本政策金融公庫（中小企業事業）：別枠3億円 日本政策金融公庫（国民生活事業）：別枠4,000万円
貸付利率	日本政策金融公庫（中小企業事業）：基準利率（長期運転資金に限り上限3%） 日本政策金融公庫（国民生活事業）：基準利率
貸付期間等	日本政策金融公庫（中小企業事業） 設備資金 貸付期間：15年以内（うち据置期間は3年以内） 運転資金 貸付期間：8年以内（うち据置期間は3年以内） 日本政策金融公庫（国民生活事業） 設備資金 貸付期間：15年以内（うち据置期間は3年以内） 運転資金 貸付期間：8年以内（うち据置期間は3年以内）
担保条件	お客様のご希望を伺いながら相談
問い合わせ先	日本政策金融公庫 北九州支店 中小企業事業・国民生活事業 八幡支店 国民生活事業

(3) 取引企業倒産対応資金

(2020年4月1日現在)

貸付対象	取引企業など関連企業の倒産に伴い、経営に困難をきたしている方
貸付限度	日本政策金融公庫（中小企業事業）：別枠1億5,000万円 日本政策金融公庫（国民生活事業）：別枠3,000万円
貸付利率	日本政策金融公庫（中小企業事業）：基準利率 ほか 日本政策金融公庫（国民生活事業）：基準利率
貸付期間	日本政策金融公庫（中小企業事業） 運転資金 貸付期間：8年以内（うち据置期間3年以内） 日本政策金融公庫（国民生活事業） 運転資金 貸付期間：8年以内（うち据置期間3年以内）
担保条件	お客様のご希望を伺いながら相談
問い合わせ先	日本政策金融公庫 北九州支店 中小企業事業・国民生活事業 八幡支店 国民生活事業

2 事業再生支援資金

法的再建や私的整理の途上にある方に対する融資制度です。

(2020年4月1日現在)

貸付対象	① 民事再生法の規定による再生手続開始の申立てなどを行った方であって、認可決定前の方のうち、日本政策金融公庫が定める要件に合致している方 ② 民事再生法に基づく再生計画の認可決定などを受けた方、および私的整理に関するガイドラインに沿って私的整理を行う方のうち、日本政策金融公庫が定める要件に合致している方
貸付限度	7億2,000万円（うち運転資金2億5,000万円）
貸付利率	貸付対象① 基準利率（上限3%） 貸付対象② 基準利率（上限3%） ※ ②に当てはまる方について、担保をご提供いただかない場合は所定の利率が上乘せされます（上乘せ後の利率の上限3%）
貸付期間	貸付対象① 1年（うち据置期間1年以内） 貸付対象② 設備資金10年以内（うち据置期間2年以内） 運転資金5年以内（うち据置期間2年以内）
担保条件	お客様のご希望を伺いながら相談
問い合わせ先	日本政策金融公庫 北九州支店 中小企業事業

第3章 円滑な資金調達をしたい

3 企業再建資金

経営改善や経営再建等に取り組む必要が生じ、通常の制度では融資が困難な方を支援する制度です。
(2020年4月1日現在)

貸付対象	<ul style="list-style-type: none"> ① 中小企業再生支援協議会や株式会社整理回収機構などの関与の下で事業の再建を図る方 ② 産業競争力強化法に基づく認定（変更認定を含みます。）を受けた中小企業承継事業再生計画に従って事業の再生を図る方 ③ 適切な再生計画を策定し、取引金融機関の支援を受けて企業再生を図る方 ④ 民事再生法に基づく再生計画の認可などを受けた方 ⑤ 認定支援機関による経営改善計画策定支援事業を利用して経営改善に取り組んでいる方 ⑥ 過剰債務の状況に陥っているものが経営改善計画の策定を行い、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第21条第1項に定める認定経営革新等支援機関による指導および助言を受けており、かつ、同計画に対する関係金融機関の合意が確認できる方 ⑦ 金融機関からの事業資金の借入金について、弁済に係る負担の軽減を目的とした条件変更を行っている方 	<ul style="list-style-type: none"> ① 経営改善、経営再建等に取り組む必要がある中小企業の方のうち、日本政策金融公庫が定める要件に合致している方 ② 中小企業等経営強化法に定める認定経営革新など支援機関（以下「認定支援機関」という。）による経営改善計画策定支援事業を利用して経営改善に取り組んでいる方 ③ 過剰債務の状況に陥っているものが経営改善計画の策定を行い、認定支援機関による指導および助言を受けており、かつ、同計画に対する関係金融機関の合意が確認できる方
貸付限度	7,200万円（うち運転資金4,800万円以内）	7億2,000万円
貸付利率	制度ごとに定められた利率	制度ごとに定められた利率
貸付期間	設備資金 20年以内 （うち据置期間2年以内） 運転資金 15年以内 （一定の要件を満たす場合は20年以内） （うち据置期間2年以内）	設備資金 20年以内（うち据置期間2年以内） 運転資金 15年以内（うち据置期間2年以内）
担保条件	お客様のご希望を伺いながら相談	お客様のご希望を伺いながら相談
問い合わせ先	日本政策金融公庫 北九州支店・八幡支店 国民生活事業	日本政策金融公庫 北九州支店 中小企業事業

4 事業承継・集約・活性化支援資金

経済的又は社会的に有用な事業や企業を承継・集約化する方を支援する制度です。

(2020年4月1日現在)

貸付対象	<ul style="list-style-type: none"> ①安定的な経営権の確保等により、事業の承継・集約を行う方 ②「中小企業経営承継円滑化法」第12条第1項第1号の規定に基づき認定を受けた中小企業者の代表者の方、または同法第12条第1項第3号の規定に基づき認定を受けた事業を営んでいない個人の方 ③一定の要件の下、事業承継に際して経営者個人保証の免除等を取引金融機関に申し入れたことを契機に取引金融機関からの資金調達が困難となっている方であって、公庫が融資に際して経営者個人保証を免除する方 ④中期的な事業承継を計画し、現経営者が後継者（候補者を含む。）と共に事業承継計画を策定している方 ⑤事業の承継・集約を契機に、新たに第二創業（経営多角化、事業転換）または新たな取組みを図る方（第二創業後または新たな取組後、おおむね5年以内の方） 	<ul style="list-style-type: none"> ①中期的な事業承継を計画し、現経営者が後継者（候補者を含む。）と共に事業承継計画を策定している方 ②安定的な経営権の確保などにより、事業の承継・集約を行う方 ③事業の承継・集約に伴う代表者の変更を契機に、新たに第二創業（経営多角化、事業転換）または新たな取組を図る方（第二創業または新たな取組後、概ね5年以内の者を含む） ④中小企業経営承継円滑化法第12条第1項第1号の規定に基づき認定を受けた中小企業者の代表者又は同法第12条第1項第3号の規定に基づき認定を受けた事業を営んでいない個人の方 ⑤事業承継に際して経営者個人保証の免除などを取引金融機関に申し入れたことを契機に取引金融機関からの資金調達が困難となっている方であって、公庫が貸付に際して経営者個人保証を免除する方
貸付限度	7,200万円以内（うち運転資金4,800万円以内）	7億2,000万円
貸付利率	制度ごとに定められた利率	制度ごとに定められた利率
貸付期間	設備資金20年以内（うち据置期間2年以内） 運転資金7年以内（うち据置期間2年以内）	設備資金20年以内（うち据置期間2年以内） 運転資金7年以内（うち据置期間2年以内）
担保条件	お客様のご希望を伺いながら相談	お客様のご希望を伺いながら相談
問い合わせ先	日本政策金融公庫 北九州支店・八幡支店 国民生活事業	日本政策金融公庫 北九州支店 中小企業事業

第3章 円滑な資金調達をしたい

5 無担保・無保証人の融資制度 —小規模事業者経営改善資金（マル経融資）—

商工会議所・商工会などの経営指導を受けている方が無担保・無保証人で利用できる融資です。

(2020年4月1日現在)

融資対象	常時使用する従業員が製造業等で20人以下、商業・サービス業で5人以下の事務所
融資限度	2,000万円
返済期間	運転資金 7年以内（うち据置1年以内） 設備資金 10年以内（うち据置2年以内）
その他	ご利用にあたっては、商工会議所会頭、商工会会長などの推薦が必要です。
問い合わせ先	北九州商工会議所 中小企業振興課 日本政策金融公庫 北九州支店・八幡支店 国民生活事業

6 担保を不要とする融資

法人企業は原則として無担保・代表者の方のみの保証、個人企業は原則として無担保・無保証人とする融資制度です。

(2020年4月1日現在)

利用要件	税務申告を2期以上行っていること、原則として所得税等を完納していること
貸付限度	4,800万円
貸付利率	各融資制度に定める貸付利率
貸付期間	各融資制度に定める返済期間以内
連帯保証人	法人の方：原則として代表者の方のみ 個人の方：原則として不要
問い合わせ先	日本政策金融公庫 北九州支店・八幡支店 国民生活事業

7 北九州市スタートアップ支援貸付

対象企業の要件は、貸付対象条件①～④まで全てを満たすことの、北九州市の証明を受けた方です。

(2020年4月1日現在)

貸付対象	①市内に事業所を有する中小企業者又は特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した特定非営利法人（NPO法人）であること。 ②市が所有するインキュベーション施設又は市が認定するインキュベーション施設へ入居又は登録していること。 ※市の公募事業において、別途評価された事業についてはこの限りではありません。 ③北九州市新成長戦略の推進に資するクリエイティブ産業及び情報通信サービス産業の事業を行う者として同市の証明を受けていること。 ④法令等に基づく許認可が必要な業種の場合は、許認可を受けていること。市税を滞納していないこと。暴力団関係企業等に該当しないこと、またこれらと密接な関係を有する者ではないこと。
資金用途	北九州市新成長戦略に基づき地域活性化に取り組むために必要な設備資金及び運転資金
貸付限度	日本政策金融公庫（中小企業事業）：7億2,000万円以内（うち運転資金2億5,000万円以内） 日本政策金融公庫（国民生活事業）：7,200万円以内（うち運転資金4,800万円以内）
貸付利率	・国民生活事業：特別利率A（基準利率から0.4%の利率引き下げ） ・中小企業事業：2億7,000万円まで 特別利率① 2億7,000万円超 基準利率
貸付期間	・設備資金20年以内（うち据置期間2年以内） 運転資金7年以内（うち据置期間2年以内）
担保条件	日本政策金融公庫（中小企業事業・国民生活事業） お客様のご希望を伺いながら相談
問い合わせ先	日本政策金融公庫 北九州支店 中小企業事業・国民生活事業 八幡支店 国民生活事業

8 北九州市企業の生産性改革金融支援制度

(2020年4月1日現在)

貸付対象	次の①～⑤の全てを満たしていることについて、北九州市の証明を受けた方。 ①生産性改革の実施事業者については、市内に事業所を有すること。市内企業への生産性改革関連サービス・製品の提供事業者は、全国の事業者が対象。 ②中小企業者（個人含む）、又は特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した特定非営利法人（NPO法人）であること。 ③法令等に基づく許認可が必要な業種の場合は、許認可を受けていること。 ④市税を滞納していないこと。 ⑤暴力団関係企業等に該当しないこと、またこれらと密接な関係を有する者ではないこと。
貸付限度	日本政策金融公庫（中小企業事業）：7億2,000万円以内（うち運転資金2億5,000万円以内） 日本政策金融公庫（国民生活事業）：7,200万円以内（うち運転資金4,800万円以内）
貸付利率	国民生活事業：特別利率A（基準利率から0.4%の利率引き下げ） 中小企業事業：2億7,000万円まで 特別利率① 2億7,000万円超 基準利率
貸付期間	設備資金20年以内（うち据置期間2年以内） 運転資金7年以内（うち据置期間2年以内）
担保条件	日本政策金融公庫（中小企業事業・国民生活事業） お客様のご希望を伺いながら相談
問い合わせ先	日本政策金融公庫 北九州支店 中小企業事業・国民生活事業 八幡支店 国民生活事業

第3章 円滑な資金調達をしたい

企業立地促進資金融資（北九州市）

工場・事業所等の新設・増設時に利用できます。

対象企業	基本対象業種（P24 参照）、先端技術企業、市が誘致した製造業、電気通信業の企業、情報処理専修学校の企業、民間放送業の企業、有線テレビジョン放送業の企業、観光関連企業、その他市が所有する団地に立地する企業
要件	工場等を新增設する企業で、用地費を含む設備投資額が5千万円以上
融資額等	融 資 額：用地費を含む設備投資経費の80%以内 貸出利率：年1.45%（2020年4月1日現在） 融資期間：10年以内（据置2年以内）
限度額	10億円

【問い合わせ先】

北九州市 産業経済局 企業立地支援課 TEL 093-582-2065 FAX 093-582-1202

環境産業融資（北九州市）

北九州市内において環境・エネルギーに関する設備投資を行う企業等に対し、「リーディングプロジェクト支援資金」、「省エネ設備・新エネ設備導入資金」、「環境配慮型製品導入資金」の3つのメニューにより必要な資金を融資する制度です。

融資の種類	リーディングプロジェクト支援資金			省エネ設備・新エネ設備導入資金		環境配慮型製品導入資金	
融資限度額 (最低投資額)	10億円 (5,000万円)			1億円 (150万円)		1千万円 (100万円)	
融資期間 (据置期間)	5年以内 (1年以内)	10年以内 (2年以内)	15年以内 (2年以内)	5年以内 (1年以内)	10年以内 (2年以内)	5年以内 (1年以内)	10年以内 (2年以内)
融資利率	0.90%	1.25%	1.65%	1.20%	1.40%	1.20%	1.40%
保証	任意保証			保証協会の保証要 (保証協会の対象外企業除く)		保証協会の保証要 (保証協会の対象外企業除く)	
取扱金融機関	みずほ銀行、福岡銀行、西日本シティ銀行、北九州銀行、福岡ひびき信用金庫						

【問い合わせ先】

北九州市 環境局 環境産業推進課 TEL 093-582-2630 FAX 093-582-2196

◆その他詳細は、下記ホームページをご覧ください。

<http://www.city.kitakyushu.lg.jp/kankyuu/00200038.html>

企業立地優遇制度のご案内（北九州市）

市内において工場や事業所などを設置する企業に対して、補助金の交付や低利の融資を行います。

制度のご利用については、必ず事業着手前にご相談下さい。

＜企業立地優遇制度の基本対象業種＞

●製造業（植物工場を含む）	●自然科学研究所	●経営コンサルタント業	●情報処理サービス業
●デザイン業	●機械設計業	●情報提供サービス業	●エンジニアリング業
●産業用機械器具賃貸業	●広告代理業	●総合リース業	●機械修理業
●産業用設備洗浄業	●事務用機械器具賃貸業	●ディスプレイ業	●非破壊検査業
●ソフトウェア業	●荷さばき施設、保管施設及び流通加工施設を設置する企業		

1 企業立地促進補助金

(1) 工場・事業所等の新設又は増設時に利用できます。

対象業種	基本対象業種、賃貸施設、市長が認める施設
要件	・新規常用雇用者が5人以上（市内中小企業の場合は3人以上） ※市の産業用地を購入の場合（令和2年9月30日まで）や基本対象業種向けの賃貸施設、データセンターの場合は、新規雇用の要件はありません。
補助額等	下記①②③の合計額 ①取得分：用地費を含む設備投資額に下記の割合を乗じた額 （令和2年4月1日～令和2年9月30日まで） 大企業、市外中小企業 2% 市内中小企業 3% 市の産業用地を購入した場合は、6% （令和2年10月1日以降） 市内大企業 2% 市内中小企業 3% ※市外企業については投資額や雇用人数に応じて補助率を決定します。 ②賃借分：年間賃借料の1/2（初年度のみ） ③1年以上市内に居住かつ1年以上継続雇用の新規常用雇用者1人あたり30万円（短時間労働者は15万円）
限度額	①と②の合計額が10億円（単年度の交付上限額は5億円）③上限なし

(2) 市内企業の拡充に特化した補助金の交付を行います。

対象業種	製造業（マザー工場化や拠点の集約等）
要件	・新規常用雇用者が20人以上（市内中小企業の場合は5人以上） ※市内の大学からの新卒者又は障害者を雇用した場合は、1人あたりを2人としてみなします。 ・設備投資額が5億円以上（市内中小企業の場合は2.5億円以上）
補助額等	①取得分：用地費を含む設備投資額に下記の割合を乗じた額 （令和2年4月1日～令和2年9月30日まで） 大企業、市外中小企業 6% 市内中小企業 7% 市の産業用地を購入した場合は、10% （令和2年10月1日以降） 市内大企業 6% 市内中小企業 7% ②賃借分：年間賃借料の1/2（初年度のみ） ③1年以上市内に居住かつ1年以上継続雇用の新規常用雇用者1人あたり50万円（短時間労働者は15万円） ※ただし交付要件で採用された正社員に限ります。
限度額	①と②の合計額が5億円 ③上限なし

第3章 円滑な資金調達をしたい

2 本社機能等移転・拡充支援

本社機能等の移転や拡充に対する補助金の交付を行います。

(1) 大規模な本社機能等の移転・拡充支援

対象企業	本社機能等を移転・拡充する企業 本社機能等が入居することができるオフィスビル（賃貸施設）の建設企業 ※本社機能とは、企業の総務、経理、企画、研究開発部門等事業を統括する部門など														
要件	<ul style="list-style-type: none"> ・地域再生計画「福岡県アジアビジネス拠点化に向けた本社機能立地促進計画」で認定されたエリア又は市内の自社敷地（令和2年9月30日まで）・市内全域（令和2年10月1日以降） ・新規常用雇用者が50人以上 ※市内の大学からの新卒者又は障害者を雇用した場合は、1人あたりを2人としてみなします。 ・設備投資額が5億円以上（市内企業の場合は2億円以上） ・オフィスビル建設企業は15億円以上 														
補助額等	<p>①取得分：用地費を含む設備投資額の下表の補助率を適用</p> <table border="1"> <tr> <td>新規雇用者数</td> <td>50～99人</td> <td>100～149人</td> <td>150～199人</td> <td>200人～</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>20%</td> <td>25%</td> <td>30%</td> <td>33%</td> </tr> </table> <p>②賃借分：年間賃借料の1/2（初年度のみ）</p> <p>③1年以上市内に居住かつ1年以上継続雇用の新規常用雇用者1人あたり50万円（短時間労働者は15万円） ※ただし交付要件で採用された正社員に限ります。</p>					新規雇用者数	50～99人	100～149人	150～199人	200人～	補助率	20%	25%	30%	33%
新規雇用者数	50～99人	100～149人	150～199人	200人～											
補助率	20%	25%	30%	33%											
限度額	①と②の合計額が5億円 ③上限なし														

(2) 中規模な本社機能等の移転・拡充支援

対象企業	本社機能等を移転・拡充する企業 ※本社機能とは、企業の総務、経理、企画、研究開発部門等事業を統括する部門等														
要件	<ul style="list-style-type: none"> ・地域再生計画「福岡県アジアビジネス拠点化に向けた本社機能立地促進計画」で認定されたエリア又は市内の自社敷地（令和2年9月30日まで）・市内全域（令和2年10月1日以降） ・新規常用雇用者が20～49人（中小企業の場合は10人以上） ※市内の大学からの新卒者又は障害者を雇用した場合は、1人あたりを2人としてみなします。 ・設備投資額 <table border="1"> <tr> <td>種別</td> <td>市外</td> <td>市内</td> </tr> <tr> <td>大企業</td> <td>5億円以上</td> <td>2億円以上</td> </tr> <tr> <td>中小企業</td> <td>2.5億円以上</td> <td>1億円以上</td> </tr> <tr> <td>new</td> <td>オフィス賃借</td> <td>投資下限額なし</td> </tr> </table>			種別	市外	市内	大企業	5億円以上	2億円以上	中小企業	2.5億円以上	1億円以上	new	オフィス賃借	投資下限額なし
種別	市外	市内													
大企業	5億円以上	2億円以上													
中小企業	2.5億円以上	1億円以上													
new	オフィス賃借	投資下限額なし													
補助額等	<p>①取得分：用地費を含む設備投資額の6% ※市内中小企業の場合は、用地費を含む設備投資額の7% ※市の産業用地を購入の場合は、用地費を含む設備投資額の10%（令和2年9月30日まで）</p> <p>②賃借分：年間賃借料の1/2（初年度のみ）</p> <p>③オフィス賃借：年間賃借料の1/2（5年間）（令和2年5月1日以降）</p> <p>※①と②又は③のみを交付（併用不可）</p> <p>④1年以上市内に居住かつ1年以上継続雇用の新規常用雇用者1人あたり50万円（短時間労働者は15万円）</p> <p>⑤③の場合のみ 設置後5年間の交付対象の新規常用雇用者1人あたり50万円（短時間労働者は15万円） ※ただし交付要件で採用された正社員に限ります。 ※⑤の場合のみ 各年において純増員数に限る</p>														
限度額	①と②の合計額が5億円 ③ 5年間累計2,500万円（5年間の雇用計画が100人以上の場合は2億5千万円） ④、⑤ 上限なし														

3 オフィス立地促進補助金

市内オフィスビルに事業所を新たに開設又は増床する時に利用できます。

対象業種	以下の業種に属し、市内オフィスビルに事業所を設置する企業 ・自然科学研究所・コンタクトセンター・ソフトウェア業・情報処理サービス業 ・情報提供サービス業・インターネット附随サービス業 ※上記事業所のうち、店舗を有し不特定多数の個人を対象とする事業及び市長が要綱目的に合致しないと認める事業を除く
要件	・市外企業（新設）か、現事業所に加えて新たな事業所を設置する市内企業（増床） ・新規常用雇用者10人以上（市のインキュベーション施設に設置する場合は3人以上）
補助額等	①設置後3年間の賃料・共益費の1/2 ※敷金、権利金その他これらに類する諸経費は除く ②設置後3年間の交付対象の新規常用雇用者1人あたり30万円（短時間労働者は15万円） ※各年において純増員数に限る
限度額	①は3年間で1,500万円（設置後3年間の雇用計画が100人以上の場合は、1億5,000万円） ②は上限なし

【問い合わせ先】

北九州市 産業経済局 企業立地支援課 TEL 093-582-2065 FAX 093-582-1202

第4章 生産性向上をしたい

株式上場に関する支援

未来の株式上場企業育成事業

新規株式上場（IPO）を希望する企業を公募し、上場までのプロセスをスムーズに進めるための支援を行います。

対 象	新規株式上場を希望する企業
支援内容	証券取引所、地元金融機関、ベンチャーキャピタル等の専門家による相談・助言や広報・PR支援、人材確保支援等
公募時期	令和2年秋頃（予定）

※公募要項等の詳細は、後日市ホームページ（<https://www.city.kitakyushu.lg.jp>）等でお知らせいたします。

【問い合わせ先】

北九州市 産業経済局 産業政策課 TEL 093-582-2299 FAX 093-591-2566

給与アップで人手不足解消！労働生産性向上サポート事業

1 事業概要・目的

中小企業の喫緊の課題である人手不足を解消するため、従業員の給与アップにつながる事業計画の策定支援や進捗管理、国補助メニューのサポート、中小企業融資の優遇措置、社員の資格取得の助成支援など総合的にサポートする。

2 対象事業者

市内に事業所がある中小企業が対象

3 事業内容

(1) 支援内容

- ①事業計画（労働生産性、投資計画、人員配置等）の策定支援
⇒中小企業支援センター（中小企業診断士など）が策定支援を実施
⇒中小企業振興課が認定
- ②投資における支援（①認定後）
 - (ア) 中小企業融資（新成長戦略みらい資金融資）における保証料率0%及び低金利融資
 - (イ) ものづくり補助金（国補助）・固定資産税ゼロ特例事業・企業立地促進補助金における申請支援
 - (ウ) 人材育成研修・資格取得の費用助成
- ③給与アップに向けた事業計画の進捗管理、助言指導

(2) 支援回数

1社につき 5回程度（事業計画策定支援、補助金等申請支援、進捗管理等）

【問い合わせ先】

北九州市 産業経済局 中小企業振興課 TEL 093-873-1433

中小企業生産性革命推進事業

1 「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」

(1) 事業概要

本事業は、中小企業・小規模事業者等今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更（働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等）等に対応するため、中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援するものです。

(2) 公募期間

- 公募開始：令和2年3月10日（火）17時
- 申請受付：令和2年3月26日（木）17時（原則、電子申請）
- 第1次締切：令和2年3月31日（火）17時（参考）

※申請にあたっては、GビズIDプライムアカウントの取得が必要となります。未取得の方は早めに利用登録を行って下さい。

※本事業については、通年公募とし、約3ヶ月おきに締切を設ける予定です。次回の締切は5月頃を予定しております。

(3) 事業詳細

<補助上限>

1,000万円

<補助率>

中小企業1／2、
小規模企業者・小規模事業者2／3

<補助要件>

- 以下を満たす3～5年の事業計画の策定及び実行
- ・付加価値額+3%以上／年
 - ・給与支給総額+1.5%以上／年
 - ・事業場内最低賃金>地域別最低賃金+30円

※「ものづくり補助金」を申請予定で、新型コロナウイルスの影響を受けた事業者には、審査上での加点があります！

新型コロナウイルスの影響を受けて、サプライチェーンの毀損等に対応するための設備投資等に取り組む事業者を後押しするために、審査上の加点があります。感染症への対応としては、例えば、以下のような事例が想定されます。

- ・部品の調達が困難となり、自社で部品の内製化を図るために設備投資を行う
- ・感染症の影響を受けている取引先から新たな部品供給要請を受けて、生産ラインを新設・増強する
- ・中国の自社工場が操業停止し、国内に拠点を移転する 等

★なお、当ページは、「1.1版/令和2年3月」（ものづくり・商業・サービス補助金事務局）を基に作成しています。内容の変更等がございますので、詳しくは下記の問い合わせまでご連絡ください。

【問い合わせ先】

ものづくり補助金事務局サポートセンター

受付時間：10：00～12：00、13：00～17：00／月曜～金曜（祝日除く）

電話番号：050-8880-4053

第4章 生産性向上をしたい

2 小規模事業者持続化補助金

(1) 事業概要

小規模事業者がビジネスプランに基づいた経営を推進していくため、商工会・商工会議所と一体となって経営計画を作成し、販路開拓に取り組む費用を地方公共団体が支援する場合に、国がその取組を補助します。

(2) 補助額

補助上限 50 万円、補助率 2/3 以内

(対象経費)

- ・経営計画を作成する小規模事業者の新たな取組に要する経費を補助
- ・商工会等の助言を受けて行うチラシ・DM等の販売促進ツール費を補助
- ・クラウドファンディングで資金を調達しようとする小規模事業者を支援 など

(3) スケジュール

公募開始：2020年3月10日（火曜日）

申請受付開始：2020年3月13日（金曜日）

第1回受付締切：2020年3月31日（火曜日）[締切日当日消印有効]

第2回受付締切：2020年6月5日（金曜日）[締切日当日消印有効]

第3回受付締切：2020年10月2日（金曜日）[締切日当日消印有効]

第4回受付締切：2021年2月5日（金曜日）[締切日当日消印有効]

※上記内容は、2020年4月1日時点の内容です。

小規模事業者持続化補助金の最新情報については、下記のホームページ（国）をご覧ください。⇒ <https://seisansei.smrj.go.jp/>

※新型コロナウイルスの影響を受けた事業者には、審査上での加点があります。

「新型コロナウイルス感染症に起因して、前年同月比10%以上の売上減少が生じていること」を北九州市（中小企業振興課）が発行する売上減少証明書を添付（セーフティネット保証4号に関して地方自治体から売上減の認定を受けている場合は、同認定書（コピー可）で代用可）することで、審査上での加点がございます。

【問い合わせ先】

北九州商工会議所 TEL 093-541-0181

3 IT導入補助金

(1) 事業概要

IT導入補助金は、中小企業・小規模事業者等のみなさまが自社の課題やニーズに合ったITツール（ソフトウェア、サービス等）を導入する経費の一部を補助することで、みなさまの業務効率化・売上アップをサポートするものです。

(2) 補助額

30万～450万円（補助率：1/2以内）

(3) スケジュール

下記のURLもしくは、コールセンターへご確認下さい。

※上記内容は、2020年4月1日時点の内容です。

IT導入補助金の最新情報については、経済産業省HPをご覧ください

<http://www.meti.go.jp/>

※新型コロナウイルスの影響を受けた事業者には、審査での加点があります！

在宅勤務制度導入事業者に対する加点について、本公募では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を鑑み、在宅勤務制度（テレワーク）の導入に取り組む事業を優先的に支援します。詳細は、本公募の公募要領をご覧ください。

【問い合わせ先】

サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター TEL 0570-666-424

北九州市の固定資産税ゼロ特例事業について

国では、中小企業が生産性向上に向け、3年間（2018年～2020年度）を「生産性革命・集中投資期間」と位置付け、「生産性向上特別措置法」に関連して、臨時・異例の措置として、償却資産に係る固定資産税の特例が創設されました。

本市では、この特例を活用して、一定の要件を満たす場合に、中小企業の新規取得設備投資の固定資産税を3年間ゼロにします。

この制度を利用いただくためには、「先端設備等導入計画」の作成が必要です。

1 「先端設備等導入計画」について

(1) 計画の概要

中小企業者が策定した、(①計画期間内(3～5年)に、②労働生産性を年平均3%以上向上させるための)③先端設備等導入計画を、本市が認定。

(2) 計画の認定を受けられる者

中小企業等経営強化法上の中小企業者が対象。但し、固定資産税のゼロ特例を利用できるのは、資本金額1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等(大企業の子会社を除く)。

(3) 税制支援対象設備

先端設備等導入計画に基づき取得された設備であって、生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する下記設備(中古資産は対象外)

【減価償却資産の種類(最低取得価額/販売開始時期)】

- ◆機械装置(160万円以上/10年以内)
- ◆測定工具及び検査工具(30万円以上/5年以内)
- ◆器具備品(30万円以上/6年以内)
- ◆建物附属設備(償却資産として課税されるものに限る)(60万円以上/14年以内)

(4) 税制支援の内容

①認定を受けた先端設備等の固定資産税の課税標準が3年間ゼロへ

2 計画の受付・認定を行う相談窓口

(1) 相談窓口

北九州市産業経済局中小企業振興課
(北九州市戸畑区中原新町2番1号 北九州テクノセンタービル1階)

(2) 申請の流れ、計画の申請に必要な書類

北九州市中小企業振興課ホームページをご覧ください

※すでに先端設備等導入計画の認定を受けた企業で、設備を追加するなどの計画変更が生じた場合は計画の『変更申請』が必要となります。

北九州市 固定資産税ゼロ特例事業

検索



【問い合わせ先】

北九州市 産業経済局 中小企業振興課 TEL 093-873-1433 FAX 093-873-1434

第4章 生産性向上をしたい

ロボット等の導入支援について

北九州市は、国（内閣府）が新設した地方創生の交付金事業に採択を受け、「北九州市ロボットテクノロジーを活用した地方大学・地域産業創生事業」を実施しています。

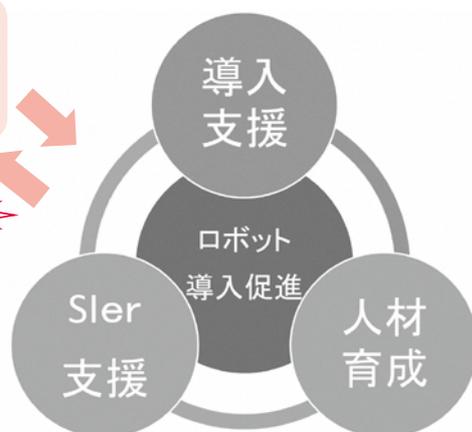
当事業では、安川電機と九州工業大学との連携による産業用ロボットの研究開発とともに、労働力不足の課題を有する地域企業にロボット等の導入支援を積極的に行います。

北九州市におけるロボット等の導入支援策

- ・産業用ロボット等導入前検証（FS）補助金
- ・産業用ロボット等未活用領域実証補助金
- ・産業用ロボット導入補助金

導入設備投資の
意向のある市内
中小企業

マッチング



- ・システムインテグレータ企業
のネットワーク構築

- ・経営者向けセミナー（エグゼクティブ・ビジネススクール）
- ・企業向け生産性向上スクール

ロボット等の導入

【導入事例】



1 産業用ロボット導入支援センター

2013年10月に開設した産業用ロボット導入支援センター（P126をご参照ください）では、生産性向上に意欲的な地元企業へのロボット導入を総合的にサポートしております。

対象者	市内に事業所を有する企業 *業種に関わらずサポートいたします。
応対者	産業用ロボット導入の専門家 生産現場改善の専門家
相談内容	①生産性向上に関する相談（生産ラインの自動化や効率化を図るための方策や費用対効果など） ②ロボット導入に関する相談（導入するための方策や費用対効果など） ③専門家が生産現場を見学し、課題点の洗い出しや改善のためのご提案を行います。 *生産性向上として自動化や効率化を検討される場合は、ロボット導入の有無に関わらず、ご相談ください。
料金	無料（支援の内容によっては経費の負担をお願いすることがあります）

【問い合わせ先】

産業用ロボット導入支援センター

((公財)北九州産業学術推進機構 (FAIS) ロボット技術センター内)

〒808-0138 北九州市若松区ひびきの北8-1 技術開発交流センター1階

TEL 093-695-3676 FAX 093-695-3525

北九州市 産業経済局 産業イノベーション推進室 TEL 093-582-2905 FAX 093-582-1202

第4次産業革命 エグゼクティブ ビジネススクール

第4次産業革命、デジタルイノベーションが進む中で、ロボット等の先端技術を活用し、成長を目指す中小ものづくり企業の経営者向けビジネススクールです。北九州工業高等専門学校・早稲田大学大学院情報生産システム研究科をはじめとした産学連携チームでカリキュラムを開発、経済産業省の「第4次産業革命スキル習得講座（通称「Reスキル講座」）に認定されています。

内 容	日 程 など
特別講座 第4次産業革命について、特に中小ものづくり企業の立場から見た事業の機会と脅威を分かりやすく紹介します。 <テキスト・講師> 小説「第4次産業革命 日本の製造業を救え！」 藤野直明（野村総合研究所）、梶野真弘（野村総合研究所）	（募集期間） 4月～5月中旬（予定） （実施期間） 5月22～23日（予定） （受講料） 市内5万円、市外10万円
本講座（計5回） ものづくり産業のデジタル化を支える生産システムのオペレーションマネジメントについて、知識・技術を習得します。 <講師> 北九州高専をはじめとした全国高専機構の教授陣、 早稲田大学 IPS の教授陣 など	（募集期間） 4月～6月末（予定） （実施時期） 7月～翌2月（予定） （1回あたり金・土曜日） （受講料） 市内7万円、市外14万円

※講座では、PTC ジャパン(株)、ダッソー・システムズ(株)、ビジネスエンジニアリング(株)、(株)ウェブアイ、ミシマ OA システム(株)などによるデモンストレーションも行います。

詳しくは下記にお問い合わせください。
 北九州工業高等専門学校（総務課 研究支援係） TEL 093-964-7216 FAX 093-964-7226

生産性向上スクール・専門家派遣

ロボット・IoT等を活用した生産性向上支援事業

ロボット・IoT等といった新技術の導入が話題となっていますが、「生産性の向上につながる新技術をどのように導入したらよいかわからない。」「社内に検討できる人材がない。」といった声を多く聞きます。そこで、これらの課題に対応する支援事業を実施します。ぜひご活用ください。

内 容	日 程
スクール事業 ・ロボット・IoT等といった新技術を導入できる人材を育成するための企業向けスクールを開講します。 <2019年度のカリキュラム例> ・基礎編2講座、IoT編6講座、ロボット編6講座で構成。 <受講対象者> ・中小企業の経営者、管理者、現場リーダー等。	（募集期間） 6月～7月（予定） （実施期間） 8月～12月（予定） ※詳しくは、メルマガ・HP等で紹介します。
専門家派遣事業 ・ロボット・IoT等といった新技術の導入実績を持つ専門家を派遣し、課題解決に向けたアドバイスをいたします。	（実施時期） ・4月～翌3月（予定）

詳しくは下記にお問い合わせください。
 (公財)北九州産業学術推進機構 イノベーションセンター TEL 093-695-3006 FAX 093-695-3018

第4章 生産性向上をしたい

補助金紹介

◎産業用ロボット等の導入に関する様々な支援

導入に関する様々な課題に応じて、以下のとおりお問い合わせください。

産業用ロボット等の導入前検証（F S）補助金

○ロボット導入が可能かどうか、事前検証を行いたい。

補助内容	対象事業	経費区分	補助率
産業用ロボット導入に際しての事前検証やF S（実現可能性に要する費用）	産業用ロボット等先端設備の導入により、生産性向上効果の算出、生産工程分析、ロボットシステムの検討等	人件費 外注費 その他	対象経費の 2 / 3 以内 最大 200 万円

産業用ロボット等の未活用領域への導入実証補助金

○三品産業（食品、医療、化粧品）の分野でロボットを導入したい。

○新たな分野（未活用領域）でロボットを活用したい。

補助内容	対象事業	経費区分	補助率
導入等の未活用領域における導入実証にむけた費用	産業用ロボットをはじめとした先端設備の導入により、生産性向上を図る事業であり、産業用ロボット等の未活用領域における導入実証を行う事業	人件費 外注費 物品費 その他	対象経費の 2 / 3 以内 最大 600 万円

産業用ロボット導入支援補助金

○ロボットを導入して生産性を高めたい。

補助内容	対象事業	経費区分	補助率
産業用ロボットを導入または更新する費用	産業用ロボットを導入または更することにより生産性向上を図る事業	導入経費 付帯経費 その他	対象経費の 1 / 2 以内 最大 500 万円

【問い合わせ先】

北九州市産業イノベーション推進室 TEL 093-582-2905 FAX 093-582-1202

産業用ロボット等導入事例

ロボットの活用は、人手不足の解消、労働環境の改善に大きく貢献し、生産性向上に資する重要な手段の一つです。補助金を活用し、ロボット等先端設備を導入した事例の一部をご紹介します。

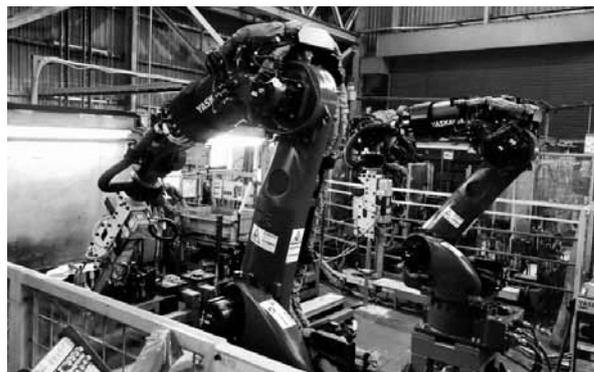
食品製造業の自動化（ネジチョコラボラトリー）

人手作業（旧工場）から順次自動化
7,000 個 / 1 日 ⇒ 30,000 個 / 1 日の生産規模拡大



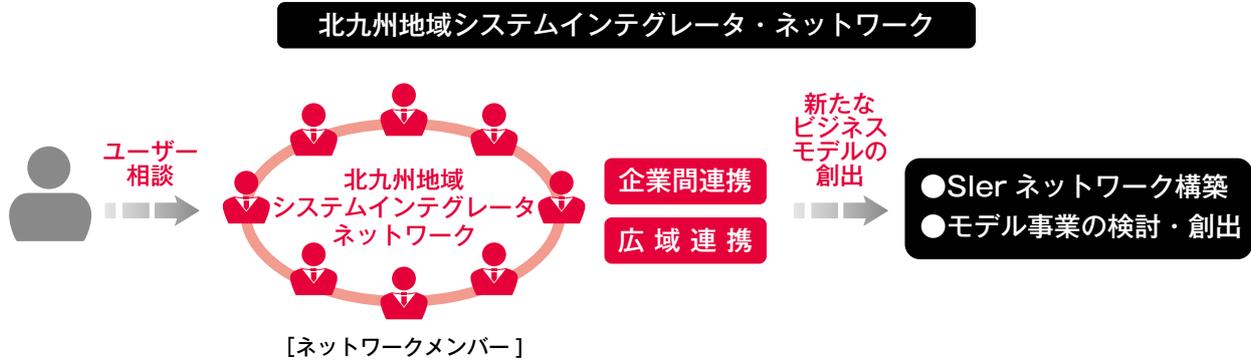
溶接工程自動化（ロボット2台体制）

溶接（人員作業）からロボット2台体制へ
工数削減（▲20%）生産性・品質向上（↑150%）



北九州地域を核としたシステムインテグレータネットワーク

ロボットをはじめとする先端設備導入を支援するシステムインテグレータ企業のネットワークです。生産現場の生産性向上に向けたご相談を承ります。



【活動実績 (2019年度)】

② ネットワーク協議会の開催 (9月20日、1月21日、2月)

ネットワークの強化に向けた仕組みづくりを検討。深掘テーマについては、研究会として活動。



③ 先進事例視察 (11月13日～14日)

域外 Sler との連携強化等を目指し、ネットワーク5社が参加。



④ モデル事業の実施 (オーエーセンター、しんこう)

オーエーセンターは国補助に採択され当ネットワークと連携し自動化を図った新工場がオープン。しんこうも数年後の新工場オープンに向けネットワークと検討を進めていく。



⑤ 展示会への出展 北九州(6月)、タイ(11月)、東京(12月)

タイの展示会には4社が参加し、うち2社がデモ機を展示。タイの大学生(パンヤピワット経営大学:PIM)に取り組みをPRするとともに、タイでのビジネスを見据え有力企業(CPグループ)と協議を実施。



⑥ 九州 Sler DAYS 開催

1/21～22
九州初の
「九州 Sler DAYS」
北九州市開催。



主催：九州経済産業局、安川電機、FAIS、北九州市、Sler協会

【会員企業一覧／50音順】

法人名(所在地)	
(有)ICS SAKABE (小倉北区)	前田機工(株) (事業所:戸畑区)
(株)FA サポート (小倉北区)	(株)マツシマメジャテック (八幡西区)
(株)オーネスト (小倉北区)	松本工業(株) (本社:小倉北区)
(株)ソルネット (八幡東区)	ミシマ・オーエー・システム(株) (八幡東区)
(株)タイヨウ (門司区)	(株)リョーワ (事業所:小倉北区)
(株)ドーワテクノス (八幡西区)	(株)YE DIGITAL (八幡東区)
(株)ヘッズ (事業所:小倉北区)	

【ネットワークに関する問い合わせ先】

北九州市産業経済局 産業イノベーション推進室 TEL 093-582-2905 FAX 093-582-1202

第4章 生産性向上をしたい

働き方改革

1 働き方改革 概要

① 時間外労働の上限規制が導入されます

(施行 中小企業：2020年4月～、大企業：2019年4月～)

残業時間の上限は、原則として月45時間・年360時間とし、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできません。

② 年5日の年次有給休暇の確実な取得が必要です

(施行 2019年4月～)

使用者は、法定の年次有給休暇付与日数が10日以上全ての労働者（管理監督者や有期雇用労働者も含む）に対し、毎年5日、年次有給休暇を確実に取得させる必要があります。

③ 正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差が禁止されます

(施行 2020年4月～) ※中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の適用は、2021年4月1日

同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。以下の(ア)～(ウ)を統一的に整備します。

(ア) 不合理な待遇差をなくすための規定の整備

(イ) 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化

(ウ) 行政による事業主への助言・指導等や裁判外紛争解決手続（行政ADR）の規定の整備

※働き方改革の制度に関する質問は、以下の窓口をご活用ください

相談窓口	電話番号	相談内容
北九州東労働基準監督署 労働時間相談・支援コーナー	093-561-0881	時間外労働の上限規制や年次有給休暇などに関する相談に応じます。
北九州西労働基準監督署 労働時間相談・支援コーナー	093-285-3799	時間外労働の上限規制や年次有給休暇などに関する相談に応じます。
福岡労働局 雇用環境・均等部指導課	092-411-4894	パートタイム労働者、有期雇用労働者関係の相談に応じます。
福岡労働局 職業安定部需給調整事業課	092-434-9711	派遣労働者関係の相談に応じます。

「働き方」に関する改正法の詳細は厚生労働省 HP 『「働き方改革」の実現に向けて』をご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>



2 働き方改革に関する相談窓口について

就業規則の改正などの具体的な相談は、以下の窓口をご活用ください

相談窓口	電話番号・住所	相談内容
(公財)北九州産業学術推進機構 中小企業支援センター	093-873-1430 (北九州市戸畑区中原新町 2-1 北九州テクノセンター ビル1階)	創業や経営・技術の改善・革新を目指す個人や中小企業の方々の取り組みを支援するための相談窓口、専門家派遣事業等、経営・商売に役立つ総合的な支援制度をご用意しております。
福岡県よろず支援拠点 北九州よろず経営相談窓口	092-622-7809 (北九州市小倉北区古船場 1番35号 商工貿易会館5 階信用保証協会北九州支 所)	●生産性の向上や人手不足への対応など、経営上のあらゆる課題について、専門家が相談に応じます。 ●経営課題に応じた適切な支援機関を紹介します。
北九州商工会議所 [中小企業振興課]	093-541-0188 (北九州市小倉北区紺屋町 13-1 毎日西部会館1階)	●経営相談をはじめ、金融、法律、情報化支援など様々なご相談に応じます。 ●窓口相談、巡回相談、メール相談、アドバイザー派遣を行っています。
福岡働き方改革推進支援センター	0800-888-1699 (福岡市中央区天神4-4-11 天神ショッピング福岡8階)	●労働時間管理のノウハウや賃金制度等見直しなど労務管理に関する課題について、社会保険労務士等の専門家が相談に応じます。 ●様々な関係機関と連携し、出張相談会やセミナー等を実施します。
ハローワーク	【ハローワーク小倉】 093-941-8609 【ハローワーク八幡】 093-622-5566	求人充足に向けたコンサルティング、事業所見学会や就職面接会などを実施しています。

働きやすい環境づくりの取組みに対する支援

1 北九州イクボス同盟

これからの未来、組織が持続可能に成長していくためには、企業におけるダイバーシティ・働き方改革の推進は必須です。本市では経営者が「イクボス」として、自らワーク・ライフ・バランスを実践しながら、従業員の仕事と家庭生活の両立、キャリア形成を応援し、生産性の向上や多様な働き方を推進することにより、働く人・企業がともに成長し、さらには、このまちの活性化に多くの人々が参画することを目指すため、平成29年8月、企業・団体のトップによる「北九州イクボス同盟」を設立しました。

イクボス同盟に加盟されると、企業の取組みの紹介や、企業間の情報交換、研修等への参加、専門家の派遣など、働き方改革にお役立ていただけます。

設立趣意に賛同いただける企業を募集していますので、ぜひ加盟を御検討ください。

第4章 生産性向上をしたい

2 北九州市女性活躍・ワークライフバランス表彰

子育て支援や男女がともに働きやすい職場環境づくりなど、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）や女性の活躍の推進に取り組んでいる企業・団体・個人を表彰する制度です。

表彰を受けた企業や団体等の取組み内容を、市政だよりやホームページ、リーフレット等で広く市内企業や市民の皆さまに紹介します。また、社会的責任・社会貢献を果たしている企業として、市の「入札参加資格審査（建設工事・物品等供給契約）、建設工事総合評価落札方式」などにおいて配慮されます。

3 講師派遣、各種講座・セミナー

女性活躍、ワーク・ライフ・バランス等に取り組もうとする市内企業を対象に、講師等を派遣します。

また、企業のニーズに合わせて、階層別に対象を分けた講座やセミナーを実施します。

支援制度	概要
講師派遣	北九州市ワーク・ライフ・バランス出前セミナー 企業・事業所の業種や規模、ニーズに応じた内容で講師を直接派遣します。 <内容例> ○仕事と子育て、介護等の両立支援 ○イクボス養成 ○タイムマネジメント、時間外削減 ○女性の活躍推進、キャリア支援など <費用> 無料（先着20社まで）
	北九州市ワーク・ライフ・バランス・女性活躍推進アドバイザー派遣事業 ワーク・ライフ・バランスや女性活躍推進に向けた取組みの充実を図ろうとする事業者に対し、助言や情報提供等を行うアドバイザー（社会保険労務士）を派遣します。 <内容例> ○企業の就業規則や各種制度設計 ○子育て・介護と両立して働ける職場づくり ○女性活躍推進法に基づく事業主行動計画策定 ○働き方改革を実現するためには など <費用> 従業員300人以下事業所は無料
	女性活躍推進取組支援コンサル派遣事業 コンサルティング等を通じて女性活躍に組織的に取り組むための支援を行います。 <対象> 総務・人事等組織内で女性活躍を推進する担当者 <費用> 無料
講座・セミナー	イクボス養成講座 イクボス【部下や社会、そして組織を育（イク）てる上司（ボス）】を推進し、多様な人材を活かす成長戦略・チームマネジメントに理解を深めます。 <対象> 経営者・管理職、人事担当者 <費用> 無料
	女性管理職セミナー 組織の意思決定に関わるためのスキルトレーニングやリーダーシップ養成等を行うとともに、ネットワーク構築の支援を行います。 <対象> 女性管理職 <費用> 無料
	働く女性のためのステップアップ講座 自分らしさを生かしたスキルアップ、ネットワークづくりなど楽しく働き続けるための支援を行います。【男女共同参画センター・ムーブ事業】 <対象> スキルアップを考える女性 <費用> 有料
	介護男子 介護保険制度、介護実技、体験談等、介護に関する基礎知識を学びながらケアメン（介護できる男性）を目指します。【男女共同参画センター・ムーブ事業】 <対象> 介護に関心がある男性 <費用> 無料

【問い合わせ先】

北九州市 総務局 女性の輝く社会推進室

TEL 093-582-2209 FAX 093-582-2624

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/page/kitaq-ikuboss/> 「北九州イクボス同盟」

<http://wlb-kitakyushu.jp> 「はじめよう！ワーク・ライフ・バランス」



第5章 事業承継を考えたい

事業承継に関する相談等

中小企業の高齢化が進む中、「事業承継」に対する関心が高まっています。

市が行った中小企業実態調査においても、後継者が「いない」「未定」といった回答が多く寄せられ、企業経営における大きな課題のひとつとなっています。

事業承継にあたっては、親族や社員への承継、あるいは第三者への承継が考えられますが、引継ぎに向けてしっかりと事業承継計画を策定し、企業価値の算定や株価の評価・相続税対策のほか、後継者の育成など、様々な準備が必要です。

本市では関係機関と連携し、事業承継に関する様々な課題に対応しています。ぜひご利用ください。

1 窓口相談

支援機関名	北九州商工会議所	福岡県事業承継支援ネットワーク	福岡県事業引継ぎ支援センター	北九州産業学術推進機構 中小企業支援センター
所在地	小倉北区紺屋町 13-1 毎日西部会館 1F	福岡市博多区博多駅前 2-9-28	福岡市博多区博多駅前 2-9-28	戸畑区中原新町 2-1 北九州テクノセンタービル 1F
連絡先	093-541-0192	092-409-0022	092-441-6922	093-873-1430
事業概要	親族や社員への事業承継、企業の合併や買収(M&A)についてのセミナーを開催しています。また、専門家を交えて課題に対し直接アドバイスする個別相談もお受けしています。	県内の商工団体、金融機関、士業等専門家、行政で構成された中小企業の事業承継を支援する公的機関です。 各支援機関が一丸となり、事業承継の各段階に応じたきめ細やかな切れ目のない支援に取り組めます。 主に親族への承継を対象としており、社員承継、第三者承継(M&A)については、福岡県事業引継ぎ支援センターと連携しています。	中小企業の事業承継を支援する公的相談窓口です。 親族・社員又は第三者への事業引継ぎに関するお悩みに、専門の相談員が対応いたします。 また、ご希望に応じて事業譲渡の相手企業へのご紹介についても、お手伝いいたします。 なお、北九州商工会議所に相談窓口を開設し、北九州地区の相談も定期的に実施しています。	中小企業の経営者の皆様が抱える幅広いお悩みに、総合的にお答えする相談窓口です。マネージャーや中小企業診断士・税理士・弁護士といった専門相談員への相談、経営課題解決のための専門家派遣をご利用いただけます。
相談・支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ●事業承継診断の実施 事業承継診断票(ヒアリングシート)などをもとに相談を行い、事業承継に向けてどのような課題を解決すべきかを把握 ●個別支援の実施 事業承継診断の結果をもとに、内容に応じた専門家を派遣し、事業承継に必要な計画づくりなどをサポート 	<ul style="list-style-type: none"> ●親族・社員承継 後継者を親族又は親族以外の社員とする場合の引継ぎ上の課題等の相談並びに承継計画の策定支援 ●第三者承継 親族・社員に後継者がいない場合で、第三者に経営を委ねる場合の引継ぎ上の課題等の相談並びに引継ぎ候補のマッチングから引継ぎ完了までの支援 		
開設日(要予約)	随時		【北九州相談窓口】 毎月第1・第3水曜日 13:00～17:00	随時
相談料	無料			
対応者	北九州商工会議所の経営指導員、 内容に応じた専門家		福岡県事業引継ぎ支援センターの専門スタッフ	中小企業支援センターのマネージャー、内容に応じた専門家
問合せ先	北九州商工会議所 専門相談センター (TEL:093-541-0192)			上記連絡先と同じ

第5章 事業承継を考えたい

2 事業承継・M&A促進化事業（セミナー、訪問相談、助成金）

市から委託を受けた専門事業者が、啓発セミナーと訪問相談を運営し、潜在ニーズの掘起しから課題の深掘り、方針決めまでをワンストップで行うほか、市が事業承継計画の策定等に必要な経費の一部を助成金として支援します。

また、令和2年度は潜在ニーズを市が直接金融機関に取り次ぐモデル事業を実施します。

①啓発セミナー	<p>経営者の気付きを促すものや、具体的な事業承継計画の策定、M&Aの事例紹介など、各回ごとに関心のレベル等に応じたテーマ設定で行う予定です。 (年間5回程度開催予定。参加料無料。) ※日程や申込方法など、詳細が決まりましたら市のホームページ等でお知らせします。</p> <p>【参考（2019年度実施内容）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回「社長もいつかは退職 ～上手な会社の引継ぎ方」 ・第2回「三代目が語る ～継続企業の秘訣～」 ・第3、4回「金融機関が解説 ～会社引継ぎ・M&A事例～」 										
②専門家による訪問相談	<p>事業承継の専門家が直接企業を訪問し、事業承継やM&Aに取り組むうえでの初期相談から課題の深掘り、方針決めまで、相談者の要望に応じて対応します。 (1企業につき原則3回まで。相談料無料。)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>STEP 1 申込 ※申込方法など、詳細が決まりましたら市HP等でお知らせします。</p> <p>STEP 2 訪問相談の日程を調整 ※直接訪問に支障がある方は委託事業者の事務所等で実施。</p> <p>STEP 3 【ご相談】 ※課題をお聞きし、解決策をご提案します。</p> </div>										
③計画策定等支援	<p>事業承継に向けた計画の策定やM&Aにより第三者へ自社売却する際に支払う初期費用など、専門事業者に委託して行う具体的な取組みに要する経費の一部を「助成金」として支援します。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">対象者</td> <td>市内に本社及び事業所を有する中小企業者のうち、要件を満たすもの ※詳しくは市のホームページをご確認ください。</td> </tr> <tr> <td>対象事業</td> <td>(1) 事業承継計画の策定等にかかる経費 (2) M&Aの仲介委託等にかかる経費</td> </tr> <tr> <td>助成金額</td> <td>対象経費の2分の1、上限50万円（千円未満の端数切捨て）</td> </tr> <tr> <td>募集期間</td> <td>未定 新型コロナウイルスの影響を考慮し、当事業の公募開始時期は、現在調整中です。（4月10日時点） 詳細が決まりましたら、市HPにてお知らせいたします。</td> </tr> <tr> <td>申込方法</td> <td>下記URLから必要書類をダウンロードしてお申込ください。 https://www.city.kitakyushu.lg.jp/san-kei/10700210.html</td> </tr> </table>	対象者	市内に本社及び事業所を有する中小企業者のうち、要件を満たすもの ※詳しくは市のホームページをご確認ください。	対象事業	(1) 事業承継計画の策定等にかかる経費 (2) M&Aの仲介委託等にかかる経費	助成金額	対象経費の2分の1、上限50万円（千円未満の端数切捨て）	募集期間	未定 新型コロナウイルスの影響を考慮し、当事業の公募開始時期は、現在調整中です。（4月10日時点） 詳細が決まりましたら、市HPにてお知らせいたします。	申込方法	下記URLから必要書類をダウンロードしてお申込ください。 https://www.city.kitakyushu.lg.jp/san-kei/10700210.html
対象者	市内に本社及び事業所を有する中小企業者のうち、要件を満たすもの ※詳しくは市のホームページをご確認ください。										
対象事業	(1) 事業承継計画の策定等にかかる経費 (2) M&Aの仲介委託等にかかる経費										
助成金額	対象経費の2分の1、上限50万円（千円未満の端数切捨て）										
募集期間	未定 新型コロナウイルスの影響を考慮し、当事業の公募開始時期は、現在調整中です。（4月10日時点） 詳細が決まりましたら、市HPにてお知らせいたします。										
申込方法	下記URLから必要書類をダウンロードしてお申込ください。 https://www.city.kitakyushu.lg.jp/san-kei/10700210.html										
④モデル事業	<p>市が企業訪問等を通して、潜在ニーズの掘り起こしを行います。顕在化したニーズには、市と秘密保持契約を結んだ金融機関に取り次ぎます。</p> <p style="text-align: center;">③売り手情報の提供</p> <div style="text-align: center;"> <pre> graph TD City[市] -- "①②掘り起こし" --> Seller[売り手企業] City -- "秘密保持契約" --> Financial[金融機関] Financial -- "④支援" --> Buyer[買い手企業] Seller <--> "マッチング" Buyer </pre> </div>										

【問い合わせ先】

- ①～③：北九州市 産業経済局 中小企業振興課 TEL 093-873-1433 FAX 093-873-1434
④：北九州市 産業経済局 産業政策課 TEL 093-582-2299 FAX 093-591-2566

3 事業者間マッチング（「福岡県後継者人材バンク」含む）

福岡県事業引継ぎ支援センターでは、後継者問題を抱える中小企業・小規模事業者と譲受けを希望する事業者等をつなぐための支援を実施しています。

また、創業を目指す起業希望者と、後継者不在の会社や個人事業主を引き合わせ、事業引継ぎと創業を支援する「後継者人材バンク」を実施しています。

譲渡を希望する事業者の方や譲受を希望する事業者、創業希望の方はぜひご相談ください。

対象者	後継者問題を抱える 中小・小規模事業者 (譲渡希望事業者)	事業の譲受けを 希望する事業者 (譲受希望事業者)	事業承継にて 創業を希望する個人 (後継者人材バンク)
窓 口	福岡県事業引継ぎ支援センター 所在地:福岡市博多区博多駅前2丁目9-28 福岡商工会議所ビル8F (TEL:092-441-6922) (FAX:092-441-6930)		
ご相談の流れ	Step1 相談・登録	譲渡(売り)希望事業者様は、電話・FAX・メールにて相談予約をお願いいたします。 譲受(買い)希望事業者様・後継者人材バンクへの登録を希望される方は、センターホームページより参加申込の上、それぞれの登録説明会へご参加ください。 【必要な資料等】 ・会社登記簿謄本(法人のみ) ・決算書(個人事業者は確定申告書)(売手側3期分・買手側1期分) ・勘定科目内訳明細書(法人のみ)(売手側3期分・買手側1期分) ・税務申告書(法人のみ)(売手側3期分・買手側1期分) ・会社案内、パンフレット(事業者のみ) ・履歴書、職務経歴書(後継者人材バンク登録希望者のみ)	
	Step2 マッチング	データベースからの情報を基に、事業引継ぎ支援センターや登録民間支援機関によるマッチング支援を行います。 ①事業引継ぎ支援センターによるマッチング支援(無料) ②登録民間支援機関によるマッチング支援(有料) ・金融機関等、登録民間支援機関による支援を行います。	登録事業者情報を無記名(ノンネーム)でメール配信によりご紹介いたします。 案件毎にご応募いただき、マッチングを行います。
	Step3 面談・ 条件交渉	売手と買手の面談、財務調査、事業所検索等を経て、引継ぎの時期、金銭面での条件など、双方の要望を調整します。	
	Step4 成約	交渉の結果、譲渡の合意に達した場合には、「基本合意書」、「譲渡契約書」の締結を経て事業の引継ぎが完了します。	

【問い合わせ先】

福岡県事業引継ぎ支援センター TEL 092-441-6922 FAX 092-441-6930

第5章 事業承継を考えたい

4 事業承継補助金（中小企業庁、令和元年度補正）

事業承継やM&Aなどをきっかけとした、中小企業の新しいチャレンジを応援する国（中小企業庁）の制度です。

経営者の交代後に経営革新等を行う場合（Ⅰ型）や事業の再編・統合等の実施後に経営革新等を行う場合（Ⅱ型）に、必要な経費を補助します。

2017年4月1日～2020年12月31日の間に事業承継を行う必要があります。

詳しい内容はホームページ、公募要領等をご確認ください。

項目	Ⅰ型			Ⅱ型		
概要	後継者承継支援型			事業再編・事業統合支援型		
対象となる取組	親族内承継／外部人材招聘など			合併／会社分割／事業譲渡／株式譲渡／株式交換・株式移転など		
補助率等	補助率	補助上限額	上乗せ額	補助率	補助上限額	上乗せ額
	2/3 以内 ※事業所や既存事業の廃止等の事業整理（事業転換）を伴う場合、補助額を上乗せします（解体・処分費等が発生した場合に限り、事業転換とみなされます）。 (ベンチャー型事業承継枠又は生産性向上枠)	300万円	+300万円	2/3 以内 (ベンチャー型事業承継枠又は生産性向上枠)	600万円	+600万円
	1/2 以内 (原則枠)	225万円	+225万円	1/2 以内 (原則枠)	450万円	+450万円
補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> ■日本国内で事業を営む中小企業・小規模事業者等、個人事業主、特定非営利活動法人（以下、「中小企業者等」という）であること ■地域経済に貢献している中小企業者等であること ■承継者が、次のいずれかを満たす（事業）者であること <ul style="list-style-type: none"> ・経営経験がある ・同業種に関する知識などがある ・創業・承継に関する研修等を受講したもの ※詳しくは、公募要領をご覧ください。			<ul style="list-style-type: none"> ■本補助金の対象事業となる事業再編・事業統合に関わる“すべての被承継者”と“承継者”が、日本国内で事業を営む中小企業・小規模事業者、個人事業主、特定非営利活動法人（以下、「中小企業者等」という）であること ■地域経済に貢献している中小企業者等であること ■承継者が現在経営を行っていない、又は、事業を営んでいない場合、次のいずれかを満たす者であること <ul style="list-style-type: none"> ・経営経験がある ・同業種に関する知識などがある ・創業・承継に関する研修等を受講したもの 		
補助対象経費	人件費／店舗等借入費／設備費／原材料費／知的財産権等関連経費／謝金／旅費／マーケティング調査費／広報費／会場借料費／外注費／委託費 【事業所の廃止、既存事業の廃業・集約を伴う場合】 廃業登記費／在庫処分費／解体費・処分費／原状回復費 ※Ⅱ型のみ「移転・移設費」も含まれます。					
補助金交付までの流れ						
スケジュール						
申請受付期間	2020年4月10日(金)～2020年5月29日(金) 19:00 ※原則として、電子申請のみの受付となります。					
gBizIDについて	事業承継補助金の申請においては、政府が発行する「gBizID プライム」アカウント（ID・パスワード等）が必要になります。詳細はgBizIDホームページ（ https://gbiz-id.go.jp ）をご覧ください。					
ホームページ	https://www.shokei-hojo.jp/					

【問い合わせ先】

事業承継補助金事務局 TEL 03-6264-3031

第6章 雇用について相談をしたい

求人を出す・求人情報を発信する

市内ハローワークのほかに、多様な人材ニーズにお応えする以下のサービスがあります。インターネット等により市内・外の求職者に発信し、円滑な人材確保を支援します。

1 インターネットでの情報発信 北九州市転職・就職情報サイト 北九州しごとまるごと情報局

北九州市が運営する上記サイトに求人情報等を掲載できます。企業のPR・人材確保の一環として、是非ご利用ください。

【利用対象企業】 北九州市に事業所を有する、または、今後北九州市内に事業所を設置予定の企業。ただし、北九州市都市圏域構成市町、吉富町、下関市に事業所を有する企業のうち、令和2年3月31日時点で「北九州しごとまるごと情報局」に登録していた企業は、その限りではない。

利用登録による **3** つのメリット

利用はすべて無料です



**一括登録で求職者・学生へ
広くアピール！**

本サイトに社長や社員のコメント、写真などを登録することで、北九州市が運営する複数の就職支援サイトに自社の魅力を広くアピールできます。



**職業紹介サービスの
利用OK！**

北九州市が民間職業紹介事業者に委託実施する職業紹介（市内企業とU・Iターン就職希望者とのマッチング）をご利用できます。専任コンサルタントへの採用相談もできます。



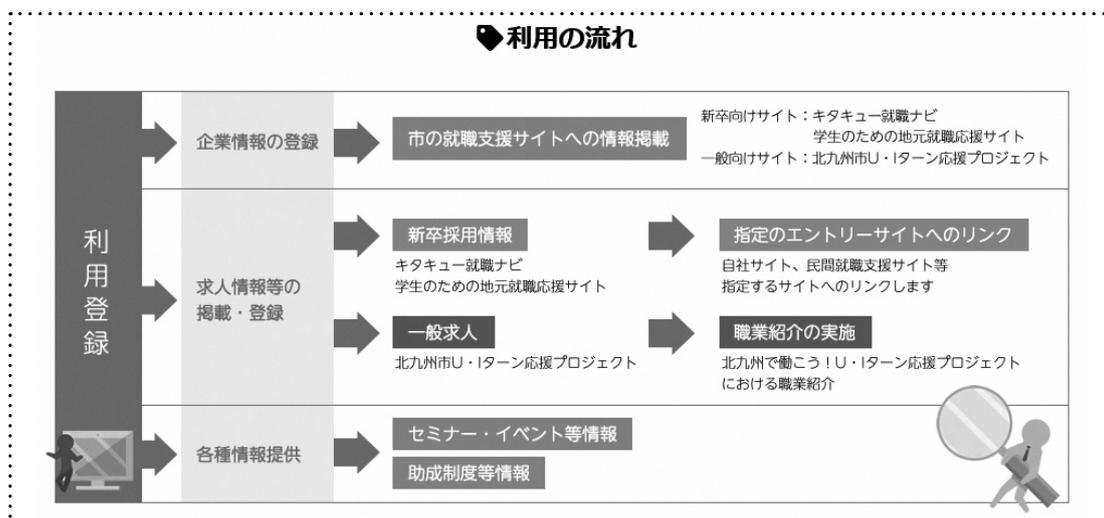
**市主催の就職イベント等の
情報提供！**

北九州市が主催する合同会社説明会などの就職イベントや国・県・市が行う助成制度等の情報をご提供します。

【北九州しごとまるごと情報局】
<https://www.shigotomarugoto.info/index.php>



◆ 利用の流れ



【問い合わせ先】

北九州市産業経済局雇用政策課 TEL 093-582-2419 FAX 093-591-2566

第6章 雇用について相談をしたい

2 若者の採用に関する相談窓口

若者ワークプラザ北九州 (URL <https://www.shigotomarugoto.info/wakamono/>)

概ね40歳までの若年求職者と就職氷河期世代の求職者を対象とした、北九州市が設置する就職支援の窓口です。

企業の皆様の人材ニーズにお応えするため、カウンセリングや講座などを通じて若者のスキルアップを行い、ミスマッチの少ない職業紹介を行っています。



正社員、パート、アルバイト、契約社員、派遣社員等の求人をお預かりし、職業紹介を行います。上記URLより「求人企業の皆さまへ」をクリックし、求人票をダウンロードの上、FAX、E-Mail、直接持込にてご提出ください。

セミナー等開催企画	内 容
地元企業 PICK UP ! 地元企業応援企画! 「自社自費」	企業の仕事内容、社員の様子、職場の雰囲気等を求職者へ直接伝えるセミナーです。
職場体験応援プログラム	職場体験を通して、面接だけではわからない採用のミスマッチを防ぎます。

【問い合わせ先】

若者ワークプラザ北九州 (月～土 10時～18時) 日・祝・年末年始除く

〒802-0001 北九州市小倉北区浅野3-8-1 AIMビル2F TEL 093-531-4510 FAX 093-531-4538

若者ワークプラザ北九州・黒崎 (月～土 10時～19時) 日・祝・年末年始除く

〒806-0021 北九州市八幡西区黒崎3-15-3 コムシティ2F TEL 093-631-0020 FAX 093-631-0021

3 U・Iターン就職希望者の採用相談窓口

① 北九州市U・Iターン応援オフィス (URL <https://www.shigotomarugoto.info/ui-turn/>)

北九州市へのU・Iターン就職希望者と企業を結びつける取組みです。専任コンサルタントへの相談、職業紹介のほか、専用サイトへ一般求人の掲載ができます。北九州市、東京の2箇所に常設の相談窓口を設置しています。最近では、20代を中心に就職者数が増加しています。

※U・Iターン応援プロジェクトの事業と併せて、20代・30代で初めて転職する層＝第二新卒の採用支援を実施します。

- ・民間転職フェアへの出展
- ・帰省時期等のイベント実施 など

【問い合わせ先】

北九州市小倉北区浅野3-8-1 AIMビル2F (JR小倉駅新幹線口より徒歩5分)

北九州市U・Iターン応援オフィス TEL 0120-0823-46

E-mail ui-turn.syokai@shigotomarugoto.info

※利用時間 10:00～18:00 (日曜日、祝日、年末年始を除く)

② シニア活躍！セカンドキャリア支援プロジェクト

(URL <https://www.shigotomarugoto.info/second-carrier/>)

首都圏等企業の役職定年者や早期退職者等、北九州市でのセカンドキャリアを検討されている方と、市内企業の人材ニーズを結びつけ、シニア・ハローワーク戸畑と連携してマッチングを図る取り組みです。セカンドキャリア人材を活用することで、企業の課題解決・成長にもつながります。

【問い合わせ先】

北九州市高年齢者就業支援センター（シニア求人支援員） TEL 093-882-5400

4 経験豊かな高齢者を活用したいなら

① シニア・ハローワーク戸畑及び北九州市高年齢者就業支援センター

(URL <https://www.shigotomarugoto.info/will/>)

市と国が緊密に連携し、高年齢者等の多様な職業ニーズに応じた就業機会の提供を行っています。

【問い合わせ先】

北九州市高年齢者就業支援センター（月～金 9時～17時（受付は16時30分まで。））

祝日・年末年始を除く

北九州市戸畑区汐井町1-6 ウェルとばた8F TEL 093-882-5400

②（公社）福岡県高齢者能力活用センターのシニア派遣事業

60歳以上の高齢者の方に派遣等による就業機会の提供と、地元企業の人材確保を目的とした公益法人です。即戦力となる高齢者を登録していますので、企業のニーズに即した人材を派遣することが可能です。高齢者の豊かな経験・技術の利用をお考えの企業は、まずご一報ください。

【問い合わせ先】

はつ・らつ・コミュニティ北九州（北九州高齢者能力活用センター）

TEL 093-881-6699 FAX 093-882-6705

③（公社）北九州市シルバー人材センター

北九州市内に居住する約3,000人の会員が所属し、企業・団体の皆様や個人のお客様からの多彩なご要望にお応えしています。「専門業者に頼むほどでもないけれどちょっと誰かに手伝ってほしい」、「短期間だけ力を貸してほしい」などと感じたときは、シルバーパワーの出番です。また、会員（60歳以上）は常時募集しています。

【問い合わせ先】

北九州市シルバー人材センター 本部 TEL 093-922-4801 FAX 093-922-4818

人材確保等に関するアドバイス・情報発信・補助金

1 製造業・建設業の魅力を伝える若者向け情報サイト

「ゲンバ男子・ゲンバ女子」、「ケンセツ男子・ケンセツ女子」

ものづくりのイメージアップを図り、新たな人材確保につなげることを目的に、ものづくりの街、北九州市の製造業・建設業の現場で活躍する若者や女性の姿を紹介する専用サイトです。

ものづくりの現場で輝く貴社自慢の「ゲンバ男子・ゲンバ女子（製造業）」、「ケンセツ男子・ケンセツ女子（建設業）」をご紹介ください（随時募集中）。プロのカメラマンとライターが貴社に取材に伺います。応募条件や募集方法などは下記のサイトからご確認ください。

・「ゲンバ男子・ゲンバ女子」（製造業）

特設サイト：<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/page/genba-danshi/>

Instagram：<https://www.instagram.com/genbadanshi.kitakyushu/>

アカウント⇒ @genbadanshi.kitakyushu



※申込期間に関しては、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

・「ケンセツ男子・ケンセツ女子」（建設業） URL <https://www.city.kitakyushu.lg.jp/page/kensetsu-danshi-joyoshi/>



【「ゲンバ男子・ゲンバ女子」問合せ先】

北九州市産業経済局中小企業振興課
TEL 093-873-1433 FAX 093-873-1434

【「ケンセツ男子・ケンセツ女子」問合せ先】

北九州市技術監理局技術企画課
TEL 093-582-2043 FAX 093-592-0690

2 中小企業人材確保支援助成金

市内の中小企業団体が、若年者や女性等の人材確保を目的として独自に取り組む、業界のイメージアップや職場環境の改善などを図る事業に必要な経費の一部を助成します。

対象者	市内に事務所を有する中小企業団体（構成員の3/4以上が中小企業者で構成）で構成員の共同事業又は共益の事業を行う営利を目的としない法人・任意団体
対象事業	<p>次の(1)～(3)に該当する事業</p> <p>(1)団体が所属する業界の役割・魅力を伝えるための啓発事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生等を対象にしたものづくり現場の体験見学会（オープンファクトリー） ・学生等が建設機械を実際に操縦する体験学習会 ・学生等を対象にしたサービス業の魅力発見セミナー（合同会社説明会） ・学生等に業界の魅力を伝えるホームページ、リーフレットの作成 など <p>(2)学生、教員等との情報交換のための交流事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生等と若手社員との意見交換会 ・教員・保護者を対象とした経営者との座談会 など <p>(3)働きやすい職場環境づくりのための推進事業（組合員企業を対象とした団体内事業）</p> <p>①職場環境改善のための事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働条件（就業規則、給与規程等）見直しのための勉強会 ・作業環境見直し（5S活動の実施、軽労化アシストツールの導入検証等）のための研究会 など <p>②経営者・管理者等の意識改革のための事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若年者の定着率向上のための管理職マネジメント能力開発研修 ・ワーク・ライフ・バランス推進のための経営者研修 など
対象経費	上記対象事業に必要なものとなる、専門家招聘のための謝金・旅費、機材等の借上げ料、広報物作成等の委託料、実習等に必要の消耗品費・備品購入費など
助成金額	対象経費の2分の1以内 限度額40万円（事業終了後、精算払）
募集期間	未定 新型コロナウイルスの影響を考慮し、当事業の公募開始時期は、現在調整中です。 （4月10日時点） 詳細が決まりましたら、市HPにてお知らせいたします。
採択方法	事業の妥当性・有効性について書類審査のうえ採択を決定



高校生クレーン体験学習



工業高校生を対象とした工業団地内
オープンファクトリー

【問い合わせ先】

北九州市 産業経済局 中小企業振興課 TEL 093-873-1433 FAX 093-873-1434

4 中小企業大学校直方校「サテライト・ゼミ with 北九州市」

職場の若手社員やリーダー候補が職場を牽引していくために必要な自己革新への取り組み方をテーマに、中小企業大学校直方校が「サテライト・ゼミ」を本市で開講します。

※当研修は「中小企業大学校直方校研修生派遣補助金」制度の対象となります。

(補助金制度の詳細については114ページをご確認ください。)

ねらい	厳しい経営環境の中で企業が将来にわたって発展し続けていくためには、自らの前向きな言動によって組織の活力を高め、顧客満足の広い視点から新しい価値を創造する真のリーダーと言える存在が欠かせません。本研修では、企業の未来を支える若手の社員やリーダークラスの方が能力や個性を最大限に発揮して、組織を牽引していくために不可欠となる自己革新への取り組み方を学び、これからの行動計画を検討していただきます。			
対象者	職場の若手社員、リーダー、リーダー候補の方 ・充実した職業人生を送るための考え方を学びたい方 ・これからの生き方や仕事への取り組み方を考えてみたい方 ・更なる飛躍のために自己革新に挑戦してみたい方			
定員	15名			
受講料	29,000円(税込)			
募集期間	2020年4月1日～2020年10月25日			
主催	主催：中小企業大学校直方校 共催：北九州市・北九州商工会議所・(公財)北九州産業学術推進機構			
カリキュラム	テーマ	会場	日時	内容
	第1回 自己の理解と新しい発見	※調整中	10/27(火) 9:50～17:00 (12:30～13:30 昼休憩)	前向きな意識を持ち、信頼と成果を高めるリーダーへと変革していく第一歩として自己分析を行い、自身の長所・短所や新しい可能性などを整理していただきます。 ・今までの人生の振り返り ・活かすべき個性や強みの確認 ・自身の理想の未来像を描く
	第2回 自己革新の基礎知識		11/13(金) 10:00～17:00 (12:30～13:30 昼休憩)	周囲から信頼され、仕事の喜びや充実感に包まれたリーダーに成長するために必要となる自己革新への取り組み方について、演習を交えながら学んでいただきます。 ・会社の中での望ましい成長ステップ ・信頼関係を深める情熱とリーダーシップ ・自己革新の実践 ・インターバル期間の課題
	第3回 これからの行動目標の立案		11/27(金) 10:00～17:10 (12:30～13:30 昼休憩)	これまでに学んだ内容を活かして、真のリーダーになるための今後の行動プランを立案していただき、本研修の成果としてお持ち帰りいただきます。 ・自身の理想像とその実現策 ・これからの行動プランの立案 ・プランの発表と決意表明
講師	 <p>空 直美(そら なおみ) 株式会社B-GROOW 代表取締役 福岡県生まれ。一般企業勤務を経て人事コンサルティング業界で修行。1999年、会計事務所系コンサルティング会社に入社。独自の人事コンサルティングを展開し、事業部長として事業部を構築。2014年1月、業界経験と導入実績を持って(株)B-GROOWを設立、代表取締役に就任。中小・中堅企業の社外人事部として人事制度改革、組織風土改革の支援を行っている。中小企業診断士。人事コンサルタント。</p>			

【問い合わせ・申し込み先】

(独)中小企業基盤整備機構 九州本部 中小企業大学校直方校
TEL 0949-28-1144 FAX 0949-28-4385

第6章 雇用について相談をしたい

就活プレイベント

北九州市では、北九州市内企業の魅力を若者に伝えることで、職業観を醸成し、各自に合った職業選択につなげるためのイベントを開催しています。

また、商工会議所に委託して実施するインターンシップ事業に参加する北九州市内企業を対象に、インターンシップの紹介等を行うイベントを開催しています。

イベント名	北九州ゆめみらいワーク	インターンシップ説明会&業界研究イベント
概要	地元企業の仕事内容等について、直接聞き、体験することで、職業観を醸成し、各自に合った職業選択につなげるためのイベントを開催します。	地元企業が実施するインターンシップの紹介や企業・業界の魅力を伝えるための説明会を開催します。
実施時期	8月21日(金)・22日(土)	5月9日(土)・10月25日(日)
出展企業	北九州地域に事業所(工場等含む)がある企業・団体・学校等 約130団体	北九州地域に事業所(工場等含む)がある企業・団体 約50団体
出展料	無料	
参加対象	小・中学生、高校生、大学生、保護者、教員等	大学生、専門学校生等
会場	西日本総合展示場	A I M 3階展示場

【問い合わせ先】

北九州市 産業経済局 雇用政策課 TEL 093-582-2419 FAX 093-591-2566

就活プレ事業(インターンシップ)

北九州市では、商工会議所に委託して、インターンシップ事業を実施しています。

	夏季インターンシップ	春季インターンシップ
概要	地元企業が実施するインターンシップ(学生が長期休暇で参加しやすい、夏季・春季のものに限る)を取りまとめ、参加学生の募集、マッチング等を行います。	
実施時期	夏季(7月～9月)	春季(1月～3月)
参加企業	北九州地域に事業所(工場等を含む)がある企業・団体	
参加料	無料	
参加対象	大学生、専門学校生等	

【問い合わせ先】

北九州市 産業経済局 雇用政策課 TEL 093-582-2419 FAX 093-591-2566

就職イベント（合同会社説明会等）

北九州市及び商工会議所では、北九州市や周辺地域に事業所等を有し、正社員雇用を予定している企業を対象に、合同会社説明会などの就職イベントを開催しています。

【新卒学生対象】

対象求職者	主に大学（院）・短大・高専・専門学校等の卒業予定者及び留学生	
実施時期（予定）	4月・7月・3月（募集は実施月の約2ヶ月前）	6月（募集は実施月の約2ヶ月前）
出展企業数（予定）	約120～200社	約50社
参加料（予定）	一般企業 100,000円 北九州商工会議所会員事業所 30,000円 ※別途、会場内電源使用料 5,000円	20,000円
会場（予定）	西日本総合展示場	福岡市内
主管	北九州商工会議所 TEL 093-541-0185	北九州市 TEL 093-582-2419

【一般求職者対象】

対象求職者	主に一般求職者・転職希望者	
実施時期（予定）	9月・1月 (募集は実施月の約2ヶ月前)	
出展企業数（予定）	約80～100社	
参加料（予定）	無料	
会場（予定）	西日本総合展示場	
主管	北九州市 TEL 093-582-2419	

【問い合わせ先】

北九州市 産業経済局 雇用政策課 TEL 093-582-2419 FAX 093-591-2566

第6章 雇用について相談をしたい

雇用に関する助成金制度

事業主に対する雇用に関する主な助成金を一覧にまとめました。利用にあたっては一定の要件がありますので、詳細については申請先までお問い合わせください。

※の記載内容は、2019年度の内容を記載しておりますので、利用にあたっては事前に申請先にご相談ください。

1 新たな雇い入れに関する助成金

名称	概要	対象労働者	助成内容	申請先
トライアル雇用助成金 (一般トライアルコース) ※	就職が困難な求職者を、原則3ヶ月間試用雇用することにより常用雇用や雇用機会の創出を図る「トライアル雇用」を実施した事業主に対して助成金を支給	<ul style="list-style-type: none"> 離転職を繰り返している者 直近1年間を越えて失業している者 出産・育児等で前職を辞めてから1年を超えている者 ニートやフリーター等で55歳未満の者 生活困窮者等 	1人あたり最大月額4万円×3ヶ月(対象労働者が母子家庭の母、父子家庭の父、若年雇用促進法に基づく認定事業主が35歳未満の対象者に対しトライアルを実施した場合は、最大月額5万円×3ヶ月)	【受付】 ハローワーク小倉 TEL：093-941-8609 ハローワーク八幡 TEL：093-622-5566 【審査】 福岡労働局 福岡助成金センター TEL：092-411-4701
トライアル雇用助成金 (障害者トライアルコース) ※	障害者の適正や業務遂行可能性を見極め、継続雇用へのきっかけとしていただくことを目的とし、原則3ヶ月間、試行的に雇用した事業主に対して助成金を支給(精神障害者を雇用する場合は最長6ヶ月間)	<ul style="list-style-type: none"> 未経験の職種等を希望する者 離転職を繰り返している者 直近6ヶ月を越えて失業している者 上記以外の重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者 	1人あたり最大月額4万円(精神障害者を雇用する場合は雇入れ日から起算して3ヶ月間は月額最大8万円)	
特定求職者雇用開発助成金 ※	就職が困難な求職者を、新たに継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に賃金相当額の一部を一定期間助成	<ul style="list-style-type: none"> 高年齢者(60歳以上) 母子家庭の母等 父子家庭の父 身体、知的障害者 精神障害者 生活保護受給者等 	対象労働者により 中小企業 40万円～240万円 大企業 30万円～100万円	

2 雇用の維持に関する助成金

名称	概要	対象労働者	助成内容	申請先
雇用調整助成金 ※	景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、休業等(休業及び教育訓練)又は出向を行った事業主に対して、休業手当、賃金又は出向労働者に係る賃金負担額の一部を助成	雇用調整の対象者となった労働者(但し、雇用保険被保険者となつて6ヶ月以上のものに限る)	※主なもの ・休業手当、又は賃金の相当額として算定した額の2/3(大企業1/2)、出向元事業主の負担額の2/3(大企業1/2) ※支給額には上限があります。 ・訓練費1人1日あたり1,200円 ・支給限度日数：1年で100日(3年で150日まで)	福岡労働局 福岡助成金センター 北九州雇用調整助成金臨時窓口 (八幡労働総合庁舎1F) TEL：093-616-0860

☆新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置あり。詳細は厚生労働省ホームページでご確認下さい。

3 中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金

名称	概要	対象事業所	助成内容	申請先
業務改善助成金	事業場内最低賃金を一定額以上引上げ、生産性向上に資する設備投資などを行った場合に、その費用の一部を助成。	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金850円未満】 設備投資等に要した経費の4/5を助成(生産性要件を満たした場合は9/10を助成) 【事業場内最低賃金850円以上】 設備投資等に要した経費の3/4を助成(生産性要件を満たした場合は4/5を助成) ・25円コース 助成額 25万円～80万円 ・30円コース 助成額 30万円～100万円 ・60円コース 助成額 60万円～230万円 ・90円コース 助成額 90万円～450万円 ※25円コースは、事業場内最低賃金が850円未満の事業場のみが対象となります。 ※事業場内最低賃金を引き上げる労働者数(区分：1人、2～3人、4～6人、7人以上)に応じて、助成上限額が設定されています。	福岡労働局雇用環境・均等部企画課 TEL：092-411-4763

4 雇用労働者の教育訓練や処遇改善に対する助成金

名称	概要	対象労働者	助成内容	申請先
人材開発 支援助成金 (特定訓練 コース) ※	事業主が、労働者の職業生活設計の全期間を通じて、段階的かつ体系的な職業能力開発を効果的に促進するため、雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練などを計画に沿って実施した場合、経費や賃金の一部等を助成	雇用保険の被保険者（有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者等の非正規雇用労働者を除く）	【経費助成】30%～60% 【賃金助成】1人1時間あたり380円～760円 【OJT実施助成】1人1時間あたり380円～665円（事業規模・業種等により、助成額が異なります。）	福岡労働局 福岡助成金センター TEL：092-411-4701
人材開発 支援助成金 (一般訓練 コース) ※	【経費助成】30% 【賃金助成】1人1時間あたり380円 (平成31年4月1日より大企業も対象となりました。)			
人材開発 支援助成金 (教育訓練 休暇付与 コース) ※	3年間に5日以上の有給の教育訓練休暇制度または1年間に120日以上長期教育訓練制度を導入・実施した場合に助成		【教育訓練休暇制度導入助成】30万円 【長期教育訓練休暇制度導入助成】20万円	
人材開発支援助成金 (建設労働者認定訓練コース) ※	職業能力開発促進法による認定訓練を行った中小建設事業主等または雇用する建設労働者に認定訓練を受講させた中小建設事業主に対して助成	雇用保険の被保険者	【経費助成】 広域団体認定訓練助成金の支給または認定訓練助成事業費補助金における補助対象経費の1/6 【賃金助成】 1人あたり日額3,800円(1,000円) ※()内は生産性要件を満たす場合の割増額	
人材開発支援助成金 (建設労働者技能実習コース) ※	建設労働者に技能実習を受講させた建設事業主または建設事業主団体に対して助成		【経費助成(建設事業主)】 (20人以下の中小建設事業主) 支給対象費用の3/4(9/10) (21人以上の中小建設事業主) 35歳未満 支給対象費用の7/10(17/20) 35歳以上 支給対象費用の9/20(3/5) (中小建設事業主以外の建設事業主) 支給対象費用の3/5(3/4) ※女性の建設労働者に技能実習を受講させた場合に限る 【経費助成(建設事業主団体)】 (中小建設事業主団体) 支給対象費用の4/5 (中小建設事業主団体以外の建設事業主団体) 支給対象費用の2/3 ※女性の建設労働者に技能実習を受講させた場合に限る 【賃金助成(建設事業主)】 (20人以下の中小建設事業主)7,600円(2,000円) (21人以上の中小建設事業主)6,650円(1,750円) ※()内は生産性要件を満たす場合の割増額	
人材開発支援助成金 (特別育成 訓練コース) ※	有期契約労働者等に対し、正規雇用に転換又は処遇改善を目指す職業訓練を実施した事業主に経費や賃金の一部を助成		【経費助成】実費 (訓練時間数・事業規模等により、7万円から50万円の上限額があります。) 【賃金助成】1人1時間あたり475円～960円 (事業規模・生産性要件等により、助成額が異なります。)	
キャリア アップ 助成金 ※	有期契約労働者等の企業内キャリアアップの取り組み(正社員への転換等)を行う事業主に対して助成	有期契約労働者等(契約社員・パート・アルバイト・派遣社員等の非正規労働者)	正規雇用労働者・無期雇用労働者への転換に係る助成 1人あたり28.5万円～85.5万円 ※1 大企業は助成額が異なります。 ※2 その他、法定外の健康診断の実施や基本給のベースアップ等処遇改善等に対する助成が有ります。	

※各制度(コース)には支給上限があります。

経営相談

消費増税対策

資金調達

生産性向上

事業承継

雇用相談

研究開発

受注拡大
販路開拓

建設業

国際ビジネス

環境ビジネス

サービス業

起業・創業

人材育成

技能・技術

役立つ制度
各種機関

第6章 雇用について相談をしたい

「就職氷河期世代応援企業」登録制度について

北九州市では、「就職氷河期世代応援企業」として登録いただいた、就職氷河期世代の正規雇用積極的に市内企業を対象として、主に以下の5つの人材確保支援を行っています。

5つの人材確保支援

- ① 市内外への企業情報発信
- ② 国の助成金制度の情報提供
- ③ 合同会社説明会の案内
- ④ 社会人インターンシップの案内
- ⑤ 求職者の適性を踏まえた効果的なマッチング支援

《就職氷河期世代正規雇用化支援 全体イメージ》



就職氷河期世代応援企業にご登録ください！

- ① 「北九州しごと☆まるごと情報局 企業応援サイト」から、企業情報登録へ。

北九州市 企業応援サイト を検索！

- ② 「就職氷河期世代応援」にチェックを入れることでPRが可能となります。

【問い合わせ先】

北九州市 産業経済局 雇用政策課 TEL 093-582-2419 FAX 093-591-2566

外国人材の雇用に関する相談等

1 外国人材就業サポートセンター（5月以降運営開始予定）

(1) 事業概要

市内企業の円滑かつ適正な外国人材の受入を促進するため、市から委託を受けた専門事業者が、専門相談窓口として、「外国人材就業サポートセンター」を運営するほか、企業を対象としたセミナーの開催、市内留学生とのマッチング支援などを一元的に行い、あらゆる在留資格に応じた外国人材の就業をトータルでサポートします。

(2) 事業内容（予定）

専門家による相談	<ul style="list-style-type: none"> ●対象者：外国人材の受入等を検討している市内企業 ●対象となる在留資格： 高度人材（技術・人文知識・国際業務等）、技能実習、特定技能など就労が認められる在留資格 ●相談形態（事前予約制）： 訪問相談、もしくは窓口相談（八幡西区黒崎コムシティ3階 北九州国際交流協会内） ●相談内容： ・外国人材の雇用方法（在留資格制度の概要等）に関する事 ・在留資格（高度人材）の申請手続きに関する事 ・技能実習や特定技能の受入手続きに関する事 など
外国人材セミナー	<ul style="list-style-type: none"> ●対象者：外国人材の受入等を検討している市内企業 ●テーマ：就労が認められる在留資格制度の解説や先進企業事例の紹介 など ●回数：年2回
マッチング機会 （高度人材）の創出	<ul style="list-style-type: none"> ①市内企業と市内留学生とのマッチング支援事業 ●対象者：留学生の採用を検討中の市内企業、市内大学等の留学生 ●実施内容： 企業側・留学生側のニーズ調整から採用までを伴走型で個別支援 ②合同会社説明会（合説）での留学生サポートプログラム ●対象者：合説に参加している留学生、留学生を採用希望の合説出展企業 ●実施内容： 会場内に専用の相談コーナーを設け、留学生の専攻等に適した出展企業（留学生の採用希望企業）を紹介 など ●回数：年4回程度

※日程や申込方法など事業の詳細が決まり次第（5月以降予定）、市のHP等でお知らせします。

【問い合わせ先】

北九州市 産業経済局 雇用政策課 TEL 093-582-2419 FAX 093-591-2566

2 多文化共生ワンストップインフォメーションセンター

外国人市民や外国人を支援している方等を対象に、生活に必要な情報提供（日本語教育に関する事を含む）や相談に多言語で対応する相談窓口です。

設置場所	連絡先	相談対応日時	対応言語
【黒崎】 八幡西区黒崎 3-15-3 コムシティ3階 北九州国際交流協会内	080-6445-2606	月～金曜 9時半～16時	【外国語相談員による対応】 日本語・英語・中国語・韓国語・ベトナム語 （ベトナム語は火、水のみ） 【テレビ電話通訳】 14言語（上記5か国語のほか、タガログ語、 ネパール語、タイ語、ヒンディー語、インド ネシア語等）
【小倉】 小倉北区大手町1-1 小倉北区役所2階	080-5278-8404		

【問い合わせ先】

北九州国際交流協会 TEL 093-643-5931 FAX 093-643-6466

3 福岡県外国人材受入企業相談窓口・出張相談会（運営委託先：福岡県行政書士会）

福岡県による県内の外国人材受入企業を対象とした支援事業です。

相談窓口	専用相談電話：0120-86-2905（下記相談会の申込を含む）	相談対応日時：10～17時（月～金曜）
出張相談会	実施場所：八幡西区黒崎 3-15-3 コムシティ内（要事前予約）	実施日時：13～16時（毎月第2土曜日）

第6章 雇用について相談をしたい

障害者雇用

「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下、「障害者雇用促進法」）の中で、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率）以上の障害のある人を雇うことが義務付けられています。

【法定雇用率】

障害者雇用促進法で定められる障害者雇用率制度のことで、雇用義務の対象となる障害のある人は、身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人（平成30年度より追加）です。

民間企業…2.2%

※令和3年4月までに、さらに0.1%引き上げになります。

従業員を45.5人以上雇用している民間企業は、障害のある人を1人以上雇用しなければなりません。

1 障害者雇用納付金制度

障害のある人の雇用に関する事業主の社会連帯責任の履行を確保するため、法定雇用率を満たしていない事業主※は納付金を納付しなければなりません。一方、障害のある人を多く雇用している事業主に対しては、調整金、報奨金や、各種助成金が支給されます。

※常用雇用労働者数が100人を超える事業主。

① 障害者雇用納付金

名称	内容
障害者雇用納付金	常用雇用労働者数が100人を超える事業主で、法定雇用率を下回る場合は、不足する障害者数に応じて1人あたり月額5万円を納付しなければならない。 ※減額特例：常用雇用労働者が100人を超え200人以下の事業主は、不足1人あたり月額4万円納付（対象期間：令和2年3月まで）

② 障害者雇用調整金・報奨金

名称	内容
障害者雇用調整金	常用雇用労働者数が100人を超える事業主で、法定雇用率を超えて雇用する障害のある人、1人につき月額27,000円を支給。
報奨金	常用雇用労働者数が100人以下の事業主で、各月の雇用障害者数の年度間合計数が一定数（各月の常時雇用している労働者数の4%の年度間合計数又は72人のいずれか多い数）を超えて雇用する障害のある人、1人につき月額21,000円を支給。

③ 各種助成金

名称	内容
障害者作業施設設置等助成金	障害のある人を労働者として雇い入れるか継続して雇用する事業主で、その障害のある人が障害を克服し、作業を容易に行えるよう配慮された施設や設備の整備を行う場合に、その費用の一部を助成。（助成率2/3）
障害者介助等助成金	重度の身体障害のある人や就職が特に困難と認められる身体障害のある人を労働者として雇い入れるか継続して雇用する事業主が、障害の種類や程度に応じた適切な雇用管理に必要な介助等の措置（職場介助者の配置又は委嘱・手話通訳担当者の委嘱）を行う場合に、その費用の一部を助成。（助成率3/4他）

※平成31年4月時点の情報です。上記以外にも活用できる助成金等がありますので、詳細は、下記へお問い合わせください。

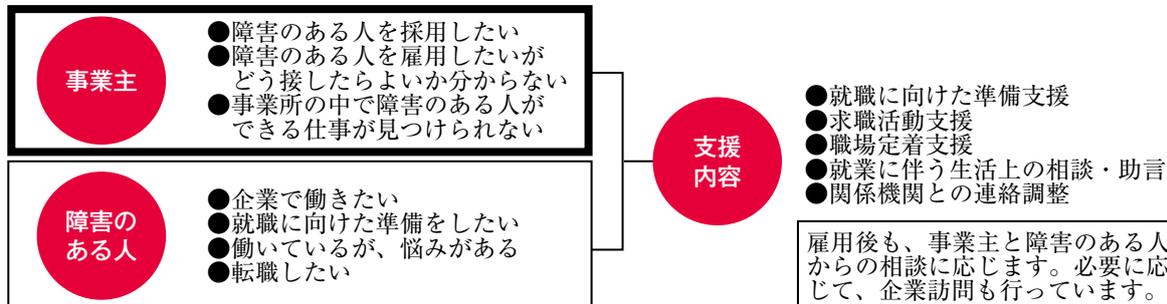
【問い合わせ先】

(独)高齡・障害・求職者雇用支援機構 福岡支部 高齡・障害者業務課

TEL 092-718-1310 FAX 092-718-1314

2 北九州障害者しごとサポートセンター

北九州市では障害のある人の就労支援機関として、北九州障害者しごとサポートセンターを設置しています。当センターでは、障害のある人を雇用する又は検討している事業主からの相談を受け、関係機関と連携しながら、解決できるようにサポートしています。まずは、当センターにご相談ください。



【問い合わせ先】

北九州障害者しごとサポートセンター（月～金 8：30～18：30 祝日、年末年始除く）
北九州市戸畑区汐井町 1-6 ウェルとばた 2F TEL 093-871-0030 FAX 093-871-0083

3 北九州市立特別支援学校

特別支援学校には、高等部卒業後に、一般企業等に就職して、社会参加・自立したいと考えている「働く意欲のある生徒」がたくさんいます。地域で働き、地域に貢献することができる人材を育成しています。現場実習等インターンシップや高等部生徒の雇用については、教育委員会特別支援教育課または、各特別支援学校の進路指導担当者までお問合せください。

(1) 高等部一覧

学校名	障害部門	住所	電話
門司総合特別支援学校	知的障害・病弱	門司区矢筈町 13-1	372-6631
小倉北特別支援学校	知的障害	小倉北区下道津 4-3-1	592-2103
小倉南特別支援学校	知的障害	小倉南区若園 4-1-1	921-5511
小池特別支援学校	知的障害	若松区大字小敷 583-1	601-1298
八幡特別支援学校	知的障害	八幡西区鷹の巣 3-7-1	641-8675
北九州中央高等学園	知的障害	戸畑区沢見 1-3-47	861-0112
小倉総合特別支援学校	肢体不自由・病弱	小倉南区春ヶ丘 10-3	921-0075
八幡西特別支援学校	肢体不自由	八幡西区下上津役 4-8-2	612-2210

(2) 特別支援学校生徒雇用促進セミナー

特別支援学校の生徒が、日頃の学習で身に付けた職業技能を発表する、「特別支援学校生徒雇用促進セミナー」を開催しています。このセミナーは、企業の人事担当者等を対象として、特別支援学校への理解と、特別支援学校生徒の雇用促進を目的として、毎年開催しているものです。学校紹介や清掃や接客等の実演を行います。積極的に社会参加し自立できるよう、学習や作業に励んでいる、特別支援学校の生徒たちの「働く力」を見てください。

<令和2年度>

日時：令和2年12月11日（金）10：00～12：00

場所：北九州市立特別支援学校北九州中央高等学園にて開催



(3) 学校開放週間

毎年、2学期に地域の方や保護者を対象として、日々の学校生活や学習の様子を見ていただく期間を、各特別支援学校で設けております。

【問い合わせ先】

北九州市教育委員会 特別支援教育課 TEL 093-582-3448 FAX 093-581-5873

教育訓練制度

1 教育訓練給付金

雇用保険の被保険者の方（在職者）又は被保険者であった方（離職者）の主体的な能力開発の取組及び中長期的なキャリア形成を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的として、教育訓練給付の対象講座の受講者で、一定の要件を満たす場合に、受講に伴う費用の一部を雇用保険で負担する給付制度です。

【対象講座の確認】

インターネットの『教育訓練制度 厚生労働大臣教育講座検索システム』又はハローワークにある冊子『厚生労働大臣指定教育訓練講座一覧』で御覧いただけます。

【受給要件の確認】

お住まいを管轄するハローワークで御確認いただけます。

ハローワーク八幡	TEL 093-622-5566	管轄	八幡西区、八幡東区
ハローワーク若松	TEL 093-771-5055	管轄	若松区
ハローワーク戸畑	TEL 093-871-1331	管轄	戸畑区
ハローワーク小倉	TEL 093-941-8609	管轄	小倉北区、小倉南区
ハローワーク門司	TEL 093-381-8609	管轄	門司区

【問い合わせ先】

福岡労働局 職業安定課 TEL 092-434-9803

第7章 研究開発・技術開発・新規事業に取り組みたい

新技術・新製品などの開発に対する助成 ～中小企業技術開発振興助成金～

市内で新技術・新製品などの研究開発を行う中小企業者、中小企業団体に対して、研究開発にかかる経費の一部を助成します。

1 対象者（次のすべてを満たす方）

- (1) 中小企業者又は中小企業団体であること
- (2) 北九州市内に事業所を有していること
※これから北九州市内に事業所を設置する場合は、令和3年1月1日までに設置を完了し、事業開始が確認できることが要件となります。
- (3) 市税を滞納していないこと
- (4) 暴力団・暴力団員でないこと、また暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと

2 助成の対象となる研究開発（次のすべてを満たす方）

新技術・新製品等の研究開発で、

- (1) 研究開発場所が市内であること
※これから北九州市内に研究開発場所を設置する場合は、令和3年1月1日までに設置を完了し、事業開始が確認できることが要件となります。
- (2) 令和3年3月31日までに開発目標を達成する見込みがあること
- (3) 自社内（上記の対象者要件を満たす企業と共同研究開発を行う場合、そのグループ内）で研究開発の大部分を行うこと

3 助成の対象となる経費

令和2年度中に支出する次の研究開発費を助成対象とします。

- (1) 原材料・副資材の購入費
- (2) 構築物の購入、建造、改良、据付、借用、修繕の経費
- (3) 機械装置・工具器具の購入、試作、改良、据付、借用、修繕の経費
- (4) 産業財産権の導入経費
※出願手続きに要する経費（出願料、登録料、弁理士費用、翻訳料等）は含まれません。
- (5) 外注加工費
- (6) 技術指導の受入れ経費
- (7) その他市長が特に必要と認める経費
- (8) 開発のための直接人件費（創業5年未満の場合のみ、時間単価1,500円、総額300万円を限度）

4 助成金額

助成対象経費の2/3以内（創業5年未満の場合3/4以内）

限度額：500万円

5 募集期間

未定

新型コロナウイルスの影響を考慮し、当事業の公募開始時期は、現在調整中です。

（4月10日時点）

詳細が決まりましたら、市HPにてお知らせいたします。

※開発成果の発表や追跡調査（年1回）などへのご協力をいただきます。

【問い合わせ先】

北九州市 産業経済局 中小企業振興課 TEL 093-873-1433 FAX 093-873-1434

第7章 研究開発・技術開発・新規事業に取り組みたい

成長分野の研究開発に対する助成

～新成長戦略推進研究開発事業～

北九州市新成長戦略を推進するため、技術の高度化、製品の高付加価値化並びに新産業の創出を目指す研究開発を促進します。

1 事業概要

実用化研究開発事業

「自動車」「ロボット・AI・IoT」「医療・保健・介護・福祉」「革新的ものづくり」の四分野において、実用化が見込まれる新技術・新製品の研究開発に対して補助金を交付します。

(対象者) 市内企業等 (大学等研究機関との共同研究が必須)

(対象分野)

分野	研究開発の例
自動車	「軽量化素材・部品」「電子制御機器」「燃料電池用素材・部品」などの自動車に関する新技術・新製品の開発
ロボット・AI IoT	ロボット本体の他、「人工知能 (AI)」「センシング・認識」「機構・駆動 (アクチュエータ)・制御」「OS」などロボットに関する新技術・新製品の開発 ※先進的な AI・IoT などを活用した家電製品、住宅設備、医療・介護用機器、自動車、ソフトウェア (サービス) などの研究開発
医療・保健 介護・福祉	医療・保健・介護・福祉の現場で必要とされる機器およびこれらに必要な部品・部材などの新技術・新製品の開発
革新的ものづくり	新たな発想や概念を活用した次のようなものづくり技術の開発 「大幅な高品質化・低コスト化」「開発期間の大幅短縮化」「自由で複雑な形状・構造の加工」「新しい機能を持つ素材・部材の製造」など ※既知技術の従来にない活用や組み合わせによる新たなものづくり技術の開発も含まれます。

申請者	補助額	補助期間
中小企業者	補助対象経費の 2/3 以内、 300 万円上限	【生産性向上ロボット枠】 ◆製造業全般に普及でき、広く生産性向上に資するロボットやロボット関連装置等の研究開発は 500 万円上限 令和 2 年 4 月 1 日 ～ 令和 3 年 2 月 28 日迄
中小企業者以外	補助対象経費の 1/2 以内、 300 万円を上限	

◆大学等研究機関の経費に限り、10/10 以内の補助を認めます。ただし、補助金交付額の 1/2 以内とします。

2 補助対象経費 (消費税を含みません)

- (1) 物品費
- (2) 労務費
- (3) その他経費
- (4) 共同研究費

3 募集期間

令和 2 年 4 月 6 日 (月) ～令和 2 年 5 月 22 日 (金) 17 時 (時間厳守)

☆事業の内容等詳細については、下記ホームページをご覧ください。

<http://www.ksrp.or.jp/fais/iac/project/collab.html>

【問い合わせ先】

(公財)北九州産業学術推進機構 イノベーションセンター 産学連携部

TEL 093-695-3006 FAX 093-695-3018

ICT を活用した新ビジネス創出事業に対する補助金 ～北九州 e-PORT 構想 2.0 新ビジネス創出支援補助金～

ICT を活用した新ビジネスの創出に向けた、ビジネスモデルの実証実験及び実証実験を通じた製品・サービスの事業化の取り組みを補助します。

1 交付の対象者

北九州市内に本社もしくは事業所を有する企業・組合（市内事業者）か、構成員に市内事業者を含むコンソーシアム（共同事業体）。

2 補助金の種類・内容

補助金の種類及び額は、次に掲げる補助金の種類に応じて、補助額上限の範囲内で補助する。

種類	対象事業の内容	補助額上限
実証支援補助	ビジネス化することを見据えた実証実験（コンセプト実証、プロトタイプ開発）の取り組み	100万円
事業化支援補助	実証実験済みの製品やサービスを元として、量産の設計やテストマーケティングなど事業化を目指す取り組み	300万円

3 補助率

中小企業：補助対象経費の2/3以内

中小企業以外：補助対象経費の1/2以内

※コンソーシアムによる申請の場合、代表構成員に応じた補助率となります。

4 補助対象経費（消費税を含みません）

(1)物品費 (2)労務費 (3)その他経費（消耗品費、外注費等）

5 補助期間

1年以内

6 受付期間

秋頃予定

☆事業の内容等詳細については、下記ホームページをご覧ください。

<http://www.e-port.gr.jp/grant.php>

【問い合わせ先】

(公財)北九州産業学術推進機構 イノベーションセンター 情報産業振興部

TEL 093-695-3077 FAX 093-695-3677

第7章 研究開発・技術開発・新規事業に取り組みたい

環境分野の研究開発に対する助成

～環境未来技術開発助成制度～

循環型社会、低炭素社会の実現に向け、新規性、独自性に優れ、かつ実現性の高い環境技術の研究に対して研究費を助成します。

1 対象分野及び対象者

	対象分野	対象者（次のいずれかに該当する方）
実証研究	廃棄物処理・リサイクル技術、環境保全技術、環境に配慮した製品開発技術、新エネルギー・省エネルギー技術など環境技術の研究開発	①北九州エコタウン実証研究エリア内で実証研究を行う者（原則） ②実証研究エリアで実施することが困難等実証研究エリアで実施しない相当の理由がある場合で、かつ市内で実証研究を行う者
社会システム研究	環境産業の展開において重要となる原料の確保や物品の流通など循環型社会の実現及び低炭素社会の実現に向けた社会経済システムの研究開発	①市内に事業所（研究機関を含む）を置く企業であって、主に市内で研究開発を行う者 ②市内企業と共同で主に市内で研究開発を行う者
FS研究	実証研究を行う前段階としての技術的内容、市場性及び経済性等の調査・研究	①市内に事業所（研究機関を含む）を置く企業 ②市内企業と共同で研究を行う市内の者

2 助成金額

	実証研究		社会システム研究	FS研究
	事業化チャレンジ枠	一般枠		
○市内中小企業が中心となって実施する場合	対象経費の2/3以内 （※1：重点分野及び当該分野に準じ市長が特に認める分野のみを対象）	対象経費の2/3以内		
○市内の大学等が中心となって市内中小企業と共同で実施する場合		対象経費の1/3以内 （※1：重点分野の場合1/2以内）	対象経費の2/3以内	
上記以外の場合		対象経費の1/3以内（重点分野の場合1/2以内）		
限度額（1テーマ当たり1年度）	1,500万円	1,000万円	200万円	
助成期間（1テーマに対する）	原則1年	最長3年間	原則1年	

※1：重点分野：①希少金属・資源のリサイクル、②新エネルギー・省エネルギー及び工場廃熱等未利用エネルギーの導入・普及、③水素エネルギーの導入・普及、④バイオマスの活用、⑤プラスチック関連分野（⑤は最重点テーマとして、審査において加点します。）

※2：事業化チャレンジ枠について：重点分野及び当該分野に準じ市長が特に認める分野の実証研究のうち、事業化及び雇用創出が特に見込まれる研究を対象として事業化チャレンジ枠を設定しています。（事業化チャレンジ枠で申請を行った場合、同枠で採択されなくても、一般枠で採択となる可能性があります。）

※3：複数年の実証研究の場合も、毎年度申請・審査があり、次年度以降の採択、金額を保証するものではありません。

3 助成の対象経費

- (1) 原材料費、消耗品費等
- (2) 機械装置等の購入費
- (3) 機械装置等のリース料
- (4) 外注加工費等
- (5) 直接人件費（上限あり）
- (6) 外部講師等技術指導費
- (7) 工業所有権の導入経費
- (8) 調査費、旅費等
- (9) その他市長が特別に認める経費

4 募集期間

令和2年4月3日（金）～令和2年5月15日（金）

【問い合わせ先】

北九州市 環境局 環境産業推進課 TEL 093-582-2630 FAX 093-582-2196

中小企業が行う新製品・新サービス開発の支援に関する補助金(福岡県)

項目	1 福岡県ものづくり中小企業新製品開発支援補助金	2 福岡県中小企業経営革新サービス開発等支援補助金
概要	福岡県内の中小企業が経営革新計画に基づき行う新製品開発に要する経費の一部を助成します。	福岡県内の中小企業が経営革新計画に基づき行う新たなサービスの開発・提供等、売上や利益の向上につながる取組を支援します。
対象者及び対象事業	福岡県から、以下のいずれかの項目で経営革新計画の承認を受けている(申請中も含む)中小企業等が、その計画に基づき実施する新製品の開発 ・新商品の開発又は生産 ・商品の新たな生産又は販売の方式の導入(新たな販売方式のみの導入を除く。) ※承認申請中の場合は、申請した経営革新計画が承認されることが条件です。	福岡県から、以下のいずれかの項目で経営革新計画の承認を受けている(申請中も含む)中小企業者が、その計画に基づき実施する事業 ・新役務(サービス)の開発又は提供 ・商品の新たな生産又は販売の方式の導入 ・役務(サービス)の新たな提供の方式の導入 ※「新商品の開発又は生産」で承認を受けた計画に係る事業は、本補助金の対象外です。(その場合、左記「ものづくり中小企業新製品開発支援補助金」の補助金の対象となる可能性があります。詳しくは、下記の問い合わせ先までお尋ねください。) ※承認申請中の場合は、申請した経営革新計画が承認されることが条件です。
補助対象	自社技術を活かした新製品開発に要する費用	新たなサービスの開発・提供等、売上や利益の向上につながる取組に要する費用
補助金額	原則 200 万円/年以内(補助期間は当該年度内とします。)	上限 30 万円/年(補助期間は当該年度内とします。)
採択件数	4 件程度	5 件程度
補助率	1 / 2 以内(経費の区分ごと)	1 / 2 以内(経費の区分ごと)
対象経費	材料・消耗品費、外注費、直接人件費、外部講師受入費、旅費、機械装置費、その他経費	謝金、旅費、会場借料、広報費、材料・消耗品費、機器賃貸料、機器購入費、委託費、その他知事が必要と認める経費
募集期間	2020年4月1日(水)～2020年5月29日(金)12時まで(時間厳守) ※予定	2020年4月1日(水)～2020年5月29日(金)12時まで(時間厳守)
提出先	福岡県商工部中小企業技術振興課又は下記 ●福岡中小企業振興事務所(〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町9-15 中小企業振興センター1階) TEL 092-622-1040 ●北九州中小企業振興事務所(〒802-0082 北九州市小倉北区古船場町1-35 北九州市立商工貿易会館6階) TEL 093-512-1540 ●久留米中小企業振興事務所(〒830-0022 久留米市城南町15-5 久留米商工会館3階) TEL 0942-33-7228 ●飯塚中小企業振興事務所(〒820-0040 飯塚市吉原町6-12 飯塚商工会議所ビル4階) TEL 0948-22-3561	福岡県商工部新事業支援課又は下記

※公募条件等に変更する場合がありますので、詳しくは下記にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

- | | | | |
|---|-------------------------|------------------|------------------|
| 1 | 福岡県 商工部 中小企業技術振興課 技術支援係 | TEL 092-643-3433 | FAX 092-643-3436 |
| 2 | 福岡県 商工部 新事業支援課 新分野推進係 | TEL 092-643-3449 | FAX 092-643-3226 |

第7章 研究開発・技術開発・新規事業に取り組みたい

新技術・新製品の研究開発に対する助成

～（一財）ふくおかフィナンシャルグループ企業育成財団（キューテック）による助成制度～

新技術・新製品等の研究開発に必要な試作費などや、研究開発に際して大学や研究機関などへ研究員を出向させるために必要な授業料などの費用を助成します。

1 研究開発助成金

対象者	原則として創業後10年以内又は新事業進出後3年以内の中小企業（個人事業者を含む）で、新技術、新製品等の研究開発及び企業化を実施しようとする具体的計画を持っている方
対象となる研究開発	現在の技術水準からみて新規性のあるもので、以下に該当するもの。 ① 産業経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与すると認められる新技術、新製品等の研究開発に関するもの。 ② ①に関連する設備、部品、原材料等の開発に関するもの。 ③ 概ね2年程度の研究開発期間を経て2年以内に企業化の可能性があるもの。
助成の対象となる経費	研究開発のために必要な調査研究費、設計費、試験費、試作費、設備費、原材料費等です。
助成金額	助成対象経費の1/2以内。ただし、500万円を限度とします。 ※助成金は、令和3年1月に前払いで交付します。
スケジュール	受付期間：令和2年4月1日～令和2年8月31日（当日消印有効） 交付先決定：令和2年12月 助成金交付：令和3年1月

2 人材育成助成金

対象者	原則として創業後10年以内又は新事業進出後3年以内の中小企業（個人事業者を含む）で、新技術、新製品等の研究開発及び企業化を実施しようとする具体的計画を持っている方
対象となる研究開発	以下に該当するもの。 ① 産業経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与すると認められる新技術、新製品等の研究開発に関するもの。 ② ①に関連する設備、部品、原材料等の研究開発に関するもの。
助成の対象となる経費	大学、研究機関等へ企業の研究員を出向させるために必要な授業料、研究料（出向先に納付する金額）、その他出向研究に必要な費用等です。
助成金額	助成対象経費の1/2以内。ただし、100万円を限度とします。 ※助成金は、令和3年1月に前払いで交付します。
スケジュール	受付期間：令和2年4月1日～令和2年8月31日（当日消印有効） 交付先決定：令和2年12月 助成金交付：令和3年1月

※詳細については、ホームページ（URL <http://www.kyutec.or.jp>）をご覧ください。

【問い合わせ先】

（一財）ふくおかフィナンシャルグループ企業育成財団（通称キューテック）

TEL 092-761-0448 FAX 092-713-6637

各種技術開発関連助成

実施主体	北九州市	
名 称	中小企業技術開発振興助成金	環境未来技術開発助成事業
概 要	新技術・新製品等の開発への助成	新規性、独自性に優れ、かつ実現性の高い環境技術の研究に対する助成
対 象 者	市内に事業所を有する 中小企業者又は中小企業団体	<p><実証研究> 北九州エコタウン実証研究エリアなど市内で実証研究を行う者</p> <p><社会システム研究> 市内に事業所を置く企業又は市内企業と共同で、主に市内で研究開発を行う者</p> <p><FS研究> 市内に事業所を置く企業、又は市内企業と共同で研究を行う市内の者</p>
助 成 額	500万円以内 助成率は2/3以内、ただし創業5年未満の場合は3/4以内	<p><実証研究【事業化チャレンジ枠】> 1,500万円以内/年</p> <p><実証研究【一般枠】> 1,000万円以内/年</p> <p><社会システム研究><FS研究> 200万円以内/年</p> <p>助成率は、市内の中小企業が中心の場合は2/3以内、市内の教育研究機関が市内中小企業と共同で実施（実証研究を除く）する場合は2/3以内、その他は1/3以内、もしくは1/2以内</p> <p>※上記に関わらず、実証研究【事業化チャレンジ枠】は2/3以内</p>
助成期間	1年以内	3年以内（実証研究【一般枠】） 1年以内（実証研究【事業化チャレンジ枠】、社会システム研究、FS研究）
受付期間	未定 新型コロナウイルスの影響を考慮し、当事業の公募開始時期は、現在調整中です。（4月10日時点） 詳細が決まりましたら、市HPにてお知らせいたします。	令和2年4月3日～令和2年5月15日
問い合わせ先	北九州市産業経済局 中小企業振興課 TEL 093-873-1433	北九州市環境局 環境産業推進課 TEL 093-582-2630
詳 細	P58	P61

経営相談

消費税増税対策

資金調達

生産性向上

事業承継

雇用相談

技術開発

受注拡大
販路開拓

建設業

国際ビジネス

環境ビジネス

サービス業

起業・創業

人材育成

技能・技術

役立つ制度
各種機関

第7章 研究開発・技術開発・新規事業に取り組みたい

各種技術開発関連助成

実施主体	(公財)北九州産業学術推進機構				
名 称	新成長戦略推進研究開発事業 実用化研究開発事業	北九州 e-PORT 構想 2.0 新ビジネス創出支援補助金			
概 要	「自動車」「ロボット・AI・IoT」「医療・保健・介護・福祉」「革新的ものづくり」の四分野において、実用化が見込まれる新技術・新製品の研究開発に対して補助金を交付	ICT を活用した新ビジネスの創出に向けた、ビジネスモデルの実証実験及び実証実験を通じた製品・サービスの事業化の取り組みを補助			
対 象 者	市内企業等 (大学等研究機関との共同研究が必須)	市内企業等または市内企業を構成員に含むコンソーシアム（共同事業体）			
補 助 額	<table border="1"> <tr> <td>補助対象経費の 2/3 以内、300 万円上限</td> <td rowspan="2">【生産性向上ロボット枠】 ◆製造業全般に普及でき、広く生産性向上に資するロボットやロボット関連装置等の研究開発は 500 万円上限</td> </tr> <tr> <td>補助対象経費の 1/2 以内、300 万円を上限</td> </tr> </table>	補助対象経費の 2/3 以内、300 万円上限	【生産性向上ロボット枠】 ◆製造業全般に普及でき、広く生産性向上に資するロボットやロボット関連装置等の研究開発は 500 万円上限	補助対象経費の 1/2 以内、300 万円を上限	(1)実証支援補助 補助額上限：100 万円 (2)事業化支援補助 補助額上限：300 万円 補助率はいずれも 中小企業：2/3 中小企業以外：1/2 ※コンソーシアムの場合は代表構成員に応じた率
補助対象経費の 2/3 以内、300 万円上限	【生産性向上ロボット枠】 ◆製造業全般に普及でき、広く生産性向上に資するロボットやロボット関連装置等の研究開発は 500 万円上限				
補助対象経費の 1/2 以内、300 万円を上限					
補 助 期 間	1 年以内	1 年以内			
受 付 期 間	令和 2 年 4 月 6 日～令和 2 年 5 月 22 日	秋頃予定			
問 い 合 わ せ 先	(公財)北九州産業学術推進機構 イノベーションセンター 産学連携部 TEL 093-695-3006	(公財)北九州産業学術推進機構 イノベーションセンター情報産業振興部 TEL 093-695-3077 FAX 093-695-3677 http://www.e-port.gr.jp/grant.php			
詳 細	P59	P60			

各種技術開発関連助成

実施主体	福岡県		(一財) 福岡ファイナンシャルグループ 企業育成財団 (キューテック)	
名称	福岡県ものづくり中小企業 新製品開発支援補助金	福岡県中小企業経営革新 サービス開発等支援補助金	研究開発助成金	人材育成助成金
概要	自社のものづくり技術を活かし、売れる新製品を開発しようとする中小企業に製品開発補助金を交付	福岡県内の中小企業が経営革新計画に基づき行う新たなサービスの開発・提供等、売上や利益の向上につながる取組にかかる補助金を交付	技術指向型中小企業の新技術、新製品等の研究開発に対する助成	大学・研究機関等へ研究員を外向させるために必要な費用に対する助成
対象者	福岡県から経営革新計画の承認を受けた、又は補助金応募までに経営革新計画の承認申請を行った中小企業者。(後者の場合は計画の承認が条件)	福岡県から経営革新計画(「新役務(サービス)の開発又は提供」「商品の新たな生産又は販売の方式の導入」「役務(サービス)の新たな提供の方式の導入」)の承認を受けた、又は補助金応募までに経営革新計画の承認申請を行った中小企業者。(後者の場合は計画の承認が条件)	①九州・山口地域に本社があり、かつ研究開発拠点がある中小企業(個人事業者を含む) ②原則として創業後10年以内、又は新事業進出後3年以内であること ③新技術、新製品等の研究開発及び企業化を実施しようとする具体的計画を持っている者	
助成額	原則200万円/年以内 補助率1/2以内	上限30万円/年以内 補助率1/2以内	500万円以内 助成率は1/2以内	100万円以内 助成率は1/2以内
助成期間	1年以内	1年以内	—	—
受付期間	令和2年4月1日～ 5月29日(予定)	令和2年4月1日～ 5月29日	令和2年4月1日～8月31日	
問い合わせ先	福岡県商工部 中小企業技術振興課 技術支援係 TEL 092-643-3433	福岡県商工部 新事業支援課 新分野推進係 TEL 092-643-3449	(一財) 福岡ファイナンシャルグループ 企業育成財団 TEL 092-761-0448	
詳細	P62	P62	P63	

経営相談

消費増税対策

資金調達

生産性向上

事業承継

雇用相談

研究開発
技術開発

受注拡大
販路開拓

建設業

国際ビジネス

環境ビジネス

商
サービス業

起業・創業

人材育成

技能・技術

役立
つ制度
各種
機関

第7章 研究開発・技術開発・新規事業に取り組みたい

各種技術開発関連助成

実施主体	経 済 産 業 省	(公財) 福岡県リサイクル総合研究 事業化センター
名 称	戦略的基盤技術高度化支援事業 (サポイン)	リサイクルの事業化に向けた研究開発支援 「共同研究制度」
概 要	中小企業・小規模事業者が大学・公設試等の研究機関等と連携して行う製品化につながる可能性の高い研究開発、試作品開発及び販路開拓への取組等を支援します。	福岡県における循環型社会の構築に寄与し、実用化が見込まれるリサイクル技術の開発及び社会システムの構築に関する共同研究を支援します。
対 象 者	中小企業・小規模事業者を中心とした共同体	(1) 「産」「学」「官」「民」のうち異なる2者以上で構成された共同研究メンバー (2) 「産」の2者以上で構成された共同研究メンバー ただし、構成企業又は団体が互いに資本・人事面において関連がないこと
助 成 額	・ 補助金額 (上限額) 補助事業あたり 単年度 4,500 万円以下 2 年度の合計で、7,500 万円以下 3 年度の合計で、9,750 万円以下 (定額補助率となる者については補助金総額の1/3 以下であること) ・ 補助率 2/3 以内 ※ただし、大学・公設試等の場合は定額 ※同一機関が複数の補助率を適用することは認められない	研究会を入口として、外部資金事業の活用も含め、事業化に向けた最適なメニューで支援します。 【研究会 (公募)】…年間 100 万円程度 【共同研究プロジェクト】…年間最大 1,000 万円 ※対象となる経費 ①機械装置費 ②技術指導受入費 ③賃借料 ④消耗品の購入費 ⑤旅費 ⑥委託費
助成期間	2 年度又は 3 年度	【研究会】…最長 2 年 【共同研究プロジェクト】…原則 2 年以内
受付期間	1 月下旬～ 4 月下旬を予定 ※公募開始の前に九州経済産業局のホームページにて、ご案内します。	例年 1 月中旬～ 2 月上旬
問い合わせ先	九州経済産業局 地域経済部 産業技術課 TEL 092-482-5464	(公財) 福岡県リサイクル総合研究 事業化センター 研究開発課 TEL 093-695-3068 FAX 093-695-3066
詳 細	九州経済産業局ホームページ https://www.kyushu.meti.go.jp/support/index.html	詳細は、ホームページをご覧ください。 https://www.recycle-ken.or.jp/

第8章 受注拡大・販路開拓をしたい

独自製品の販路開拓や商談会の開催、展示会への出展支援など

1 中小企業成長加速化モデル事業

- (1) 事業概要：優れた経営基盤を有する中小企業を対象に、事業拡大や売上増などの成長を加速させ、本市経済をリードする中核企業への育成を図るため、商談機会の創出など販路開拓を支援します。

対象者	以下の要件を満たす中小企業者から、選考により5社程度を決定します。 ・北九州市内に本社及び主要な生産拠点等を有し、市内で2年以上の事業歴があり、引き続き市内で事業を営む者であること。 ・自社で開発した独創的かつ高度な製品や技術、サービスのほか、健全な財務等を有し、新たな取引先の開拓等を通して、事業拡大や売上増などの成長が見込まれ、将来、本市経済をリードする中核企業となる潜在性を有していること。 ・高い成長意欲と支援を受ける体制（生産、営業）を有していること。 ・過去にこの事業に採択された実績がないこと。 ・国など他の機関から同種の支援を受けていないこと又は受ける見込みのないこと。 ※このほかにも条件がございます。詳しくはホームページをご確認ください。
支援内容	(1) 営業計画の助言 (2) PR資料作成や商談の進め方などの助言 (3) 新規取引先の獲得（商談機会の創出） (4) 取引先企業での商談時の同行 など
支援回数	8回程度（専門の民間事業者による訪問指導等）
スケジュール（予定）	未定 新型コロナウイルスの影響を考慮し、当事業の公募開始時期は、現在調整中です。 (4月10日時点) 詳細が決まりましたら、市HPにてお知らせいたします。
申込方法	下記URLから必要書類をダウンロードし期限までにお申込ください。 https://www.city.kitakyushu.lg.jp/san-kei/10700238.html

(2) 支援企業のご紹介（2019年度）

企業名	業種 主な事業内容	支援内容
(株)小倉縞縞	製造業 織物・装飾雑貨の製造販売	・インテリア（コントラクト）市場の業界分析・情報収集、新規販路開拓 ・少人数での営業体制確立への支援
(株)戸畑ターレット 工作所	製造業 非鉄金属鍛造	・電力機器・鉄道関連部品の業界分析・情報収集、新規販路開拓 ・技術PRツールの刷新支援
(有)ふく太郎本部	製造業 ふぐ加工品の製造販売	・業務用ふぐ加工品の新規販路開拓・計画的な提案営業計画策定の支援
(有)BOND	情報通信業 AIを使用した動画・番組作成ツールの開発・販売	・AIを使用した動画・番組作成ツールの新規販路開拓 ・少人数での効率的な営業活動確立への支援
(株)マツシマ メジャテック	製造業 産業用測定機器等の製造販売	・エアダストモニタ・マイクロ波レベル計等の業界分析・情報収集、新規販路開拓

第8章 受注拡大・販路開拓をしたい

2 大規模展示会等への出展助成

(1) 事業概要：全国規模の展示会の出展小間料の一部を助成します。

対象者	<p>次の要件をすべて満たす中小企業者</p> <p>(1) 発行済み株式の半分以上を中小企業以外の会社が所有するなど、いわゆる「みなし大企業」でないこと。</p> <p>(2) 次の①、②のいずれかに該当すること。</p> <p>①市内に本社事務所又は主要工場、事業所（以下、事業所等とする）を有すること。</p> <p>②対象となる展示会までに市内に事業所等を設置する中小企業者。（※なお、対象となる展示会までに市内への事業所等を設置したことが確認できる書類を提出できなければ、助成金を受け取ることができません。）</p> <p>(3) 対象となる出展に関して、他の機関から同様の助成を重複して受けていないこと。</p> <p>(4) 市税を滞納していないこと。</p> <p>(5) 暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。</p>
対象となる製品技術	上記の対象者が製造又は開発した製品・技術
対象となる展示会	関東・中京・関西で開催される大規模な展示会（募集小間数が概ね150以上又は出展予定企業が100社以上）。物産展など即売目的の出展は対象外です。
対象となる経費	<p>出展を希望する展示会の出展小間料。（40万円を限度に助成）</p> <p>※出展小間料に含まれる消費税、出展小間料以外の経費（小間設営費、展示パネル作成、光熱水費、人件費、旅費等）は助成の対象となりません。</p>
募集期間	<p>未定</p> <p>新型コロナウイルスの影響を考慮し、当事業の公募開始時期は、現在調整中です。（4月10日時点）</p> <p>詳細が決まりましたら、市HPにてお知らせいたします。</p>

※海外展開をご検討中の方は、P83「中小企業海外展開支援助成金」をご覧ください。

(2) 支援実績

年度	申請社数	採択社数	補助率
令和元 (2019)	23	20	59～100%
平成30 (2018)	19	18	71～100%
平成29 (2017)	19	19	48～100%

3 北九州発！新商品創出事業（北九州市版トライアル発注制度）

新商品や新サービスで新事業分野の開拓に取り組む中小企業を市が認定し、広くPRするとともに、展示会への出展支援や庁内利用の推進により、販路開拓を支援します。

対象者	市内に主たる事業所を有し、原則として引き続き1年以上事業を営み、市税の滞納のない中小企業者。また、下記の新商品・新役務（サービス）を生産・提供している事業者であること。
対象となる商品	<p>(1) 以下のいずれかの公的支援を受けた商品または役務（サービス）であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 北九州市中小企業技術開発振興助成金交付制度に基づき、助成対象とされた事業計画に基づき生産・提供するもの イ 新成長戦略推進研究開発事業に基づき、助成対象とされた事業計画に基づき生産・提供するもの ウ 北九州市環境未来技術開発助成金交付制度に基づき、助成対象とされた事業計画に基づき生産・提供するもの エ 北九州 e-PORT2.0 新ビジネス創出支援補助金交付制度に基づき、交付対象とされた事業計画に基づき生産・提供するもの オ 北九州エコプレミアム産業創造事業において選定されたもの カ 北九州市建設リサイクル資材認定制度において選定されたもの キ 北九州オンリーワン企業創出事業において認定されたもの ク 経営革新計画の承認を受けて生産・提供するもの ケ 国の機関あるいは福岡県の研究開発助成金の決定を受けて開発を行ったもの コ 上記ア～ケに類すると認められるもの <p>(2) 生産又は提供を開始してから概ね5年以内で、市の機関において用途が見込まれ、かつ市の機関での調達実績が無いこと。</p> <p>(3) 「新規性・獨創性」、「公益性」があり、その生産・提供計画が「実現可能性」のあるものであること。（工事・工法は対象外です）</p>
募集期間	未定 新型コロナウイルスの影響を考慮し、当事業の公募開始時期は、現在調整中です。（4月10日時点） 詳細が決まりましたら、市HPにてお知らせいたします。

認定新商品のご紹介

2018年度	<p>アーマライニングス(株) (小倉南区葛原東三丁目1-1)</p> <p>【新商品概要】 柔らかいステンレスと表現されるポリウレアを使い強化防護層を形成する製品です。ポリイソシアネート化合物と活性水素を持つアミン化合物をスプレーガンで衝突混合させ、化学反応によりポリウレアを生成します。 ポリウレア樹脂は、強靱な物性に加え無溶剤・無触媒のため、環境にやさしいのが特徴です。コンクリートをはじめ、金属、木材、鉄板、プラスチック樹脂など、ほぼあらゆる基材に使用可能であり、2～5mm程度の厚みでコーティングする事で、防護力・耐久性・耐衝撃性・復元性・耐薬品性・防水性・防錆性などの性能が付加され、長寿命化が図れます。 また、専用特殊塗料との併用により、遮熱性及び断熱性を向上させ省エネルギーにも貢献します。</p>	<p>ポリウレア樹脂を使用したコーティング材</p> 
2019年度	<p>(有)ICS SAKABE (小倉北区三郎丸一丁目12-17)</p> <p>【新製品概要】 病院などで食事を搬送する際に使用している既存の配膳車に、後付け装着するユニットです。様々な型式・形状の配膳車に大きな改造をすることなく取付け可能です。 応用分野として、ホテルの宴会場で使用するワゴン車、洗濯関連に使用するリネン車、図書館で本を搬送する際に使用するブックトラックに取り付けられます。</p>	<p>パワーアシストユニット「輪軽ちゃん」</p> 
	<p>サウンドピュア(株) (若松区白山三丁目7-30)</p> <p>【新製品概要】 壊れにくく、声ははっきり聞こえる屋内使用向け赤外線ワイヤレスマイクです。加速度センサーとジャイロセンサーが搭載されており、マイクを落としたときに自動で音声カットをするため衝撃音が入らず、アンプ、スピーカーなど周辺機材を傷めにくいのが特徴です。 また、電源をONにした状態で放置すると自動で一時的に電源が切れる機能も搭載されており、電池の消耗を抑え、電池寿命が長くなります。</p>	<p>業務用ワイヤレス赤外線マイク</p> 

【問い合わせ先】

1～3：北九州市 産業経済局 中小企業振興課 TEL 093-873-1433 FAX 093-873-1434

第8章 受注拡大・販路開拓をしたい

4 マッチングコーディネート事業

専門的知識や幅広い人脈を持つ中小企業支援センターのマッチング担当者が、市内のものづくり中小企業の取引先や提携先を紹介するなどにより、新事業展開や販路開拓を支援します。活用は無料です。

5 「北九州技術マップ」による企業情報の発信



市内中小製造業の取引拡大を支援するため、機械・金属関係の約360社の企業概要、得意技術、保有設備等の情報をまとめたデータベース「北九州技術マップ」をインターネット上で公開しています。

キーワード検索も可能です。

このデータベースに登録することで、市内外企業の発注担当者に貴社の情報が目に留まる機会が増加します。

URL <https://b2b.ktc.ksrp.or.jp/>

【問い合わせ先】

4・5：(公財)北九州産業学術推進機構 中小企業支援センター
TEL 093-873-1430 FAX 093-873-1450

6 パーツネット北九州

自動車産業への新規参入・取引拡大を目指す北九州地域の企業などが2005年11月に結成。現在、会員企業96社(2020/4/1現在)によって構成され、下記の活動を行っています。

会 長	浅野幸男 (株)デンソー九州 代表取締役社長)
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ◇セミナー・講演会 ・自動車業界のキーパーソンを講師とするセミナー・講演会を開催 ◇人材育成事業 ・九州職業能力開発大学校等と連携した人材育成研修を実施 ◇企業視察会 ・自動車メーカーや部品メーカーの企業視察会・意見交換会を実施 ◇受注拡大事業 ・商談会・展示会情報の提供や出展
H P	http://parts-net-kitakyushu.jp/
事務局	北九州市産業経済局企業立地支援課、北九州商工会議所専門相談センター、 (公財)北九州産業学術推進機構

【問い合わせ先】

北九州市 産業経済局 企業立地支援課	TEL 093-582-2065
(公財)北九州産業学術推進機構	TEL 093-695-3685
北九州商工会議所 専門相談センター	TEL 093-541-0192

オンリーワン企業 PR 事業

北九州発の独創的な製品や技術、サービスを提供する優れた中小企業を「北九州オンリーワン企業」として顕彰し、広く国内外に情報発信・プロモーションします。

対象者	市内に本社を有する事業歴2年以上の中小企業者で、独創的な製品や技術・サービスを提供するとともに、地域社会に対して十分な社会的使命と責任を果たしているもの
支援内容	認定企業の情報発信・PR、大規模展示会等出展支援助成金への推薦、認定企業を紹介する冊子を作成、市ホームページで紹介 など

北九州オンリーワン企業のご紹介（企業名及び対象事業）

第1回(2009年)	企業名	製品・技術・サービス
	株式会社小倉縞縞 (旧：有限会社小倉クリエーション)	小倉織を使った製品の開発、製造、販売
	株式会社タック技研工業	切削用モータ・ユニット品の開発、製造、販売
	株式会社マツシマメジャテック (旧：株式会社松島機械研究所)	マイクロ波レベル計の製造、販売

第2回(2011年)	企業名	製品・技術・サービス
	計測検査株式会社	移動体トンネル計測新システム MIMM [ミーム]
	熱産ヒート株式会社	①溶接ひずみ取り用高周波誘導加熱装置 ②局部予熱・後熱用高周波誘導加熱電源
	株式会社村上精機工作所	ユーラスパイプレータ
	株式会社陽和	3種の複合技術（成形・切削・溶着）を用いてお客様の問題を解決する提案型高機能フッ素樹脂製品

第3回(2013年)	区分	企業名	製品・技術・サービス
	大賞	桑原電工株式会社	電動機・発電機の材料調達から製作、修理までの一貫したトータルソリューション提供
		シャボン玉石けん株式会社	無添加石けんの製造
		株式会社ヨシダ (旧：宝石・めがねのヨシダ)	めがね、時計、補聴器、宝石の販売に関するおもてなしサービス
	特別賞	株式会社シノハラ製作所	スライド式ソファベッド
		株式会社ウエルクリエイト (旧：楽しい株式会社)	北九州エコタウン発 廃棄物とバイオマスの新資源化システム
		有限会社ふく太郎本部	ふぐ業界初のHACCP認定工場

第4回(2015年)	区分	企業名	製品・技術・サービス
	大賞	株式会社オーネスト	工場・生産ライン等の監視制御システムを対象としたシステムインテグレーション業務
		株式会社極東製作所	製鉄所や地熱発電所向けの耐久性の高いオーダーメイド特殊バルブ
		株式会社七尾製菓	小麦粉焼き菓子を中心とした菓子類
		株式会社西原商事	廃棄物情報管理システム「bee-net」～廃棄物処理の透明化～
	特別賞	環境テクノス株式会社	環境分析における“ものさし”（溶出試験用土壌標準物質）の製造
九州鉄道機器製造株式会社		鉄道向け分岐器及びレール等の加工・溶接技術	

第5回(2019年)	企業名	製品・技術・サービス
	株式会社植田製作所	高張力化に対応するテンションリール（鋼板巻取機）及びリールドラムの製造技術
	佳秀工業株式会社	機械部品・装置の製造において、年間約400種の材質を取り扱い、約24万種類100万点以上の製品を加工・製造する「超少量多品種・一貫生産サービス」
	株式会社戸畑製作所	純銅の casting・溶接技術
株式会社ワキノアートファクトリー	地域の特色を生かした主催者との連携による音楽花火の構成、演出	

【問い合わせ先】

北九州市 産業経済局 中小企業振興課 TEL 093-873-1433 FAX 093-873-1434

第8章 受注拡大・販路開拓をしたい

北九州市の食品関連事業者に対する支援

市内の農林水産品の生産者や食品製造業者による商品開発や販路開拓などを支援します。

1 北九州市ブランド化プロジェクト（北九いいと）

食品製造業等の新商品づくりと販路開拓を支援することにより、市内中小企業の成長と地域経済の振興を図ります。

（販売中の商品）

			
入江製菓 「金平糖 de おめでとう」	オク 「関門旨み醤油の種」	ごとう醤油 「Benlymiso（ベンリーミソ）」	ふく太郎 「白子リゾット」
			
しんこう 「北九州味あられ」	ふじた 「chobinuka（ちよびぬか）」	プリンセスピピ 「門司港王様焼きカレー」	リエゾン 「シェフカレー」

2 6次産業化セミナー・交流会

農林漁業者による生産・加工・販売の一体化や、商工業者との連携による新商品開発など、生産物の付加価値を向上させる6次産業化の取り組みを支援します。

（参考：これまでのセミナー・交流会の内容）

- 講演「消費者・販売者も喜ぶ商品づくり～失敗から生まれた商品開発手法～」
- セミナー「一から始める商品開発」「販路に合わせた商品開発」「食品関連改正法対応」「商談会出展」
- 生産者・食品加工業者と飲食店のマッチング・交流

3 地産地消の推進

海の幸、山の幸を愛する地産地消を推進するため、地元農林水産品等を紹介したホームページ等を利用し、生産者、消費者、飲食・販売店、加工製造の各サポーターへ情報提供を行います。

（地元いちばんホームページ）

（地元いちばんロゴ）



【問い合わせ先】

1の支援については、

北九州市 産業経済局 商業・サービス産業政策課 TEL 093-582-2050 FAX 093-591-2566

2・3の支援については、

北九州市 産業経済局 農林課 TEL 093-582-2078 FAX 093-582-1202

地元いちばんホームページURL <http://www.jimotoban.jp/>

北九州商工会議所の販路開拓支援

ビジネスは「人と人の出会い」が基本。商工会議所の魅力は、「人と会える」ことです。私たちは、企業の販路拡大・人脈拡大を応援します。

【ビジネス交流・マッチング支援】

①食の商談会

販路拡大を目指す九州・山口の一次・二次産品生産者とバイヤーとのマッチングの場を提供します。

②ものづくり北九州企業データベース

「北九州のものづくりの企業・人・学校を知りたい」方に対し、インターネット上で北九州商工会議所 機械・金属関連会員等の技術情報や製品・商品 PR 情報等を検索できるサイトです。

③新年賀詞交歓会

毎年1月に開催する年初めの懇親会。北九州市内の企業が一堂に会します。

④会報誌「北商ニュース」

経営動向や地域情報、会員企業の PR コーナーなど、情報満載の会報誌を毎月（原則 10 日）発行しています。



食の商談会



新年賀詞交歓会

【異業種交流】

⑤北九州商工会議所女性会

女性経営者の立場から、北九州市内の商工業の改善発展に寄与し、会員相互の啓発と親睦を図ることを目的に活動しています。

⑥北九州商工会議所異業種交流研究会「トライアル北九州」

さまざまな業種・経験・年代の経営者同士が自身の知識・情報を出し合い、経営者としての資質向上と企業の発展を目的に活動しています。

⑦北九州商工会議所新規創業者の会

創業間もない（原則5年以内）経営者が、事業を末永く継続するために必要な基本的知識の習得を目的に活動しています。※土業、経営コンサルタントを主とする事業所は除きます。

【問い合わせ先】

①・⑥・⑦	：	北九州商工会議所 中小企業振興課	TEL 093-541-0188
②	：	〃 専門相談センター	TEL 093-541-0192
③・⑤	：	〃 総務・経理課	TEL 093-541-0181
④	：	〃 企画広報課	TEL 093-541-0183

第9章 建設業に関する情報を知りたい

経営等に関する相談窓口

中小建設業の抱える課題解決のため、さまざまな相談に無料で対応します。

1 中小企業総合相談窓口（北九州市）

中小企業の皆様が抱える幅広い悩みに総合的に応える相談窓口です。各分野の専門家が、「経営」「資金繰り」「法律」「税務」など幅広い分野のご相談に個別に応じます。

相談分野	経営、マーケティング、資金、税務、労務、技術・技能、ビジネスプラン、IT、事業提携、会社設立、省エネ、ISO、海外取引など
日 時	月曜日から金曜日（祝日・年末年始は除く）午前9時～午後5時（正午～午後1時は除く） ※マネージャー・専門相談員（税理士・司法書士・弁護士・金融相談員等）が対応します。 * 日によって相談員の専門分野が異なりますので、事前にご確認下さい。
対応する 専 門 家	中小企業診断士、税理士、司法書士、弁護士、社会保険労務士、金融相談員、技術士など各分野の専門家
相談時間	原則として1回1時間程度（内容、予約状況により異なります。）
料 金	無料
申込方法	電話による予約（専門相談員への相談は1週間前までの予約が必要です） TEL 093-873-1430

➡ 詳しくはP1

【問い合わせ先】

（公財）北九州産業学術推進機構 中小企業支援センター TEL 093-873-1430 FAX 093-873-1450

2 「受注者安心サポートステーション」のご案内 ～北九州市公共工事及び業務委託の円滑な推進に向けた相談窓口～

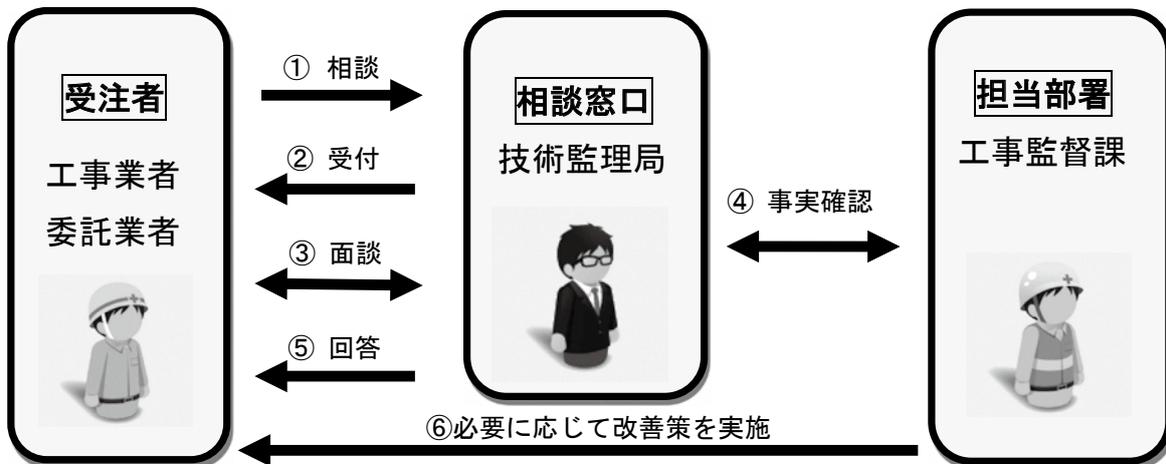
(1) 設置の目的

公共工事を実施するにあたり、受注者の皆様が市の工事担当部署と協議を行っても解決が図れない事案について、技術監理局に相談窓口を設けることで、公平・公正な視点で受発注者間の問題解決を図るものです。

(2) 相談窓口について

相談対象	市発注工事（業務委託）を受注している元請け会社
相談内容	市担当部署と協議を行っても解決が図れないもののうち、以下に該当するもの ①監督に関するもの ②検査に関するもの ③積算・単価などの基準に関するもの ④設計変更に関するもの など ※ただし、工事（委託）成績については、従前の要領により受け付けます。
相談窓口	北九州市技術監理局技術企画課
相談方法	北九州市ホームページ電子申請 <input type="text" value="受注者安心"/> <input type="button" value="検索"/>  市トップページ > ビジネス・産業・まちづくり > 入札・契約 > 公共工事 > 公共工事の適正な執行 > 「受注者安心サポートステーション」 ※電子申請で相談を受け付け後、正確な情報を把握するため、面談を行います。
受付時間	365日24時間受付可能（※できるだけ速やかに窓口側からご連絡いたします）
秘密厳守	①相談者の氏名など秘密の保持は徹底します。 ②相談することで受注者側が不利益を被ることはありません。 ③匿名の場合は回答できませんが、再発防止に向けた情報ストックとさせていただきます。
除外項目	特定の企業や個人を誹謗・中傷するものは受け付けません。

(3) 相談～解決までの流れ



【問い合わせ先】

北九州市 技術監理局 技術企画課 TEL 093-582-2043 FAX 093-592-0690

第9章 建設業に関する情報を知りたい

セミナー等の開催

1 (公財) 福岡県建設技術情報センター研修

公共事業に携わる建設技術者へ向けて、技術力及び知識の向上を目的とした研修を実施します。

【2020年度建設業従事者研修】

コース	研修名	研修目的	回数	定員
専門	土木の基礎	土木工事における基礎的な知識及び測量技術を学びます。	1	25
	知っておくべき 地盤の調査と評価	地盤の調査と評価に関する知識を学びます。	1	80
	コンクリート	コンクリートに関する知識を学びます。	1	80
	i-Construction (ICT 土工)	i-Construction の概要について学びます。	1	80
	福岡県発注工事における 行政手続き	福岡県発注工事に関連する行政手続きについて学びます。	1	80
	新技術・新工法の活用事例	福岡新技術・新工法ライブラリーに登録された技術・工法について学びます。	1	80
	橋梁点検	橋梁メンテナンスにおける点検・診断に関する知識を学びます。	1	100
	河川計画	河川計画に関する知識を学びます。	1	30
	橋梁補修設計	橋梁の補修設計に関する基礎的な知識を学びます。	1	100
I T	CAD・電子納品	CAD の全般的な操作を習得し、電子納品に関する知識を学びます。	2	30
	i-Construction	3次元データを活用した施工管理を学びます。	2	30
	CIM	CIM に関する知識を学びます。	2	30

※その他の講習会等も実施いたします。詳細はホームページをご参照ください。

【実施会場】福岡県建設技術情報センター（福岡県糟屋郡篠栗町大字田中 315-1）

【開催日・申込方法】ホームページ（<http://fcti.jp/>）をご参照ください。



【問い合わせ先】

(公財) 福岡県建設技術情報センター 試験研究課 調査研修係 TEL 092-947-2643 FAX 092-947-2504
e-mail : kensyu @ fcti.jp URL : <http://fcti.jp/>

民間建築物等に関する各種助成制度

1 北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助事業

北九州市では、昭和56年5月31日以前に建築または工事着手された住宅・建築物、及び道路に面し危険と判断されるブロック塀等について、一定の要件を満たす住宅・建築物の耐震補強工事等やブロック塀等の除却を行う場合、費用の一部を補助します。

項目	木造住宅の場合	マンションの場合		特定建築物の場合	ブロック塀等除却
対象者	建物の所有者等	マンションの管理組合、建物の所有者等		建物の所有者等	塀の所有者等
対象建物	[木造住宅] ・地階を除く階数2以下の住宅 ・耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満のものを1.0以上に補強するもの [耐震シェルター・防災ベッド設置] ・地階を除く階数2以下の住宅 ・耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満の住宅 ・高齢者等が居住していること	・延べ面積が1,000㎡以上かつ地階を除く階数が3階以上の耐火建築物、準耐火建築物 ・耐震診断の結果、Is値が0.6未満のものを0.6以上に補強するもの		・建築物の耐震改修の促進に関する法律第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物。 (ただし、賃貸マンション、市の認可保育所、大規模な事業者が所有する工場を除く。) ・耐震診断の結果、Is値が0.6未満のものを0.6以上に補強するもの	道路に面し、危険と判断されるブロック塀等(コンクリートブロック造、石造、れんが等による組積造の塀)で、道路面から1m(擁壁高さを含む)以上の高さを有する塀を除却するもの
補助額	[木造住宅] 耐震改修工事費(耐震設計・耐震改修工事監理費含む)経費4/5(住宅1戸につき100万円を上限) ※事業年度内に耐震改修工事まで完了すること ※耐震シェルター・防災ベッド設置補助との併用不可 ※木造住宅の耐震診断については、福岡県の「耐震診断アドバイザー派遣制度」が利用可能。(1件あたり3,000円または6,000円の自己負担が必要) [耐震シェルター・防災ベッド設置] 経費23%(住宅1戸につき15万円を上限)	分譲マンション	賃貸マンション	(1)耐震診断費 診断費用の2/3、もしくは面積による限度額の2/3のいずれか低い額(1棟につき150万円を上限) (2)耐震設計費・耐震改修工事監理費 経費の2/3(1棟につき1,200万円を上限) (3)耐震改修工事費 耐震改修工事費の23.0%、もしくは、面積による限度額の23.0%のいずれか低い額(1棟につき1,200万円を上限。ただし、ホテルなど不特定多数の者が利用する大規模特定建築物は1棟につき1億円を上限、その他の大規模特定建築物は2,400万円を上限。なお、上記(2)の補助金を受けている場合はその額を控除した額)	基準額(10,000円/㎡)の1/2、もしくは除却費用の1/2のいずれか低い額(1敷地につき12万円を上限)

【問い合わせ先】

北九州市 建築都市局 建築指導課 TEL 093-582-2531 FAX 093-561-7525
 《木造戸建て住宅の耐震診断》(福岡県)
 住まいの安心リフォームアドバイザー派遣事務局
 生涯あんしん住宅 TEL 092-582-8061
 福岡県建築住宅センター TEL 092-781-5169

経営相談

消費増税対策

資金調達

生産性向上

事業承継

雇用助成

研究開発

受注拡大

建設業

国際ビジネス

環境ビジネス

サービス業

起業・創業

人材育成

技能・技術

役立つ制度

第9章 建設業に関する情報を知りたい

2 北九州市民間建築物吹付けアスベスト除去工事等補助事業

既存建築物において、吹付けアスベスト等の分析調査や除去工事等（除去、封じ込め又は囲い込みの措置）を行う場合、費用の一部を補助します。

項目	内容
対象者	建物の所有者等
対象建築物	・分析調査事業：吹付けアスベスト等が施工されているおそれのある建築物 ・除去等事業：吹付けアスベスト等が施工されている建築物
対象費用	・分析調査事業：アスベストを含んでいる可能性のある吹付け建材の分析調査費用 ・除去等事業：アスベストを含んでいる吹付け建材の除去、封じ込め又は囲い込みの費用
補助額	・分析調査事業：25万円を上限とし、対象費用の10/10の額 ・除去等事業：120万円を上限とし、対象費用の2/3の額 (ただし、分析調査で補助金を受けた場合はその額を控除します。) (注意) 解体を予定している建築物、もしくは既に工事等に着手している建築物は対象外となりますので、事前にご相談ください。

【問い合わせ先】

北九州市 建築都市局 建築指導課 TEL 093-582-2531 FAX 093-561-7525

3 すこやか住宅改造助成事業

介護を必要とする高齢者や障害のある人などが居住している住宅を、身体状況に配慮した仕様に改造する場合に、その費用の全部又は一部を助成します。

この助成対象の改造工事を行う施工業者になるには、「NPO 法人北九州市すこやか住宅推進協議会」の会員となる必要があります。

対象工事	・廊下や階段などの手すり設置 ・段差の解消など				
対象者	要介護または要支援の認定を受けた人、又は重度障害のある人等が居住する世帯で、生計中心者の前年所得税年額が7万円以下の世帯				
助成額	30万円と実際の工事額を比較し、低い額に下表の助成率を乗じて得た額 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>生活保護及び当年度分の市民税が非課税の世帯</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>前年の所得税年額が7万円以下の世帯</td> <td>75%</td> </tr> </tbody> </table> ※原則として1住宅につき1回	生活保護及び当年度分の市民税が非課税の世帯	100%	前年の所得税年額が7万円以下の世帯	75%
生活保護及び当年度分の市民税が非課税の世帯	100%				
前年の所得税年額が7万円以下の世帯	75%				
給付手順	工事完了後に検査を行った後、事業者（施工業者）に支払う。				
施工業者になるには	研修（例年、年度当初に実施）を受講していただき、NPO 法人北九州市すこやか住宅推進協議会の会員となることが条件となります。 ※施工業者の条件については、北九州市すこやか住宅推進協議会へお問い合わせください。				

【問い合わせ先】

北九州市 保健福祉局 長寿社会対策課 TEL 093-582-2407 FAX 093-582-2095
(高齢者の住宅改造助成に関すること)

北九州市 保健福祉局 障害者支援課 TEL 093-582-2424 FAX 093-582-2425
(障害のある人の住宅改造助成に関すること)

北九州市 建築都市局 住宅計画課 TEL 093-582-2592 FAX 093-582-2694 (研修等に関すること)

NPO 法人北九州市すこやか住宅推進協議会 TEL 093-563-5056 FAX 093-563-5057 (登録に関すること)

4 住まいの安全安心・流通促進事業（北九州空き家リノベ補助）

良質な住宅ストックの形成と活用を促進し、空き家の増加を抑制するため、耐震性能がある既存住宅（改修済物件含む）を購入・賃借又は相続（生前贈与含む）した方を対象に、エコや子育て・高齢化に資する改修工事費用の一部を補助します。

対象者	中古住宅の購入者・賃借者※1 既存住宅を相続（生前贈与含む）した方※2 ※1 購入・賃借を行った時から、1年以内の方 買取再販事業者が対象工事を実施した中古住宅の購入者（購入日：令和2年4月1日以降が対象）を含む ※2 相続の時期は問わないが、現在その住宅に居住していない、または居住開始後1年以内の方
対象住宅	耐震性能がある住宅（耐震改修工事を行う場合も対象）
対象工事	市内業者が行う又は買取再販事業者が行ったエコ・子育て高齢化対応工事など
補助額	上限30万円（補助率1/3） ※若者・子育て世帯等は、上限50万円

※その他の条件については、下記までお問い合わせください。

<p>【問い合わせ先】 北九州市 建築都市局 空き家活用推進室 TEL 093-582-2777 FAX 093-582-2694</p>
--

建設業に関する融資制度等

1 新事業開拓支援資金「建設業特別対策枠」

建設業から新分野へ進出するために必要な資金を融資する制度です。 [詳しくは P13](#)

<p>【問い合わせ先】 北九州市 産業経済局 中小企業振興課 TEL 093-873-1433 FAX 093-873-1434</p>

2 下請セーフティネット債務保証事業等

公共工事の請負代金債権を担保に、工事の出来高に応じた融資を受けることができます。

名称	下請セーフティネット債務保証	地域建設業経営強化融資制度	
対象者	北九州市が発注した工事を受注・施工している中小・中堅元請建設企業者等 ※中小・中堅元請建設企業者等とは、原則として資本の額又は出資の額が20億円以下又は常時使用する従業員数1,500人以下の元請建設企業者をいいます。		
対象となる工事	北九州市が発注した工事で、出来高が2分の1以上のもの。		
融資対象となる範囲	工事の出来高部分（完成部分）	工事の出来高部分（完成部分）	工事の出来高を超える部分（未完成部分）
融資の内容	建設業協同組合等の転貸融資	建設業協同組合等の転貸融資	保証事業会社の金融保証による金融機関の融資

※その他の条件については、お問い合わせ下さい。

<p>【問い合わせ先】 北九州市 技術監理局 契約制度課 TEL 093-582-2545 FAX 093-582-3113</p>

第9章 建設業に関する情報を知りたい

3 下請債権保全支援事業

元請建設企業の倒産等で、保有する工事請負代金が回収できない場合に備え、ファクタリング事業者が保証限度内で支払いを保証します。

対象者	以下すべての要件を満たす中小・中堅建設企業等が対象になります。 ① 従業員 1,500 人以下、又は資本金（ないし出資金）が 20 億円以下の中小・中堅企業であること。 ② 行政処分（営業停止および建設業許可の取消処分、ならびに公共工事にかかる指名停止処分）を受けていないこと。 ③ 元請企業（保証対象企業）から建設工事の全部又は一部を直接請け負っている建設企業、又は元請企業に建設資材を直接納入している資材企業であること。
対象債権	公共又は民間の建設工事に係る請負工事の債権等（手形を含む）
保証金額	ファクタリング会社の審査によります。
保証利率	ファクタリング会社により異なります。 ※国により、年率 1.5% を上限に保証料率の 3 分の 1 が助成されます。
実施期間	2021 年 3 月 31 日まで

※詳しくはホームページにてご確認ください。

http://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/josei_hozen.html

【問い合わせ先】

（一財）建設業振興基金 金融支援課 TEL 03-5473-4575 FAX 03-5473-1593

建設業の人材確保等に関する助成金

人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース・建設労働者技能実習コース）

建設事業主に対する雇用に関する助成金です。利用にあたっては一定の要件がありますので、詳細については申請先までお問い合わせください。

※の記載内容は、2019 年度の内容を記載しておりますので、利用にあたっては事前に申請先にご相談ください。

● 助成内容

名称	概要	対象労働者	助成内容	申請先
人材開発支援助成金 （建設労働者認定訓練コース） ※	職業能力開発促進法による認定訓練を行った中小建設事業主等または雇用する建設労働者に認定訓練を受講させた中小建設事業主に対して助成	雇用保険の被保険者	【経費助成】 広域団体認定訓練助成金の支給または認定訓練助成事業費補助金における補助対象経費の 1/6 【賃金助成】 1 人あたり日額 4,750 円（6,000 円） ※（ ）内は生産性要件を満たす場合の助成額	福岡労働局 福岡助成金センター TEL 092-411-4701
人材開発支援助成金 （建設労働者技能実習コース） ※	建設労働者に技能実習を受講させた建設事業主または建設事業主団体に対して助成		【経費助成（建設事業主）】 (20 人以下の中小建設事業主) 支給対象費用の 3/4 (9/10) (21 人以上の中小建設事業主) 35 歳未満 支給対象費用の 7/10 (17/20) 35 歳以上 支給対象費用の 9/20 (3/5) (中小建設事業主以外の建設事業主) 支給対象費用の 3/5 (3/4) ※女性の建設労働者に技能実習を受講させた場合に限る 【経費助成（建設事業主団体）】 (中小建設事業主団体) 支給対象費用の 4/5 (中小建設事業主団体以外の建設事業主団体) 支給対象費用の 2/3 ※女性の建設労働者に技能実習を受講させた場合に限る 【賃金助成（建設事業主）】 (20 人以下の中小建設事業主) 7,600 円 (9,600 円) (21 人以上の中小建設事業主) 6,650 円 (8,400 円) ※（ ）内は生産性要件を満たす場合の助成額	

※各制度（コース）には支給上限があります。

【問い合わせ先】

福岡労働局 福岡助成金センター TEL 092-411-4701 FAX 092-411-4703

建設業に関する人材確保対策

1 製造業・建設業の魅力を伝える若者向け情報サイト

「ゲンバ男子・ゲンバ女子」、「ケンセツ男子・ケンセツ女子」

北九州市の製造業・建設業の現場で活躍する若者や女性の姿を紹介する専用サイトです。

詳しくはP45

【「ゲンバ男子・ゲンバ女子」問合せ先】

北九州市産業経済局中小企業振興課
TEL 093-873-1433 FAX 093-873-1434

【「ケンセツ男子・ケンセツ女子」問合せ先】

北九州市技術監理局技術企画課
TEL 093-582-2043 FAX 093-592-0690

2 ものづくり中小企業女性等職場環境改善支援助成金

市内の中小製造業者・建設業者が、女性や高齢者の人材確保や定着につながることを目的に行う働きやすい職場環境の改善に必要な経費の一部を助成します。

詳しくはP47

【問い合わせ先】

北九州市 産業経済局 中小企業振興課 TEL 093-873-1433 FAX 093-873-1434

3 建設業の Job ポータル「建設現場へGO！」

建設現場へGO!は、全国の総合建設業団体、専門工事業団体等で組織される「建設産業人材確保・育成推進協議会（事務局：（一財）建設業振興基金）」が運営する、建設産業の担い手確保・育成に関する総合ポータルサイトです。

「見る」、「知る」、「働く」をキーワードに、インタビュー記事や動画など、幅広い情報を紹介しています。

（主な内容）

- 建設業で働くための18歳のハローワーク
～建設業の仕事を知ろう～
- 活用してみませんか？助成金
～中小建設企業が利用できる資金面での支援制度をご紹介します～
- 建設産業で働く女性がカッコイイ！
～女性が活躍できる建設業に変わります～
- 建設産業担い手確保・育成取り組み事例集
～全国の担い手確保・育成に資する、取り組み事例を紹介します！～

【アクセス先】

URL <http://genba-go.jp>

4 「建設業界ガイドブック」

「建設産業ガイドブック」は、建設産業の役割をはじめ、土木・建築工事の仕事の内容について、写真やイラスト等で分かりやすく紹介しています。また、それぞれの工事について、工程（作業）順に携わる工事業を紹介するとともに、各工事業については、仕事内容や関連する資格なども紹介しています。

【アクセス先】

URL <https://www.kensetsu-kikin.or.jp/humanresources/jinzaikyo/guidebook/>

第10章 国際ビジネスをしたい

国際ビジネスに関する支援

北九州貿易・投資ワンストップサービスセンター（KTI センター）では、北九州市、ジェトロ北九州、（公社）北九州貿易協会が、それぞれの持ち味を生かしながら互いに連携し、国際ビジネスに関する情報の提供、海外取引に関する相談、国際ビジネス人材活用支援、助成制度による海外販路拡大支援など、地元企業の海外事業展開をサポートしています。

北九州貿易・投資ワンストップサービスセンター（KTI センター）
〒802-0001 北九州市小倉北区浅野 3-8-1 AIM ビル 8F
TEL 093-551-3605
URL <https://www.kti-center.jp/>
開館時間 午前9時～午後5時（正午～午後1時、土日・祝日・年末年始は除く）

1 中小企業海外展開支援助成金

下記事業にかかる経費の一部を助成します。

対象者は、次の要件をすべて満たす方です。

- ① 中小企業基本法上の中小企業者であること（大企業からの出資金が50%を超える企業を除く）
- ② 市内に事務所又は事業所を有すること
- ③ 市税を滞納していないこと
- ④ 個別事前相談を行うこと

※同一の事業に関して、他の助成金との重複受給はできません。

助成事業		助成対象経費	助成率及び助成限度額
事業名	内容		
市場調査等助成事業	新たな海外展開先として期待される地域における、販売に関する市場調査及び生産財の調達等に関する企業調査。 いずれも助成対象者が現地で調査を行うことを必要とします。	・旅費、宿泊費（1名） ・通経費 ・外国語版資料作成費 ・現地での展示装飾費	助成対象経費の1/2以内の額。 ただし、10万円を限度とします。
海外見本市等出展助成事業	海外の見本市、展示会等への自社製品の出展。 出展する製品は、市内で自社が生産・製造又は開発した産品・製品・技術及びソフトウェアとします。	・出展（小間）料及び展示装飾費 ・旅費、宿泊費（1名） ・通経費 ・出展物輸送費 ・資料作成費	助成対象経費の1/2以内の額。 ただし、30万円を限度とします。

※旅費は最短経路で、日本国内及び現地での移動は除く。

※宿泊費は、一泊10,000円を上限とする。

※国内展示会への出展をご検討中の方は、P69「大規模展示会等への出展助成」をご覧ください。

2 国際ビジネスアドバイザー

国際ビジネスは、商習慣や言葉の違いなどからトラブルが発生することも少なくありません。経験豊富な「国際ビジネスアドバイザー」が海外取引に関する相談に応じます。

対象者	市内中小企業
内容 (相談事例)	<ul style="list-style-type: none"> 海外から資機材・部品等を安く仕入れたい 海外で委託生産ができないか 自社の製品・技術を海外に売り込みたい 相手国の商習慣がよくわからない 海外企業の情報が欲しい 海外企業との契約方法がむずかしい など
料金	無料
申込方法	事前に問い合わせ先までご連絡ください

3 東アジア経済交流推進機構ワンストップセンター (http://www.oeaed.org)

日中韓 11 都市間のネットワークを活用し、貿易・投資に関する相談に無料で対応します。

支援内容	<p>日中韓 11 都市での貿易・投資に関する相談等について、対象都市へ照会する等の対応をします。 【問い合わせ例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 海外取引のパートナーを探したい、展示会情報を知りたい 営業所や工場進出の補助制度について知りたい
海外対象都市	<p>(中国) 大連市、青島市、天津市、煙台市 (韓国) 仁川広域市、釜山広域市、蔚山広域市</p>

4 中国ビジネス支援

中国に「駐大連北九州市経済事務所」を設置し、本市企業の中国ビジネス支援、貿易・物流振興、対日投資促進等を行っています。

駐大連北九州市経済事務所	
中華人民共和国大連市西崗区中山路 147 号森茂大厦 5 楼 TEL +86-411-8360-7298 / FAX +86-411-8360-7138 担当地域：大連市を中心に北京を含む環黄海地域	

5 高度外国人材活用支援

国際ビジネス展開を目指して「専門的・技術的分野」の就労資格で働く高度外国人材の活用を検討している市内中小企業向けに、留学生や海外の大学生等とのマッチングイベントやセミナー開催による情報提供を行っています。

6 貿易実務講座

初級編	貿易実務の目的と契約締結、履行など枠組みの理解
中級編	さまざまな貿易関係書類の理解
上級編	国際取引法の理解と商業信用状取引に関する慣例と規則など
ビジネス英会話講座	初級コース：自己紹介、時間とスケジュール管理、電話応対と出張、会議と交渉 など 中級コース：自己紹介、顧客・サプライヤーとの関係管理、市場での付加価値を高める など

第10章 国際ビジネスをしたい

7 ジェトロ海外展開支援策

ジェトロは、海外展開を考える中小企業に様々な支援策を提供しています。今回、その中からいくつかご紹介いたします。

■貿易投資相談（無料）

海外でビジネスを展開する際に、様々な段階で発生する実務上の疑問点や貿易投資に関する各種ご相談に対し、実務経験豊富なアドバイザーがメール、電話または面談にてお応えいたします。

■海外ブリーフィングサービス（無料）

海外事務所にて、現地の一般経済事情、現地商習慣、現地法人設立手続き、生活環境等についての幅広い情報を提供いたします。出張や商談などで現地を訪れた際はぜひご活用ください。*ご訪問前のお申し込みが必要です。

■中小企業海外展開現地支援プラットフォーム（無料）

日本からの進出・輸出、海外現地法人の運営に関する課題について、現地在住のコーディネーターが現地でのネットワークと知見を活かし、①相談対応サービス、②現地パートナー・取引先探しのためのマッチング支援、③現地協力機関・各種専門家の紹介・取次ぎに対応いたします。

◎ホームページアドレス

<https://www.jetro.go.jp/services/platform.html>

■見本市・展示会（無料・有料）

ジェトロが主催する見本市や展示会への出展をサポートいたします。コストや手間の削減にもつながり、より充実した出展を実現することができます。また、「J-messe（無料）」では、世界中の展示会情報を提供しています。「JETRO J-messe」と検索し、ご活用ください。

■貿易実務オンライン講座（有料）

「貿易実務オンライン講座」は、長年、海外ビジネスに関する相談に応じているジェトロが、そのノウハウを活かし、海外取引に欠かせない知識を体系的に、分かり易く学んで頂けるよう開発した講座です。業務上必要な、貿易の知識を体系的に身につけるために、あるいは国際的な人材を育成するための社員研修メニューとしてぜひご活用ください。

【問い合わせ先】

1、3	：北九州市産業経済局スタートアップ推進課	TEL 093-551-3605	FAX 093-551-3615
5	：北九州市産業経済局雇用政策課	TEL 093-582-2419	FAX 093-591-2566
2、4、6	：(公社)北九州貿易協会	TEL 093-541-1969	FAX 093-522-5120
7	：日本貿易振興機構（ジェトロ）北九州貿易情報センター	TEL 093-541-6577	FAX 093-551-2685

環境分野の海外での事業展開に対する助成 ～中小企業アジア環境ビジネス展開支援事業～

アジア地域等に低炭素化技術の輸出を目指す市内中小企業を対象に、自社の技術・製品を海外のニーズに合わせた現地での実証試験、又は事業可能性調査（FS）を行う費用の一部を助成します。

1 事業対象

実証事業	既存技術・製品を海外でのニーズに合わせた現地化や現地での実証試験に要する費用の一部を助成します。
FS 事業	既存技術・製品を海外で事業を推進するために行う事業可能性調査に要する費用の一部を助成します。

2 助成内容

- (1) 対象案件
低炭素に資する環境関連技術・製品（水ビジネス、廃棄物・リサイクル、省エネルギー・新エネルギー等）
- (2) 助成対象者
海外で実証試験、事業可能性調査を実施する市内中小企業
※中小企業基本法で定める中小企業で、北九州市内に事業所があること
- (3) 助成期間
1年以内（令和3年3月31日まで）
- (4) 助成金額
実証：助成限度額500万円（助成対象経費の1/2以内）
FS：助成限度額200万円（助成対象経費の1/2以内）
- (5) 助成対象経費
土木・建築工事費、機械装置等製作・購入費、保守・改造修理費、人件費、消耗品費、旅費、外注費、諸経費

3 審査基準

本助成金は、北九州市中小企業アジア環境ビジネス展開支援事業助成金交付要綱第4条（助成金の交付要件）を満たし、かつ適切な申請の手続きを行った申請者に対して下記の審査基準により採否等について審査いたします。

- (1) 実施体制・・・事業実施体制が妥当であること
- (2) 施策の適合性・・・本市の環境施策に適合していること
- (3) 事業化の可能性・・・ビジネスモデルが明確で、早期の事業化が見込まれること
- (4) 計画性・・・【実証】事業の実証場所が確保され、実証内容が具体的であること
【FS】事業の想定国・地域や調査内容が具体的であること
- (5) 事業の優位性・・・事業展開における競争的優位性が見込まれること
- (6) 環境への負荷低減・・・温室効果ガス削減など環境への負荷低減貢献度が高いこと

4 募集期間

令和2年4月6日（月）～6月30日（火）

【問い合わせ先】

北九州市 環境局 環境国際戦略課（アジア低炭素化センター） TEL 093-662-4020 FAX 093-662-4021

第10章 国際ビジネスをしたい

環境分野の海外での事業展開に対する助成（特別枠） ～令和2年度中小企業アジア環境ビジネス展開支援事業～

令和2年度中小企業アジア環境ビジネス展開支援事業が助成対象とする事業のうち、特に「SDGsの推進」または「海洋プラスチック対策」に資する事業について特別枠を設け、助成対象者の範囲及びFS調査の助成限度額を500万円に引き上げたもの。

1 助成内容

(1) 対象案件

令和2年度中小企業アジア環境ビジネス展開支援事業が助成対象とする事業のうち、特に「SDGsの推進」または「海洋プラスチック対策」に資すると認められるもの。

(2) 助成対象者

海外で実証試験、FSを実施する市内中小企業

※会社法第二条第6項に規定する大会社に該当せず、北九州市内に事業所等があること。

資本金として計上した額が5億円未満、かつ負債総額が200億円未満

(3) 助成期間：1年以内（令和3年3月31日まで）

(4) 助成金額：

実証：助成限度額500万円（助成対象経費の1/2以内）

FS：助成限度額500万円（助成対象経費の1/2以内）

(5) 助成対象経費

土木・建築工事費、機械装置等製作・購入費、保守・改造修理費、人件費、消耗品費、旅費、外注費、諸経費

2 審査基準

本助成金は、北九州市中小企業アジア環境ビジネス展開支援事業（特別枠）助成金交付要綱第4条（助成金の交付要件）を満たし、かつ適切な申請の手続きを行った申請者に対して下記の審査基準により採否等について審査いたします。

- (1) 実施体制・・・事業実施体制が妥当であること
- (2) 施策の適合性・・・本市の環境施策に適合していること
- (3) 事業化の可能性・・・ビジネスモデルが明確で、早期の事業化が見込まれること
- (4) 計画性・・・【実証】事業の実証場所が確保され、実証内容が具体的であること
【FS】事業の想定国・地域や調査内容が具体的であること
- (5) 事業の優位性・・・事業展開における競争的優位性が見込まれること
- (6) 環境への負荷低減・・・温室効果ガス削減など環境への負荷低減貢献度が高いこと
- (7) 事業趣旨への適合性・・・「SDGsの推進」または「海洋プラスチック対策」に資すること

3 募集期間

令和2年4月6日（月）～6月30日（火）

【問い合わせ先】

北九州市 環境局 環境国際戦略課（アジア低炭素化センター） TEL 093-662-4020 FAX 093-662-4021

JICA 中小企業・SDGs ビジネス支援事業

1 基礎調査（中小企業支援型）

開発途上国の問題解決に貢献し得るビジネスモデルの検討に必要な基礎情報の収集を支援します。
調査経費：850万円（遠隔地域を対象とする場合は、980万円）を上限

2 案件化調査（中小企業支援型）

途上国の課題解決に貢献し得る技術・製品・ノウハウ等を活用したビジネスアイデアや ODA 事業での活用可能性の検討、ビジネスモデルの策定を支援します。

調査経費：3,000万円（機材の輸送が必要な場合は、5,000万円）を上限

3 普及・実証・ビジネス化事業（中小企業支援型）

途上国の問題解決に貢献し得るビジネスモデルの事業化に向けて、技術・製品・ノウハウ等の実証活動を含むビジネスモデルの検証、提案製品等への理解の促進、ODA 事業での活用可能性の検討等を通じた事業計画案の策定を支援します。

調査経費：1億円（大規模／高度な製品等を実証する場合は、1.5億円）を上限

【問い合わせ先】

国際協力機構(JICA)九州センター 市民参加協力課 TEL 093-671-8204 FAX 093-671-0979

その他支援機関

福岡アジアビジネスセンター

福岡アジアビジネスセンターでは、福岡県内の中小企業が積極的に海外展開できるよう、情報提供から現地サポートに至るまでワンストップで支援を行います。

1 個別コンサルティング

海外でのビジネス経験豊かな常勤スタッフが随時相談に応じるとともに、必要な情報を提供し、国別・分野別のアドバイザーが具体的案件に応じて、国内及び現地において個別にサポートを行います。

また、海外ビジネスにおける法律相談会など、個別相談会を定期的に開催しています。

2 学習・交流

特定の国や分野をテーマとし、海外ビジネス成功のヒントや現地ビジネス概況等、海外展開に役立つ情報を提供する「イブニングセミナー」（小規模交流会）を定期的実施し、海外人脈づくりの支援を行います。

また、既存の越境 EC のプラットフォームを活用した専門家による伴走型支援を行う「越境 EC を活用した海外輸出支援事業」を実施しています。

3 情報ハブ

海外の現地情報を提供するとともに、県、JETRO、商工会議所等関係機関が実施するセミナー、商談会、海外見本市出展などの情報を提供します。

福岡アジアビジネスセンター（福岡 ABC）
〒812-0011 福岡市博多区博多駅前2丁目9-28 福岡商工会議所ビル8階
TEL 092-710-6195 FAX 092-710-6196
URL <https://www.f-abc.org>
開館時間 午前9時～午後6時（土日・祝日・年末年始は除く）

第11章 環境に配慮した経営をしたい

北九州市中小企業高度エネルギーマネジメント推進支援事業

市内の中小企業等の省エネ実践行動をこれまで以上に推進させるため、最先端の省エネ設備及びエネルギーマネジメントシステムを導入する費用の一部を補助する事業を実施します。

1 補助対象事業

(A)の機器類を導入し、かつ(B)のトップランナー基準達成等のエネルギー関連設備を設置する事業が対象です。そのほか(C)のエネマネ関連設備を加えることができます。

- (A) BEMS、HEMS等のエネルギーマネジメントシステム機器
- (B) トップランナー基準を達成している高効率空調設備、変圧器等のエネルギー関連設備
- (C) コージェネレーションシステム、蓄電池等のエネマネ関連設備

2 補助対象者

- ① 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者で市内に事業所を置くもの（みなし大企業は対象外）
- ② 中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項各号に掲げる中小企業団体のうち、市長が認めるもの（中小企業で構成する組合等）
- ③ 商店街振興組合法第2条第1項に規定する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会のうち、市長が認めるもの
- ④ 法人税法第2条第6号に規定する法人のうち、市長が認めるもの（医療法人、社会福祉法人等）

3 補助対象経費及び補助額

- (1) 補助対象経費
 - ① (A)エネルギーマネジメントシステム機器の導入にかかる設備代及び工事費（導入後の利用にかかる費用等を除く）
 - ② (B)トップランナー基準達成等のエネルギー関連設備の設置にかかる設備代及び工事費
 - ③ (C)エネマネ関連設備の設置にかかる設備代及び工事費
- (2) 補助額（中小企業基本法に定める小規模企業者については下限なし）
 - ①②③合計の3分の1以内で、50万円から500万円まで

4 公募期間

令和2年5月25日（月）から令和2年7月22日（水）

【問い合わせ先】

北九州商工会議所 産業振興課 TEL 093-541-0185 FAX 093-531-1799

北九州市 環境局 地域エネルギー推進課 TEL 093-582-2238 FAX 093-582-2196

◆その他詳細は、下記ホームページをご覧ください。

<https://www.kitakyushucci.or.jp/topics/003564>

環境に配慮した製品などに関する支援

環境に配慮した製品・サービスの支援施策として、エコプレミアム製品の支援や製品開発に関する助成などを行っています。

1 北九州エコプレミアム産業創造事業

市内で生産されている環境配慮型製品や環境負荷低減に寄与するサービスを「北九州エコプレミアム」として選定します。選定した製品などは、展示会での出展や冊子を作成し広くPRします。

対象者	次の要件のいずれかを満たす方が対象です。 ①市内で製造・開発された製品（エコプロダクツ） 省資源化製品、長寿命化製品、易メンテナンス製品、省エネルギー対策製品 など ②市内事業者が提供するサービス（エコサービス） 新規性・独自性があるメンテナンス、リユースなどのエコサービス
募集時期	令和2年4月1日（水）～令和2年6月5日（金）（選定企業の公表は、令和2年10月頃）
支援内容	・北九州エコプレミアム選定書の発行 ・北九州エコプレミアムカタログを作成し、市がPRを支援 ・西日本最大級の環境見本市「エコテクノ展（西日本総合展示場）」に出展 ・北九州市エコタウンセンター、北九州市立消費生活センター、北九州エコハウスで常設展示

◆その他詳細は、下記ホームページをご覧ください。

http://www.city.kitakyushu.lg.jp/kankyoku/file_0473.html

2 環境未来技術開発助成金

環境に配慮した製品開発に関する経費を助成します。 [詳しくは P61](#)

【問い合わせ先】

北九州市 環境局 環境産業推進課 TEL 093-582-2630 FAX 093-582-2196

省エネ診断員の派遣

省エネ診断とは、省エネ診断員※が直接事業所にお伺いして、電気やガス等の使用状況を診断し、省エネに関する提案や技術的な助言を行うことです。

省エネ診断や運用改善支援を通じて、エネルギー使用の無駄をなくし、「経営に優しいコスト削減」と「環境に優しいCO₂削減」の両立の参考になります。無料省エネ診断の制度もありますので、ビルや工場などの省エネを検討中の方は、省エネ診断員をご活用ください。

下記に該当する事業者は、省エネ診断の受診をおすすめします。

- ・経費節減を図りたい方
- ・今夏・今冬に向けた省エネアドバイス（運用改善・設備改善）を受けたい方
- ・中小企業高度エネルギーマネジメント推進支援事業（P. 89掲載）の活用を検討されている方
- ・省エネ対策をどこから取り組めば良いのかわからない、又は省エネ対策の余地がまだあるのかどうか知りたい方

※省エネ診断員とは、市が認定した「省エネ診断員育成講座」を受講し認定試験に合格した者であり、実際に工場やビル等を訪問して省エネ診断を行い、省エネ対策や費用対効果などを提案する人材です。

【問い合わせ先】

（一社）エネルギーマネジメント協会事務局 TEL 093-616-8691

北九州市 環境局 地域エネルギー推進課 TEL 093-582-2238 FAX 093-582-2196

第11章 環境に配慮した経営をしたい

「エコアクション21 (EA21)」認証登録支援事業

エコアクション21とは、環境省が策定したエコアクション21ガイドラインに基づく、主に中小企業を対象にした環境経営の認証・登録制度です。

当制度の認証・登録を受けると「公共工事入札参加資格などで加点が受けられる」などのメリットがあります。

二酸化炭素・廃棄物などの削減に取り組み、その活動レポートを作成、公表することで、環境にやさしい経営の証明が得られる仕組みです。

(1) 「エコアクション21」導入セミナー

開催場所：西日本総合展示場

内 容	開催日程 (予定)	時 間	定員	受講料
これから環境経営に取り組む事業者を対象に、制度概要や認証・登録のポイントなど事例を交えて分かりやすく紹介	(前期)令和2年6月下旬 (後期)令和2年10月上旬	13:30～15:30	40名	無料

(2) 「エコアクション21」認証登録実践講座

開催場所：福岡県八幡総合庁舎

内 容	開催日程 (予定)	講座数	定員	受講料
主に導入セミナーを受講された事業所を対象に、認証・登録に向けた指導や助言等を個別に行う実践的な講座	(前期)令和2年7月～令和3年2月 (後期)令和2年10月～令和3年4月	前期・後期 各5講座 (1回3時間)	25社	無料

【問い合わせ先】

エコアクション21 地域事務局環境未来 (NPO 法人北九州テクノサポート) TEL・FAX 093-873-1453
北九州市 環境局 環境産業推進課 TEL 093-582-2630 FAX 093-582-2196

環境・エネルギー対策のための資金調達

環境産業融資

環境・エネルギーに関する設備投資を行う企業等に対し、必要な資金を融資する制度です。

詳しくは P23

【問い合わせ先】

北九州市 環境局 環境産業推進課 TEL 093-582-2630 FAX 093-582-2196

リサイクルの事業化に向けた研究開発支援

福岡県における循環型社会の構築に寄与し、実用化が見込まれるリサイクル技術の開発及び社会システムの構築に関する共同研究を支援します。

詳しくは P67

【問い合わせ先】

(公財) 福岡県リサイクル総合研究事業化センター 研究開発課 TEL 093-695-3068 FAX 093-695-3066

第12章 商業・サービス業に関する情報を知りたい

北九州市の商店街に対する支援

商店街（小売市場を含む）が取り組む、活性化に向けた研修・講習会の開催、イベント等の実施、共同施設の設置、空き店舗活用などの事業経費の一部を補助します。

1 商店街活性化計画づくり支援事業

商店街の活性化に向けた個店の経営力強化や販促等の勉強会への専門家派遣（無料）や、商店街の活性化基本計画の策定など、商店街（小売市場を含む）が自ら行う活性化の取組に対して、経費の一部を補助します。

区分	専門家派遣事業	商店街魅力アップ支援事業	商学連携商業活性化支援事業	戦略的地域商業活性化支援事業
対象者	商店街(小売市場を含む) (法人・任意団体)	商店街(小売市場を含む) (法人・任意団体)	商店街(小売市場を含む) (法人・任意団体)	商店街(小売市場を含む) (法人・任意団体)
対象事業	商店街の活性化に向けた個店の経営力強化や販促等の講習会や勉強会	拠点開発や再開発などの事業の基本計画策定や事業実施環境調査など	大学等と連携・協働して行う、商店街の活性化に関する調査・分析、計画策定、実験事業など	地域団体と協働して計画作成から事業の実施までを行い、地域の活性化に寄与していく事業
補助対象経費	専門家派遣の経費は北九州市負担	①講師謝礼金・旅費 ②会場借上・設営費等 ③調査・分析費 ④委託費 ⑤事務費	①講師謝礼金・旅費 ③事業運営費 ⑤広告宣伝費	②会議に要する経費 ④委託費 ⑥報告書作成費
補助額	—	補助対象経費の1/2以内 (500万円を限度)	補助対象経費の2/3以内 (100万円を限度)	補助対象経費の2/3以内 (200万円を限度)
その他	研修・講習会の例 ・販売促進全般 ・接客技術 ・POPの書き方 など		「大学等」とは ①大学、大学院 ②短期大学、高等専門学校 ③専門学校、専修学校 ④高等学校	「地域団体」とは ①自治会、町内会、婦人会などの地縁による団体 ②ボランティア団体 ③特定非営利活動団体 ④その他まちづくり活動をしている団体

2 商店街賑わいづくりスタート支援事業

商店街や協議会等が実施する賑わいづくりのためのイベント、ガイドマップ作成等の情報発信、共同宅配事業などについて、立上げ時の経費の一部を補助します。

対象者	商店街等、協議会等（商店街等及び地域団体等で構成される連携体）
対象事業	①少子・高齢化対応事業（子育て教室、共同宅配事業 など） ②エコ・リサイクル事業（リサイクル資源回収、エコバッグ活用 など） ③情報発信事業（ホームページ開設、商店街マップ作成 など） ④空きスペース活用事業（休憩所や手荷物預かり所の設置 など） ⑤イベント事業（各種のイベント事業）
補助対象経費	①広告宣伝費 ②会場借上・設営費等 ③講師謝礼金・旅費 ④事務費 ⑤工事費
補助額	補助対象経費の1/2以内（100万円を限度）

第12章 商業・サービス業に関する情報を知りたい

3 中小企業団体共同施設等設置補助

商店街などの中小企業団体が、共同施設や環境改善施設、防火関連設備、省エネ型照明設備を設置等する場合に、経費の一部を補助します。

区分	一般事業	モデル商店街支援事業	商店街防火関連設備設置事業	木造市場防火関連設備設置事業	商店街省エネ型照明設備設置事業	環境改善施設撤去事業
対象者	中小企業団体 (法人・任意団体)	商店街・市場 (法人)	商店街・市場 (法人・任意団体)	木造市場の 出店者団体	商店街・市場 (法人・任意団体)	商店街・市場 (法人・任意団体)
対象事業	共同店舗、共同会館、共同駐車場などの共同施設やアーケード、カラー舗装、街路灯などの環境改善施設	市が支援した計画に基づく共同施設等の設置事業のうち、市長が模範となると認めたもの	火災報知機、簡易自動消火装置などの防火関連設備（消防法で義務設置のものは除く）		街路灯などにLEDなどの省エネ型照明を設置する事業（光源のみの取替えも可）	環境改善のための施設の撤去事業（まちづくりに係る計画等に基づくものに限る。）
対象となる事業費	100万円以上の事業	1,000万円以上の事業	事業費の制限なし		100万円以上の事業	100万円以上の事業
補助対象経費	①設備費 ②工事費 など					
補助額	【法人】 補助率 20% 2,000万円以内 【任意団体】 補助率 10% 1,000万円以内	補助率 30% 1億2,000万円以内	補助率 50% 500万円以内	補助率 50% 設置店舗数×20万円以内 (最大500万円)	補助率 50% 500万円以内	【法人】 補助率 20% 2,000万円以内 【任意団体】 補助率 10% 1,000万円以内

※他の補助金と併用した場合は、補助率・限度額が変わる場合があります。詳しくは商業・サービス産業政策課へお尋ねください。

4 商店街空き店舗活用事業（コミュニティー支援事業、店舗運営事業）

商店街や市場組合が自らの事業として、空き店舗を活用する場合、賃借料等の一部を補助します。

区分	コミュニティー支援事業 ※休憩所、トイレ、イベント会場等として活用	店舗運営事業 ※組合が小売・サービス業の店舗を運営 ※賃借料補助又は改装費補助のいずれか一つを選択できます。	
対象者	商店街や市場組合（法人・任意団体）	商店街や市場組合（法人・任意団体）	
対象事業	商店街や市場組合が賃借した店舗でのコミュニティー施設設置 ※営利事業はコミュニティー施設の機能が確保される範囲内で可 営利事業が認められる例 ①月に1回程度（イベント時など）の物品販売等、②飲料自動販売機の設置	商店街や市場組合が賃借した店舗での営利事業の実施 ※組合自らの事業として、店舗の運営を行うものに限る。 ※組合が出店者を誘致する場合は当事業の対象としない。（組合が誘致する場合は、商店街空き店舗活用事業（開業支援事業）として取扱うこととする。なお、この場合は、大企業も開業支援事業の対象者とする。）	
補助内容	・賃借料の75% (限度額は年間200万円) ・補助期間は2年間	賃借料補助を選択する場合	改装費補助を選択する場合
		・賃借料の50% (限度額は年間75万円 (月額62,500円)) ・補助期間は1年間	・開業時の改装費の50% (限度額は75万円) ※詳細は95ページ参照

【問い合わせ先】

北九州市 産業経済局 商業・サービス産業政策課 TEL 093-582-2050 FAX 093-591-2566

5 プレミアム付商品券発行支援

個人消費低迷の打開策として、商店街等が発行するプレミアム付商品券の発行支援を行うことにより、個人消費を喚起し、商店街をはじめとする地域経済の活性化を図ります。

対象者	商店街や市場組合（法人・任意団体）	商店街
対象事業	プレミアム付商品券を <u>総額500万円以上</u> 販売する事業	プレミアム付商品券を <u>総額500万円未満</u> 販売する事業
補助対象経費	プレミアム分	①プレミアム分 ②事務費
補助額	福岡県の『地域商品券による地域経済活性化支援事業』（99ページ参照）助成金額に上乗せして販売済総額の2%を上限にプレミアム分を補助	①プレミアム分補助 販売済総額の5%を上限に全額補助 ②事務費補助 50万円を上限に全額補助

【問い合わせ先】

北九州市 商業・サービス産業政策課 TEL 093-582-2050 FAX 093-591-2566

商業者等に対する支援

市内の商業者等を対象に、経営や販売のノウハウ、インターネットを活用した販売促進などに関する講座の開催や、具体的かつ実践的な個別サポートを実施します。

対象者	市内で小売店や飲食店、サービス業を営む中小企業者など
事業内容	専門のコンサルタントや実践者による、経営や販売のノウハウ、インターネットを活用した販売促進などに関する講座の開催や、具体的かつ実践的な個別サポートを実施予定。 (参考：2019年度の例) ・実践あきない塾「あなたのお店!サポート事業」(2019年8月～2020年1月) ・生産性向上「クラウドサービスセミナー」(2019年10月)
会場	市内
定員	各事業によって異なります
受講料	各事業によって異なります
申込方法	決定次第、北九州市ホームページや市政だより等に詳細の掲載を予定しています。

【問い合わせ先】

北九州市 産業経済局 商業・サービス産業政策課 TEL 093-582-2050 FAX 093-591-2566

第12章 商業・サービス業に関する情報を知りたい

商店街（空き店舗）への出店者に対する支援

シャッターヒラクプロジェクト

本事業は、「空き店舗で何かしたい」そこから応援する事業です。

商店街の特色や場所、事業化までに必要な人・支援機関とのつなぎ、専門家相談、事業計画作成の相談、補助金、リノベーション、アフターフォロー等、相談者の商店街への出店に伴走することにより、円滑な出店、商店街関係者等とのネットワークの構築を支援し、商店街の活性化を目指します。

事業計画を検討中の段階でも、お早目・お気軽にご相談ください。

※商店街空き店舗活用事業の利用を考えていない方でもお気軽にご相談ください。

商店街空き店舗活用事業（開業支援事業）

商店街に賑わいや活力を生み出すことを目的として、商店街の空き店舗へ出店する方へ、賃借料又は改装費の一部を補助する制度です。事業計画書等の審査により、補助の可否を決定します。

※・審査の結果、補助対象者とならない場合もあります。

・補助の可否が決定される前に開業した場合は、補助対象者となれません。

・改装費補助を選択する方は、補助の可否決定後、交付決定通知があるまで工事を行うことができません。

補助の対象	対象者	次のいずれかに該当する出店者 ①個人 ②中小企業者 ③社会福祉法人 ④特定非営利活動法人 ⑤一般社団法人・一般財団法人 ※市外に在住している方、又は市外に所在する法人等の場合は、一定の条件があります。	
	対象業種	小売業とサービス業（飲食店を含む）で、昼間の営業を行う業種 ※昼間（12時～13時を含む3時間以上）の営業を行う店舗に限りです。 ※小売業やサービス業であっても事務所等は対象となりません。 ※風営法の規制対象業種や社会通念上公序良俗に反する業種は対象となりません。	
	対象となる空き店舗	商店街（市場を含む）にある空き店舗で、3ヶ月以上賃借されていない店舗（階数問わず） ※対象となる商店街の範囲は、商業・サービス産業政策課へ確認してください。	
補助内容	賃借料補助を選択する場合	<ul style="list-style-type: none"> ●賃借料の50% （限度額は年間75万円（月額62,500円）） ●補助期間は1年間 	
	改装費補助を選択する場合	<ul style="list-style-type: none"> ●開業時の改装費の50% （限度額は75万円） ※内外装工事（壁面・天井の塗装やクロス貼りなどの仕上げ工事、フローリング貼りなどの床面仕上げ工事、作り付け家具や建具などの工事）が対象です。 ※建物附属設備（電気設備（照明設備）、給排水設備、ガス設備、冷暖房設備等）や器具・備品（テーブル、イス、陳列棚、陳列ケース等）は対象となりません。 ※3年を経過するまでの間は、営業状況の報告や営業廃止の際の補助金返還が必要です。 	
備考	賃借料補助又は改装費補助のいずれか一つを出店者が選択できます。		

スケジュール



【問い合わせ先】

北九州市 産業経済局 商業・サービス産業政策課 TEL 093-582-2050 FAX 093-591-2566

インバウンド需要拡大推進事業

■事業目的・概要

近年、訪日外国人は増加しており、2018年3千万人を超え、消費額は4.5兆円に達しています。そんな中、地域活性化を進めるためには、観光消費を更に拡大していく必要があります。外国人目線で魅力ある商品・サービスづくりや環境づくりを推し進めることが必要です。

そこで、地域における訪日外国人消費額の増加に繋がる以下のような取組等を支援します。

①外国人専門家との共創によるインバウンド需要拡大事業

- 顧客のライフスタイル・趣向・市場動向に沿う形でインバウンド需要開拓を行うため、国外関係者（バイヤー、デザイナー、メディア・インフルエンサー等）を招聘。国内の事業者（小売、DMC・DMO、地域商社等）と上記の国外関係者が連携して、国内事業者の扱う商品・サービスに対して、PR・プロモーション手法の組み立て、魅力的な展示を含めた各種アドバイスの提供、磨き上げ、商流構築等を実施。
- また、支援事業者間でのベストプラクティスの共有、国内外のネットワークの構築など、事業者単独では難しい側面支援を実施。



②インバウンド需要による地域消費拡大推進事業

- 地域の中小商業・サービス業等において、外国人観光客のニーズに対応した商品やサービスの多言語化等や、店舗データ分析を用いた経営の高度化による効果的な商品・サービスの提供等の推進により、地域における訪日外国人消費の拡大に寄与する取組を支援。



(画像出所)株式会社 EBILAB 資料

カメラによる入店率・購買率分析



(画像出所)株式会社 Payke 資料

店頭接客の多言語化

■条件



【問い合わせ先】

- ①：商業・サービスグループ クールジャパン政策課 TEL 03-3501-1750
- ②：中小企業庁 商業課 TEL 03-3501-1929
九州経済産業局 流通・サービス産業課 TEL 092-482-5456

第12章 商業・サービス業に関する情報を知りたい

国の商店街に対する支援（一部掲載）

国（経済産業省・中小企業庁・（独）中小企業基盤整備機構）では、商店街等に対してさまざまな支援事業を実施しています。ここでは代表的な事業の概要を掲載しますが、詳細やその他の事業については、下記お問い合わせ先にご相談ください。

商店街活性化・観光消費創出事業

【事業の目的・概要】

商店街は、地域の需要や消費者ニーズの変化といった構造的な課題に直面するなど、経営環境等は厳しさを増し、地域と連携した対応の必要性が増加しています。

このような状況の中で、商店街を活性化させ、魅力を創出するためには、インバウンドや観光等によって、新たな需要を取り込み、消費の喚起につなげることが重要です。

本事業では、地域と連携して魅力的な商業・サービス業の環境整備等を行い、インバウンドや観光といった新たな需要を効果的に取り込む商店街等の取組を支援します。

【事業内容】

- 補助対象者 ①商店街等組織（任意の商店街組織を含みます）
②商店街等組織と民間事業者（まちづくり会社、特定非営利活動法人等）の連携体
- 補助対象事業

(1) 消費創出事業

地域と連携し、専門家の指導を受けて実施するインバウンドや観光等の新たな需要を効果的に取り込むために必要な商店街の環境整備やイベント等を支援します。

（例）免税対応施設、Wi-Fi 設備、ゲストハウス、店舗の多言語対応化

地元グルメや食材の活用、日本文化の体験、世界遺産や産業観光と連携したイベント等

(2) 専門家派遣事業

商店街が直面する消費ニーズの変化などの構造的な課題に対応し、商店街の魅力を向上させ、より実効性の高い取組となるよう、上記（1）消費創出事業の取組を実施する商店街に対する専門家の派遣を支援します。



※補助金上限額と下限額は、(1) (2) の合計額で、補助金上限額 2 億円、下限額 200 万円。

※ (2) 専門家派遣事業の実施は必須となります。

【問い合わせ先】

九州経済産業局 流通・サービス産業課 商業振興室 TEL 092-482-5456

県の商店街に対する支援

1 行きたくなる商店街づくり事業

安全・安心で快適な買い物環境づくりのための施設整備や、賑わい創出のためのイベント、空き店舗の活用など、県内商店街の活性化に向けた創意工夫ある取組を支援します。

対象者	商店街、商工会議所、商工会 等
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ①施設整備事業 <ul style="list-style-type: none"> ・アーケードの改修、街路灯のLED化 等 ②活性化支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・空き店舗を活用した健康教室や生涯学習講座の開催 ・NPO、大学等と連携したイベントの開催 ・宅配サービス、出張商店街等の買い物支援 ・専門家による臨店指導、魅力ある店舗の誘致 ・まちゼミの開催 等
補助額	<ul style="list-style-type: none"> ・補助率：1/3 以内（市町村の補助額の範囲内） ・補助限度額：500 万円
備考	補助対象経費等、詳細は下記問い合わせ先までお尋ね下さい。

【問い合わせ先】

福岡県 商工部 中小企業振興課 TEL 092-643-3420

北九州市健康・生活産業振興協議会

健康・介護、女性・若者、子育て・教育等の健康・生活関連サービス産業分野における企業の関心を高め、さまざまな支援を行うことにより、雇用創出とサービスの向上を目指すために、「北九州市健康・生活産業振興協議会」を設立しています。

対象者	市内民間企業者（市外民間企業は要相談）
会費	不要
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト形式による新たなビジネスモデルの構築 ・セミナーや勉強会等による事業者間の交流と新たなビジネスの種の発掘 ・マッチングや補助金申請支援等による個別企業の具体的な支援

参 考：協議会ホームページ <http://www.city.kitakyushu.lg.jp/san-kei/27200011.html>

【問い合わせ先】

北九州市 産業経済局 商業・サービス産業政策課 TEL 093-582-2050 FAX 093-591-2566

第12章 商業・サービス業に関する情報を知りたい

地域商品券による地域経済活性化支援事業

商工会議所、商工会や商店街がプレミアム付き地域商品券を発行する場合、発行に係る事務経費及びプレミアムの一部を補助します。

1 支援対象

商工会議所、商工会及び商店街（商店街の場合、商工会議所または商工会を通じて交付）

2 補助対象事業

商品券発行事業、共通利用商品券発行事業、キャッシュレス商品券発行事業

3 支援内容

(1) 補助金額（①～③の合計額）

①プレミアムの一部助成：商品券販売額の100分の3

②発行に係る事務経費：発行冊数に応じて定めた標準額を上限（補助率10/10）

※共通利用商品券を発行する場合、標準額に20万円を加算

※キャッシュレス商品券の場合、500万円が上限

③事務経費の特例

・商品券の券面分けにより大型店制限を実施する場合、事務経費を嵩上げ

・他の模範となるような創意工夫を凝らした集客力の高い取組み（プロモーション事業）を実施する場合、50万円を上限に助成（補助率10/10）

(2) 補助対象となる発行規模

500冊（販売金額で500万円）以上（キャッシュレス商品券を除く）

【問い合わせ先】

福岡県商工部中小企業振興課 TEL 092-643-3420 FAX 092-643-3427

健康・生活支援分野の新サービス事業化助成

～いきいき健康生活応援！新サービス創出事業～

市民の健康づくり、高齢者などの生活のサポート、子育て・教育支援などで、女性や若者の雇用に結びつく市民の健康で快適な生活につながる新たなサービスのビジネスプランを広く募集し、実現性が高く優れたプランについて、初期費用の一部を助成します。

対象者	市内に事業所を有するか、助成金の交付決定を受けた年度内に市内に事業所を開設する予定の中小企業者、NPO法人、社会福祉法人、中小企業者としての組合等、個人事業者、創業予定の者（対象者から成るコンソーシアムによる応募も可）。
助成額	助成金上限額 150万円
対象経費	ビジネスプランの事業化に必要な人材確保費、人材養成費、備品購入費等物件費、販売促進費など（※初期費用の一部助成です。）
選考基準	事業の新規性、実現性、成長性、地域貢献性、雇用創出効果などを総合的に勘案し決定します。
募集期間	2020年6月（予定）

※詳しくはお問い合わせ下さい。

【問い合わせ先】

北九州市 産業経済局 商業・サービス産業政策課 TEL 093-582-2050 FAX 093-591-2566

第13章 起業・創業をしたい

日本一起業家に優しいまちを目指した取組み

北九州市は、日本一起業家に優しいまちを目指して、地域の大手企業、商工会議所、金融機関、ベンチャーキャピタル（VC）、産業学術推進機構（FAIS）、モノづくりを応援してくれる教育機関や団体など、創業支援に関わる多くの方々と様々な取組みを推進しています。

また、創業支援の中核施設として、小倉駅新幹線口近くのAIMビル6階にある「COMPASS小倉（北九州テレワークセンター）」を運営しています。施設内にある相談窓口では、相談内容に応じて様々な専門家や団体を紹介（人つなぎ）するなど、創業支援に関するハブ機能を果たしています。ビジネス関連のセミナーや、起業家と支援者の交流会、イノベーションを起こすイベントなども開催していますので、是非ご利用ください（詳しくはP109）。

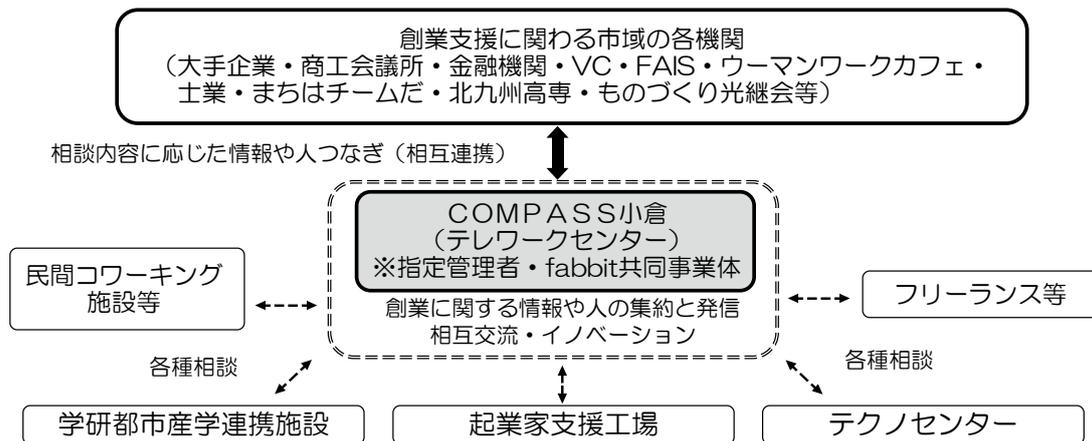
北九州市は新しいことにチャレンジする皆さんをまちぐるみで応援します。

詳しくは市ホームページでご確認ください。

<http://www.city.kitakyushu.lg.jp/san-kei/k9901001.html>



【北九州市の創業支援の体系図】



【まちぐるみで創業を応援する北九州市のイメージイラスト】



【問い合わせ先】

北九州市 産業経済局 スタートアップ推進課 TEL 093-551-3605 FAX 093-551-3615

COMPASS小倉（北九州テレワークセンター）※指定管理者：fabbit 共同事業体 TEL 093-513-5300

第13章 起業・創業をしたい

北九州市創業支援等事業計画について

北九州市では産業競争力強化法に基づいて「北九州市創業支援等事業計画」を策定し、国の認定を受けています。

本計画は、北九州市と北九州商工会議所、(公財)北九州産業学術推進機構、みずほ銀行、福岡銀行、福岡ひびき信用金庫、西日本シティ銀行、北九州銀行、西京銀行、(一社)まちはチームだが連携し、創業希望者へのハンズオン支援や創業セミナー等、創業の実現に向けた効果的な支援策を実施するものです。年間延べ800件以上の支援を行い、150件を超える創業の実現を目指します。

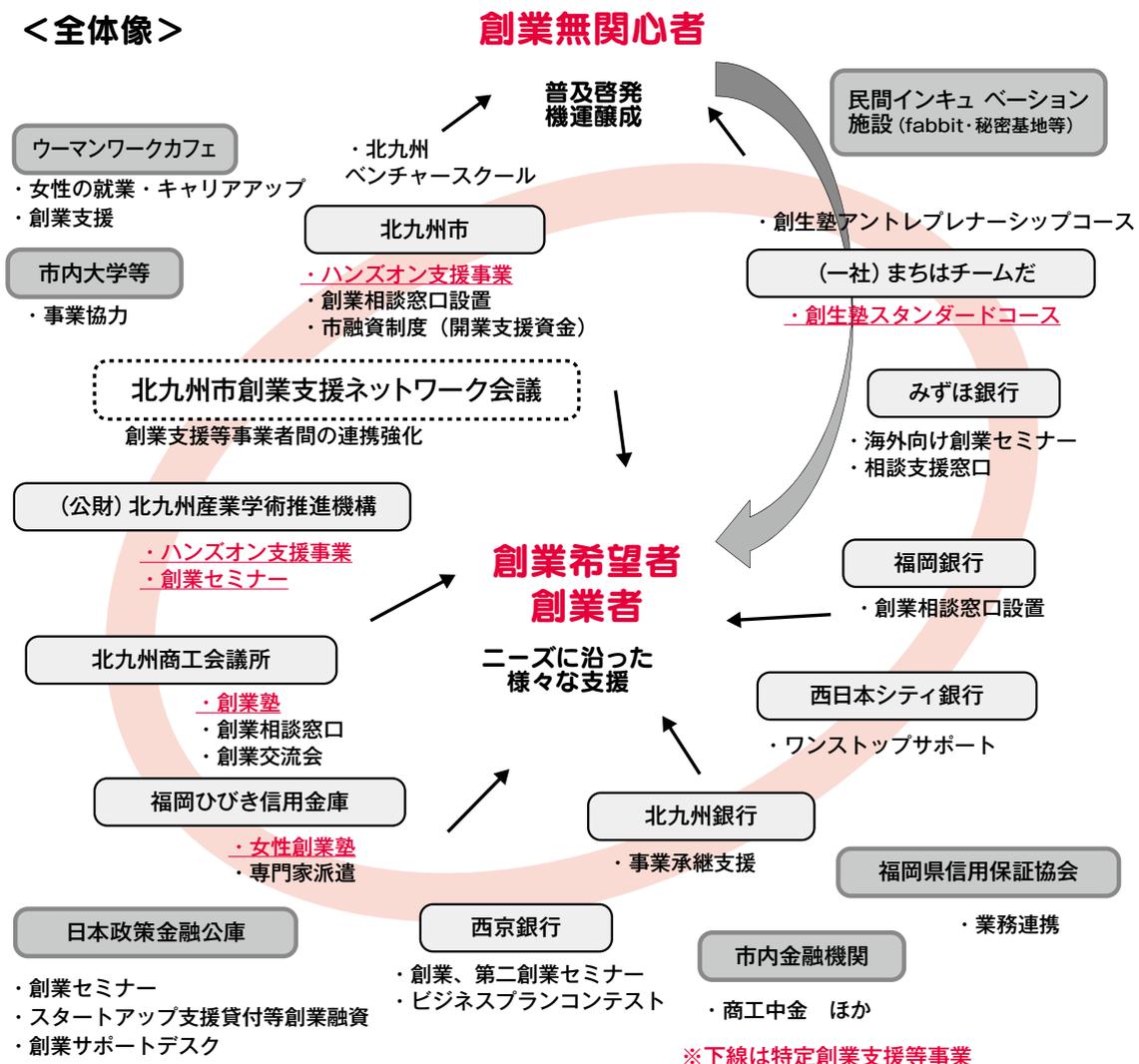
「北九州市創業支援等事業計画」に掲げる事業のうち、創業者の経営、財務、人材育成、販路開拓等の知識習得を目的として継続的に行なわれる事業(特定創業支援事業)の支援を受けた方は、様々な支援制度を活用することもできます。

詳しくは市ホームページでご確認ください。

<http://www.city.kitakyushu.lg.jp/san-kei/10700156.html>



<全体像>



【問い合わせ先】

北九州市 産業経済局 スタートアップ推進課 TEL 093-551-3605 FAX 093-551-3615

起業・創業の相談

起業・創業に関する一般的な相談をはじめ、事業計画の作成、会社設立の方法など、起業・創業に向けた支援を行っています。

1 (公財) 北九州産業学術推進機構 中小企業支援センター

経営や技術、税務、法律、資金繰りなどの相談に、各分野の専門家が交代で対応します。また、平日の相談が困難な場合は、土・日曜日（祝日を除く）に相談に応じます。 [☞ 詳しくは P1](#)

2 北九州商工会議所

商工会議所の経営指導員や各分野の専門家が、具体的な創業計画の立て方、資金調達の方法、創業に必要な諸手続きの方法など、さまざまな問題の相談に応じます。相談窓口に来られた方には、創業に関する基礎知識、税務・労務、許認可手続き、問い合わせ先などを一冊にまとめた創業マニュアルをお渡しします。 [☞ 詳しくは P6~7](#)

3 日本政策金融公庫 国民生活事業

「創業サポートデスク」において、日本政策金融公庫 国民生活事業の専任のスタッフが創業に関する様々なご相談を承っています。

4 福岡銀行、西日本シティ銀行、北九州銀行

北九州市内の各店舗にて、創業支援の相談窓口を設置し、創業に関する様々なご相談に応じます。

【相談窓口一覧】

相談窓口	1 中小企業支援センター	2 北九州商工会議所	3 日本政策金融公庫国民生活事業創業サポートデスク 〔北九州支店・八幡支店〕	4 福岡銀行、西日本シティ銀行、北九州銀行 北九州市内の各店舗
相談分野	経営や技術、税務、法律、資金繰りなど、創業に関する全般的な相談	創業計画の作成や資金調達の方法など、創業に関する全般的な相談	創業に関する相談	創業に関する相談
日時	平日：9：00～17：00 土日：指定した時間	平日：9：00～17：25	平日：9：00～17：00	平日：9：00～15：00
場所	戸畑区中原新町 2-1 北九州テクノセンター 1F	門司、小倉、若松、八幡、戸畑の各サービスセンター ☞ 詳しくは P7	〔北九州支店〕 小倉北区鍛冶町 1-10-10 小倉北・小倉南・門司・戸畑の方 〔八幡支店〕 八幡西区黒崎 3-1-7 八幡西・八幡東・若松の方	北九州市内の各店舗
対応する専門家	中小企業診断士、税理士、司法書士、社会保険労務士 など	北九州商工会議所の経営指導員、中小企業診断士 など	日本政策金融公庫国民生活事業の職員	各店舗の職員および事業カウンセラー
相談時間	1 時間程度 (内容によって異なる)			1 時間程度
料金	無 料			
申込方法	電話で予約 093-873-1430	予約不要。ただし、電話、ホームページから予約可能	予約不要。ただし、電話又は日本政策金融公庫のホームページから予約可能	予約不要

【問い合わせ先】

- 1：(公財) 北九州産業学術推進機構 中小企業支援センター TEL 093-873-1430 FAX 093-873-1450
 2：北九州商工会議所 門司、小倉、若松、八幡、戸畑の各サービスセンター [☞ 詳しくは P7](#)
 3：日本政策金融公庫 北九州支店 国民生活事業 TEL 093-541-7551 FAX 093-541-7578
 日本政策金融公庫 八幡支店 国民生活事業 TEL 093-641-7715 FAX 093-642-3004
 4：福岡銀行 営業統括部 法人金融グループ TEL 092-723-2512 FAX 092-712-0731
 西日本シティ銀行 ビジネスサポートセンター北九州 TEL 093-521-6545 FAX 093-521-6550
 北九州銀行 営業統括部 TEL 093-513-5371 FAX 093-513-6655

第13章 起業・創業をしたい

女性向け創業支援

ウーマンワークカフェ北九州

	窓口相談	セミナー	交流会
対 象	創業前から創業間もない時期にある女性		
内 容	先輩起業家や専門家が創業に関する相談に応じます。	創業に関する基本的知識や先輩起業家・経営者からのアドバイスを受けるセミナーやミニ交流会等を開催します。	先輩起業家・経営者との交流・情報交換会を開催し、ネットワーク形成を図ります。
日 時	月 8 回	毎月 1 回程度	年 4 回
料 金	無料		
問い合わせ先	ウーマンワークカフェ北九州 総合受付 〒 802-0001 北九州市小倉北区浅野 3-8-1 AIM ビル 2F TEL 093-551-0092 FAX 093-551-0093		

※日程等詳細が決まり次第、ホームページ等でご案内します。

起業・創業に関する専門家の派遣

実施機関	中小企業支援センター	北九州商工会議所
対 象 者	創業予定者、創業間もない事業者	創業予定者、創業間もない事業者
派遣内容	中小企業支援センターに登録している専門家を派遣します。専門家が現地で実情を分析しながら、課題解決に向けたアドバイスと実地指導を行います。	創業計画の作成、税務・労務、法務、販路拡大など創業にあたっての不安や課題解決のために経験豊富な専門家を派遣します。
派遣料金	1 回目は無料 2 回目以降は派遣費用の 1/3 (1 万円程度 / 回) を企業負担	年 3 回まで無料
問い合わせ先	中小企業支援センター TEL 093-873-1430	北九州商工会議所 門司、 小倉、若松、八幡、戸畑の 各サービスセンター 詳しくは P7

起業・創業に関するセミナー（中小企業支援センター主催）

【中小企業支援センター主催セミナー】

セミナー名	実践起業塾
対象者	・起業予定者、起業後間もない方（主に35歳未満）
内容	・起業の心構え ・事業計画書の作成の基礎知識 ・財務、会計 など
日程	2020年10月～11月 全7回（予定）
会場	小倉駅付近（予定）
定員	30人
募集時期	2020年9月（予定）
受講料	4,000円（学生1,000円）（予定）
問い合わせ先	公益財団法人北九州産業学術推進機構 中小企業支援センター TEL 093-873-1430 FAX 093-873-1450



※詳細が決まり次第、ホームページ等でご案内します。

起業・創業に関するセミナー（その他のセミナー）

【その他のセミナー】

セミナー名	北九州商工会議所「創業塾」	海外向け創業セミナー
対象者	創業予定の方、起業後間もない方	海外取引を展望する創業希望者・予定者
内容（予定）	・創業の心構え ・創業体験談 ・開業の基礎知識 ・ビジネスプランの作成 ほか	未定
日程	6月13日（土）、14日（日）、15日（月）、19日（金）、20日（土）、21日（日）、27日（土）のうち5日間 ※14日（日）と15日（月）、19日（金）と20日（土）はいずれも同内容で選択制	未定（年2回開催予定）
会場	毎日西部会館5階会議室 （北九州市小倉北区紺屋町13-1）	未定
定員	30人	10人
募集時期	2020年4～5月	未定
受講料	6,000円（予定）	無料
問い合わせ先	北九州商工会議所 中小企業振興課 TEL 093-541-0188 FAX 093-531-1759	株式会社みずほ銀行 北九州支店 TEL 093-521-4371 FAX 093-533-3498

第13章 起業・創業をしたい

事業名	事業承継による創業支援
対象者	事業承継希望者・予定者
内容(予定)	年1回事業承継セミナーを開催し、事業承継にかかる創業支援のサポート、創業資金ニーズへの対応を行います。
日程	未定(年1回程度開催予定)
会場	未定
定員	30人
募集時期	未定
受講料	無料
問い合わせ先	株式会社北九州銀行 営業統括部 TEL 093-513-5371 FAX 093-513-6655

商店街(空き店舗)への出店者に対する支援

商店街空き店舗活用事業(開業支援事業)

商店街に賑わいや活力を生み出すことを目的として、商店街の空き店舗へ出店する方へ、賃借料又は改装費の一部を補助する制度です。事業計画書等の審査により、補助の可否を決定します。

	賃借料補助を選択する場合	改装費補助を選択する場合
補助内容	<ul style="list-style-type: none"> ●賃借料の50% (限度額は年間75万円(月額62,500円)) ●補助期間は1年間 	<ul style="list-style-type: none"> ●開業時の改装費の50% (限度額は75万円) ※内外装工事(壁面・天井の塗装やクロス貼りなどの仕上げ工事、フローリング貼りなどの床面仕上げ工事、作り付け家具や建具などの工事)が対象です。 ※建物附属設備(電気設備(照明設備)、給排水設備、ガス設備、冷暖房設備等)や器具・備品(テーブル、イス、陳列棚、陳列ケース等)は対象となりません。 ※3年を経過するまでの間は、営業状況の報告や営業廃止の際の補助金返還が必要です。
備考	賃借料補助又は改装費補助のいずれか一つを出店者が選択できます。	

※詳細はP95に掲載しておりますので、そちらをご覧ください。

【問い合わせ先】

北九州市 産業経済局 商業・サービス産業政策課 TEL 093-582-2050 FAX 093-591-2566

地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業補助金（国）

事業内容

中小企業等（大企業との連携を含む）が、複数の地域（5市町村以上の隣接地域または点在地域）に共通する地域・社会課題について、技術やビジネスの視点を取り入れながら、複数地域で一体的に解決しようとする事業（実証プロジェクト）に対して、その経費の一部を補助します。

[補助対象経費：人件費、旅費、機械装置費、借料及び賃料（リース費）、システム開発費、外注加工費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウド利用費]

対象者・補助上限等

中小企業等（単独もしくは複数社）

[中小企業等：中小企業、一般社団法人、一般財団法人、NPO法人]

補助率：2／3以内

補助上限額（下限額）：3,500万円（100万円）

公募期間

令和2年4月中旬～令和2年5月上旬（予定）

【問い合わせ先】

東京都千代田区霞が関 1-3-1

経済産業省 地域経済産業グループ 地域産業基盤整備課

電話：03-3501-1677（直通）

※内容は変更する場合がございますので、詳細は経済産業省へご連絡ください。

第13章 起業・創業をしたい

開業時の融資制度のご案内（北九州市、福岡県、日本政策金融公庫）

項目	北九州市	福岡県
名称	開業支援資金	新規創業資金
対象者	<p>【一般枠】</p> <p>① 新たに事業を開始しようとする事業を営んでなかった個人で、次のア～ウのいずれかの要件を満たす方</p> <p>ア 開業しようとする業種と同一又は関連する業種に従事した実績を2年以上有する方</p> <p>イ 法律に基づく資格を有する方で、その資格を生かして新たに事業を開始しようとする方</p> <p>ウ 国、県、市等が開催する開業支援の講座を修了した方</p> <p>② 事業を営んでいなかった個人が個人又は会社で創業して5年未満の方</p> <p>③ 県内の会社で、現在の事業を継続しつつ、新たに市内で会社を設立する方または分社化した会社で設立して5年未満の方</p> <p>【特別枠】</p> <p>① 事業を営んでいなかった女性及び申込時点で35歳未満又は55歳以上の男性及び市外から転入し次のア～ウのいずれかの要件を満たす方</p> <p>ア 開業しようとする業種と同一又は関連する業種に従事した実績を2年以上有する方</p> <p>イ 法律に基づく資格を有する方で、その資格を生かして新たに事業を開始しようとする方</p> <p>ウ 国、県、市等が開催する開業支援の講座を修了した方</p> <p>② 事業を営んでいなかった個人で、雇用の創出を伴う事業を開始する方</p> <p>※なお、【一般枠】①、【特別枠】①で下記1、2のいずれかに該当する方は、上記ア～ウの適用はありません。</p> <p>1 事業に必要な資金の1/2以上の自己資金を有する方</p> <p>2 特定創業支援事業を受け、市区町村の証明を得た方</p>	<p>次の①～⑧のいずれかに該当する方</p> <p>【事業を営んでいない個人】</p> <p>① 1ヶ月以内に新たに県内で創業する具体的な計画を有する方、又は創業をした日から1年を経過していない方</p> <p>② 2ヶ月以内に新たに県内で会社を設立して創業する具体的な計画を有する方、又は創業をした日から1年を経過していない方</p> <p>③ 勤務した企業と同一の業種の事業を新たに開始しようとする方及び創業後1年以内の方で、次のいずれかに該当する方</p> <p>ア 同一企業に継続勤務3年以上</p> <p>イ 同一業種に通算勤務歴5年以上</p> <p>【中小企業者の別会社】</p> <p>④ 県内で事業を営む中小企業である会社であって、自らの事業を継続しつつ新たに県内で中小企業である会社を設立して創業する具体的な計画を有する方、又は創業日から1年を経過していない方</p> <p>【その他】</p> <p>⑤ 特許法等に基づく登録を受けた方、又は法律に基づく資格を有する方で、その技術や資格を生かして新たに事業を開始しようとする方、又は創業後1年以内の方</p> <p>⑥ 開業予定日時点で満55歳以上であって、①もしくは②に該当する方、又は開業日時点でその代表者が満55歳以上であって、⑧に該当する方</p> <p>⑦ ①もしくは②に該当し（この場合①の「1ヶ月以内」と②の「2ヶ月以内」は「6ヶ月以内」とする）、認定特定創業支援事業による支援を受けた方、又は④に該当し、現に事業を営む会社の役員で新たに設立される会社において発起人から引き続いて役員となり認定特定創業支援事業による支援を受けた方</p> <p>⑧ NPO法人であって、創業した日から1年を経過していない方</p>
融資限度額	3,500万円以内	<p>①～⑤・⑦・⑧ 2,000万円以内</p> <p>⑥ 1,000万円以内</p> <p>・①・②で創業前については、原則、自己資金の範囲内</p> <p>・①・②で創業後、④及び⑧については、資産から負債を差し引いた額に今後必要とする事業資金を加算した額を限度とする。</p> <p>・③・⑤については、必要資金（土地の取得費を除く）の2/3以内とする。</p>
融資期間	10年以内 （※据置期間2年以内）	<p>運転 7年以内</p> <p>設備 10年以内</p> <p>（※据置期間2年以内）</p>
融資利率	一般枠：1.20% 特別枠：1.10%	<p>①～⑤・⑧ 1.30%</p> <p>⑥・⑦ 1.20%</p>
信用保証料	0.00%（初回のみ） 0.36～1.38%（2回目以降）	0% ただし、他の資金や、新規創業資金のうち信用保証料「0%」が適用されたもの以外を借換する場合1.01%以内（創業後で決算到来済の方は1.76%以内）となる場合があります。
担保	原則不要	不要
保証人	原則として法人は代表者、個人事業主は不要	原則として法人は代表者、個人事業主は不要
申込先	北九州商工会議所 中小企業振興課（TEL 093-541-0188） 小倉北区紺屋町13-1（毎日西部会館1F） 市中小企業融資取扱金融機関（15行） 北九州市産業経済局中小企業振興課（TEL 093-873-1433） 戸畑区中原新町2-1 北九州テクノセンタービル1F	北九州商工会議所 門司、小倉、若松、八幡、戸畑の各サービスセンター ☞ 詳しくは P7

【事業計画作成支援機関】（公財）北九州産業学術推進機構 中小企業支援センター（TEL 093-873-1430）
北九州商工会議所 中小企業振興課（TEL 093-541-0188）

(2020年4月1日現在)

日本政策金融公庫 国民生活事業		
新規開業資金	新創業融資制度	女性、若者/シニア起業家資金
<p>「雇用の創出を伴う事業を始める方」、「現在お勤めの企業と同じ業種の事業を始める方」、「産業競争力強化法に定める認定特定創業支援事業を受けて事業を始める方」又は「民間金融機関と公庫による協調融資を受けて事業を始める方」等の一定の要件に該当する方（一定の要件に該当し、事業を始めた方で事業開始後おおむね7年以内の方も含みます。）。</p> <p>なお、本資金の貸付金残高が1,000万円以内（今回のご融資分も含みます。）の方については、本要件を満たすものとします。</p>	<p>次の1～3のすべての要件に該当する方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新たに開業する方、又は開業して税務申告を2期終えておられない方 2 「雇用の創出を伴う事業を始める方」、「現在お勤めの企業と同じ業種の事業を始める方」、「産業競争力強化法に定める認定特定創業支援事業を受けて事業を始める方」又は「民間金融機関と公庫による協調融資を受けて事業を始める方」等の一定の要件に該当する方（既に事業を始めている場合は、事業開始時に一定の要件に該当した方） <p>なお、本制度の貸付金残高が1,000万円以内（今回のご融資分も含みます。）の方については、本要件を満たすものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 3 <u>開業前又は開業後で税務申告を終えていない場合は、創業資金の1/10以上の自己資金を確認できる方</u> <p>※詳しくは、公庫へお問い合わせください。</p>	<p>次のいずれかに該当する方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 女性で新たに事業を始められる方 2 35歳未満か55歳以上の方で、新たに事業を始められる方 3 1、2のいずれかにより開業された方で、開業後おおむね7年以内の方
7,200万円以内 (うち運転資金 4,800万円以内)	3,000万円以内 (うち運転資金 1,500万円以内)	7,200万円以内 (うち運転資金 4,800万円以内)
<p>運転7年以内 ※うち据置期間2年以内</p> <p>設備20年以内 ※うち据置期間2年以内</p>	<p>各種融資制度に定める期間以内</p>	<p>運転7年以内 ※うち据置期間2年以内</p> <p>設備20年以内 ※うち据置期間2年以内</p>
基準利率他	※詳しくは、公庫へお問い合わせください。	基準利率他
—	—	—
お客様のご希望を伺いながら、ご相談に応じます。	不要（法人営業の方で利率低減措置を希望する場合は除く）	お客様のご希望を伺いながら、ご相談に応じます。
<p>日本政策金融公庫北九州支店国民生活事業（TEL 093-541-7551） 小倉北区鍛冶町 1-10-10（大同生命ビル 3F） 日本政策金融公庫八幡支店 国民生活事業（TEL 093-641-7715） 八幡西区黒崎 3-1-7（アースコート黒崎駅前 BLDG.）</p>		

経営相談

消費増税対策

資金調達

生産性向上

事業承継

雇用相談

技術開発

受注拡大
販路開拓

建設業

国際ビジネス

環境ビジネス

サービス業

起業・創業

人材育成

技能・技術

役立つ制度
各種機関

第13章 起業・創業をしたい

市内の主なインキュベーション施設（創業時に利用可能なコワーキングスペース・オフィス等）

施設名称	①COMPASS 小倉	②北九州学術研究都市産学連携施設
入居対象	＜一般企業、ベンチャー企業、個人等＞ 情報通信技術を活用して様々なビジネスを展開しようとする企業や個人 など	＜一般企業、ベンチャー企業、起業予定者等＞ 産業技術の高度化、新たな産業の創出等各施設の設置目的・機能に合致する企業・団体
施設概要	①スモールオフィス：17室（約10㎡～23㎡） ベンチャー企業などを対象にしたオフィスです。 ②一般オフィス：21室（約21㎡～292㎡） 一般テナント向けのオフィスです。 ③コワーキングスペース：約200席 創業準備段階の方やフリーランスの方などを対象にした座席です。※施設内では創業全般の総合問合せ・相談対応も行っています（⇒詳しくはP100）	①研究室：155室（約7～309㎡） ※産学連携センター、共同研究開発センター、情報技術高度化センター、事業化支援センター、技術開発交流センターの各施設 ②共同研究室：10ブース（約5㎡） ※事業化支援センター ③シェアオフィス：6スペース（約2㎡） ※事業化支援センター
入居期間	①スモールオフィス：原則1年以内、以降1年毎の更新（最大3回まで） ②一般オフィス：期限なし ③コワーキングスペース：期限なし	①研究室：期限なし ②共同研究室：原則3年以内 ③シェアオフィス：期限なし ※ただし、毎年更新の審査があります。
利用料金	＜月額利用料金＞ ①スモールオフィス、②一般オフィス 使用料：月額2,700円/㎡ 共益費：月額1,080円/㎡ 敷金：なし その他：光熱費は実費 ③コワーキング フリースペース 9,800円/月額/席 固定席 12,000円/月額/席 チームルーム 65,000円/月額/室 詳しくはホームページでご確認ください。 http://compass-kokura.com/ 	＜月額利用料金（通常）＞ ①研究室・③シェアオフィス 使用料：月額2,000円/㎡ 共益費：月額500円/㎡ 敷金：なし ②共同研究室 使用料：月額1,000円/㎡ 共益費：月額500円/㎡ 敷金：なし ＜使用料の減免制度＞ 一定の条件を満たす方には、使用料の減免制度があります。 ①研究室・③シェアオフィス 減免後の使用料：月額1,000、1,400円/㎡ ②共同研究室 減免後の使用料：月額500、700円/㎡
所在地	小倉北区浅野3-8-1 AIMビル6F	若松区ひびきの （北九州学術研究都市内）
問い合わせ先	COMPASS 小倉 （正式名称：北九州テレワークセンター） ※指定管理者：fabbit 共同事業体 TEL 093-513-5300	北九州市 産業経済局 産業イノベーション推進室 TEL 093-695-3035



COMPASS 小倉

北九州学術研究都市 産学連携施設
共同研究室

③北九州市立起業家支援工場
<p><ものづくり、商品試作、生産型企业> 新技術を駆使した商品を試作、あるいは生産する個人又は創業5年未満のベンチャー企業の方 など</p>
<p>① A タイプ：3区画（約101㎡） ② B タイプ：3区画（約166㎡）</p>
<p>原則1年以内。最大令和5年度末まで入居可。 ※ただし、毎年更新の審査があります。</p>
<p><月額利用料金> ① A タイプ 使用料：月額61,110円 敷金：なし その他：光熱水費は実費 ② B タイプ 使用料：月額99,630円 敷金：なし その他：光熱水費は実費</p>
<p>八幡西区夕原町 8-2</p>
<p>北九州市 産業経済局 中小企業振興課 TEL 093-873-1433</p>



北九州市立 起業家支援工場

<p>北九州テクノセンター</p> <p>所在地：戸畑区中原新町 2-1 問合せ先：093-873-1488 詳しくはホームページでご確認ください。 https://www.kitakyu-techno-ctr.co.jp/</p> 
<p>コワーキングスペース秘密基地</p> <p>所在地：小倉北区京町 2-2-19 小倉ジャンジャンビル 3階 問合せ先：093-967-1003 詳しくはホームページでご確認ください。 https://coworking802.com/</p> 
<p>fabbit 北九州</p> <p>所在地：小倉北区浅野 2-14-3 あるある City2 号館 3階 問合せ先：070-5698-9630 詳しくはホームページでご確認ください。 https://fabbit.co.jp/facility/kitakyushu/</p> 
<p>ダイヤモンドシェア</p> <p>所在地：八幡東区西本町 4-1-1 一番街 2階 問合せ先：093-616-1994 詳しくはホームページでご確認ください。 http://www.colead.co.jp/diamond/</p> 
<p>魚町三番街中屋ビル</p> <p>所在地：小倉北区魚町 3-3-20 問合せ先：093-531-0331 詳しくはホームページでご確認ください。 http://nakayakousan.jp/</p> 
<p>新門司インキュベーター新北九州工業(株)</p> <p>所在地：門司区新門司 1-9-6 問合せ先：093-481-2893 詳しくはホームページでご確認ください。 http://shinkitakyukg.co.jp/news/6.html</p> 

第13章 起業・創業をしたい

北九州スタートアップネットワークの会

起業した人、起業を目指す人、起業を支える人たちがフラットな立場で気軽につながり交流する北九州市独自のコミュニティです。

同会が運営するフェイスブックでは、スタートアップに関する様々な情報を発信しています。



フェイスブックページはこちらから→

【問い合わせ先】

北九州市 産業経済局 スタートアップ推進課 TEL 093-551-3605 FAX 093-551-3615

IoT メイカーズ（オープンイノベーションプログラム）

「IoT メイカーズ」に参加される方（ビジネスプラン）を募集します。大手企業等が提示する課題テーマ毎にIoT デバイスに関わるビジネスプランを募集し、優秀なプランを採択した後、事業化を目指して約半年間、メンタリングやプロトタイプ製作等を支援します。

【主なスケジュール（予定）】

- 2020年5月～6月 事業の告知（説明会の開催等）
- 7月～8月 ビジネスプランの募集・選抜
- 9月～ メンタリング、試作品製作等の支援
- 2021年3月頃 試作品の発表（Demo Day）

※募集開始等の詳しい情報は、北九州スタートアップネットワークの会のフェイスブックや市ホームページでお知らせする予定です。募集内容やスケジュールは変更することもあります。予めご了承ください。



事業説明会の様子



プレゼン審査会の様子

【問い合わせ先】

北九州市 産業経済局 スタートアップ推進課 TEL 093-551-3605 FAX 093-551-3615

北九州商工会議所の新規創業者支援サービス

創業を目指す方への支援は、商工会議所にとって最重要課題の一つです。創業を目指す方、創業後間もない方々を対象とした当会議所の創業支援事業を紹介します。

新規創業者の会

目的	創業間もない経営者に必要な知識習得の機会を提供し、経営基盤の安定による事業継続を支援します。
内容	①セミナー・勉強会の開催 経営に必要な情報、知識を得る機会を提供します。 ②交流会の開催 新規創業者同士の出会い、実績のある経営者等との人脈を作る機会を提供します。
対象	おおむね開業5年以内の会員事業所経営者 ※土業、経営コンサルティングを主とする事業所は除く。
定員	20人程度
会費	年間12,000円(予定) ※なお、交流会等を実施する場合は参加者実費負担とします。
期間	2年間 ※会の卒業解散後も継続して経営相談等をサポートします。

創業交流会

目的	創業の準備段階で多くの不安や疑問を抱える創業希望者や、創業直後で悩みを抱える事業者と創業5年以内の経営者が経験を踏まえアドバイスできる交流の場を作り、より多くの方に創業に踏み切ってもらえる機会を提供します。
内容	①創業体験談セミナー ②創業希望者と創業経験のある経営者との情報交換会(懇親会) ③創業マニュアル配布(北九州商工会議所作成)
対象	創業希望者、おおむね創業5年以内の事業所経営者
日程	2年に1度開催 ※次回は2022年3月予定
会場	未定
定員	創業希望者および創業間もない経営者 40人程度
参加料	懇親会費(実費、2,000円程度)

【問い合わせ先】

北九州商工会議所 中小企業振興課 TEL 093-541-0188 FAX 093-531-1759
e-mail: chushou@kitakyushu.or.jp

第13章 起業・創業をしたい

ベンチャーキャピタルなどのマッチングの場

1 フクオカベンチャーマーケット (FVM)

中小・ベンチャー企業と金融機関、ベンチャーキャピタル、商社、メーカーなどビジネスパートナーとのマッチングを推進するため、ビジネスプラン発表会・商談会を開催しています。

対象者	新しい技術やサービスをお持ちのベンチャー企業及び新たな分野にチャレンジしようとする中小企業（創業年、業種、地域は問いません）
支援内容	<p>マンスリーマーケット 新製品の販路拡大を目指す企業や、事業拡大にあわせて資金調達したい企業など、各企業のニーズに応じたプレゼンテーションを行う場を提供しています。</p> <p>発表する企業に対しては、ビジネスプランのブラッシュアップ支援やプレゼンテーションがより効果的なものとなるようセミナーや練習会等を通じてサポートします。</p> <p>また、マンスリーマーケット当日は、コーディネーターやスタッフが商談開始に向けたサポートをします。</p>
募集方法	<p>随時募集。フクオカベンチャーマーケットのホームページ（https://www.fvm-support.com/）からエントリー。</p> <p>あわせて事業計画書（ビジネスプラン）を提出していただきます（発表していただく企業は審査のうえ決定します）。</p>

2 (一社) 九州ニュービジネス協議会 (九州 NBC)

ニュービジネスの創出・育成を通じ、九州経済の活性化に取り組んでいます。

対象者	ベンチャー企業や新事業に取り組むベンチャー指向の中小企業・小規模企業等
支援内容	<p>ベンチャープラザ二月会（年4回程度福岡市内で開催予定） 販路開拓・資金調達等の課題解決を目指すベンチャー支援事業です。</p> <p>ベンチャー企業（毎回3～4社）によるプレゼンテーション、参加者との交流会を通じて、ベンチャー企業と参加者とのマッチングを行っています。</p> <p>同様に、二火会（熊本）・二水会（鹿児島）を年3回程度開催（その他の県でも随時開催）し、ベンチャー企業の支援を行っています。</p>
募集方法	九州ニュービジネス協議会ホームページ（ https://www.qshu-nbc.or.jp/ ）からお申込みください。

【問い合わせ先】

1：福岡県ベンチャービジネス支援協議会

TEL 092-710-5800 FAX 092-710-5809

2：(一社)九州ニュービジネス協議会

TEL 092-833-3097 FAX 092-833-3088

第14章 スキルアップのために学びたい

中小企業大学校直方校研修生派遣補助金

中小企業大学校直方校に研修生を派遣する中小企業者又は中小企業団体に対して補助金を交付します。令和2年度の補助対象となる研修コースは、管理者養成、組織マネジメント、生産管理、営業・マーケティング、財務管理、人事・労務や企業経営・経営戦略などのコースに、北九州市で開催される「サテライト・ゼミ」を加えた計24コースです。

補助金の交付対象となる企業には、令和3年2月頃、補助金申請の案内を送付します。詳細については、お問い合わせください。

1 補助金の制度概要

対象者	補助申請者が中小企業者又は中小企業団体であって、対象研修を受講する者（経営者を含む）が市内の事業所に勤務し、修了証書の交付を受けた者であること ※中小企業者以外の法人が発行済株式の2分の1を超えて保有している場合は交付対象となりません。 ※国、地方公共団体等が行う同種の助成・補助制度との併用はできません。
対象研修	下記の「令和2年度 中小企業大学校直方校の補助対象研修コース」
補助金額	受講生1名につき受講料の1/3以内（1,000円未満の端数は切り捨て）
交付申請	1 申請期間 補助金申請の案内到着（令和3年2月）から令和3年3月1日（月）まで（予定） 2 申請書類 補助金交付申請書、受講料の振込みが確認できる書類等

2 令和2年度 中小企業大学校直方校の補助対象研修コース

No.	コース名	日程	期間	受講料 (円)
104	コミュニケーション活性化講座	令和3年1月12日(火)～令和3年1月14日(木)	3日間	32,000
106	実践で学ぶ！部下指導の考え方・進め方(福岡)	令和2年7月13日(月)～令和2年8月4日(火)	4日間	36,000
113	チームマネジメント力強化講座	令和2年7月13日(月)～令和2年7月15日(水)	3日間	32,000
116	中堅管理者研修・7月	令和2年7月28日(火)～令和2年7月30日(木)	3日間	32,000
127	女性管理者のマネジメント力養成講座	令和2年10月1日(木)～令和2年10月30日(金)	4日間	36,000
129	中堅管理者研修・11月	令和2年11月4日(水)～令和2年11月6日(金)	3日間	32,000
141	ビジネス思考力を強化する問題解決法	令和3年1月26日(火)～令和3年1月28日(木)	3日間	32,000
144	ムダを省いて計画性を高める仕事管理術	令和3年2月15日(月)～令和3年2月17日(水)	3日間	32,000

第14章 スキルアップのために学びたい

生産管理	123	I o Tを活用した受注管理の効率的な進め方 (福岡)	令和2年9月7日(月)～令和2年9月9日(水)	3日間	32,000
	135	5Sの定着化と成果の高め方	令和2年12月1日(火)～令和2年12月3日(木)	3日間	32,000
	139	不良品ゼロ化をめざす品質管理講座	令和3年1月18日(月)～令和3年1月20日(水)	3日間	32,000
営業・マーケティング	107	営業担当者のための営業スキルの決め手 (福岡)	令和3年2月1日(月)～令和3年2月3日(水)	3日間	32,000
	117	ビジネスチャンスを広げる新規顧客開拓 (福岡)	令和2年7月28日(火)～令和2年7月30日(木)	3日間	32,000
	130	顧客の課題解決に貢献する提案営業術	令和2年11月5日(木)～令和2年12月4日(金)	4日間	36,000
	138	「デザイン思考」の商品開発講座 (福岡)	令和2年12月16日(水)～令和2年12月18日(金)	3日間	29,000
	142	営業担当者ためのわかりやすいプレゼンの極意	令和3年2月2日(火)～令和3年2月4日(木)	3日間	32,000
財務管理	114	経営課題と対策が見えてくる財務分析講座	令和2年7月20日(月)～令和2年7月22日(水)	3日間	32,000
	140	安定した経営を進めるための資金管理術	令和3年1月19日(火)～令和3年2月19日(金)	4日間	39,000
人事労務	105	人事・労務管理がよくわかる入門講座 (福岡)	令和3年1月12日(火)～令和3年1月14日(木)	3日間	32,000
	112	人が育つ会社になるための人材育成	令和2年7月8日(水)～令和2年7月10日(金)	3日間	32,000
	128	実践で学ぶ！人事制度構築の考え方・進め方	令和2年10月19日(月)～令和2年11月20日(金)	4日間	36,000
長期	201	経営管理者養成コース (第34期)	令和2年7月7日(火)～令和2年12月11日(金)	24日間	298,000
	202	工場管理者養成コース (第27期)	令和2年7月15日(水)～令和2年12月18日(金)	18日間	182,000
サテライト ゼミナール	302	サテライトゼミ with 北九州	令和2年10月27日(火)～令和2年11月27日(金)	3日間	29,000

【問い合わせ先】

1 補助金交付申請先：北九州市 産業経済局 中小企業振興課 TEL 093-873-1433

2 研修申し込み先：(独) 中小企業基盤整備機構 九州支部 中小企業大学校直方校

TEL 0949-28-1144

URL <https://www.smrj.go.jp/institute/nogata/index.html>

市内支援機関主催のセミナー等

市（産業経済局中小企業振興課、商業・サービス産業政策課）・FAIS 中小企業支援センター・北九州商工会議所では、各支援メニューのページでご紹介しているもの以外に、中小企業のみなさんに役立つセミナー等を開催しています。

詳しい内容や日程は、各支援機関ホームページや広報誌、ポータルサイト「キタサポ」[詳しくは P4](#) でお知らせします。

【問い合わせ先】

北九州市 産業経済局 中小企業振興課

TEL 093-873-1433 FAX 093-873-1434

URL <http://www.city.kitakyushu.lg.jp/san-kei/san-chuushou.html>

北九州市 産業経済局 商業・サービス産業政策課

TEL 093-582-2050 FAX 093-591-2566

URL <http://www.city.kitakyushu.lg.jp/san-kei/san-shougyou-service.html>

(公財)北九州産業学術推進機構 (FAIS) 中小企業支援センター

TEL 093-873-1430 FAX 093-873-1450

URL <http://www.ktc.ksrp.or.jp/>

北九州商工会議所 中小企業振興課

TEL 093-541-0188 FAX 093-531-1759

URL <https://www.kitakyushucci.or.jp/>

人材育成機関の紹介

公立大学法人 北九州市立大学
大学院マネジメント研究科
 (北九州市立大学ビジネススクール)

〒802-8577 北九州市小倉南区北方 4-2-1
 TEL 093-964-4208 (学務第一課大学院係)
 E-mail k2bs@kitakyu-u.ac.jp
 URL <http://k2bs.kitakyu-u.ac.jp/>

北九州市立大学ビジネススクールで「マネジメント」を学んでみませんか！
 主に社会人を対象に、MBA（経営学修士）の学位を授与する専門職大学院です。

概要

大学院マネジメント研究科（北九州市立大学ビジネススクール）は、主に社会人を対象に MBA（経営学修士）の学位を授与する専門職大学院です。経営感覚に優れ、地域の中核的役割を担える高度なマネジメント能力を備えたリーダーを養成するため、アカデミックな「知」（理論知）と経験ベースの「知」（実践知）の双方が融合した実践的なプログラムを提供しています。

<社会人に配慮した修学環境>

- ◇開講時間は平日夜間（18：30～21：40）と土曜日。平日夜間は、小倉駅直結のサテライトキャンパスにて授業実施。
- ◇長期履修学生制度を導入。標準修業年限2年を超えてもトータル授業料は同額。（最長4年）
- ◇社会での経験や知識、問題意識を重視した入学者選抜を実施。
- ◇2年間で修了する場合、ハローワークへ申請することにより入学金および授業料の一部が給付される、専門実践教育訓練給付金制度が適用。（受給条件等あり）

■課程：専門職学位課程

■定員：1学年30名

■学位：経営学修士（専門職）

MBA (Master of Business Administration)

■修業年限：2年（最長4年までの長期履修学生制度あり）

■キャンパス：平日夜間／小倉サテライトキャンパス
 （アミュプラザ小倉7階）
 土曜日／北方キャンパス

入試概要

- ◆大学を卒業し、企業・官公庁等で2年以上の実務経験を有する社会人を中心に募集します。
 - ※大学卒業以外の方は、出願前に出願資格審査を行います。入学試験日程等、その他詳しくは、学生募集要項でご確認ください。
 - 募集要項は、下記ホームページから、ダウンロードできます。
- <http://k2bs.kitakyu-u.ac.jp/>

第14章 スキルアップのために学びたい

公益社団法人 九州機械工業振興会

〒804-0003 北九州市戸畑区中原新町 1-1
TEL 093-861-3001 FAX 093-861-3007
URL <http://www.kyukishin.or.jp/>

「教育研修」「材料試験」「機械加工」の3事業を通じて、地域企業等の技術・技能の高度化や経営合理化の促進を図り、地域産業の振興を支援してまいります。お困りのことがございましたら、お気軽にご相談ください。

確かな技術力で地域産業の育成・支援を続ける九機振 教育研修 (TEL: 093-861-3001)	材料試験 (TEL: 093-861-3011)
<p>豊富な経験と実績を兼ね揃えた講師陣が資格取得をバックアップいたします。新入社員、技能者及び技術者のスキルアップのため、ご活用ください。</p> <p>■ クレーン関係資格取得のための講座</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ クレーン運転士実技教習 (国家資格実技試験免除) ★ ○ クレーン運転士学科試験準備講習会 ○ 玉掛け技能講習 (修了証交付) ★ ○ 床上操作式クレーン運転技能講習 (修了証交付) ★ ○ クレーン運転業務特別教育 (修了証交付) <p>★は福岡労働局長登録教習機関としての教習及び講習</p> <p>■ 非破壊試験技術者資格試験 (学科・実技・学科直前・再認証) 講習会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 超音波 (UT) ○ 浸透 (PT) ○ 磁気 (MT) <p>■ 北九州市ものづくり人材育成講座</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 電気制御基礎技術 ○ 加工のための測定基礎技術 <p>■ その他各種講習会 (HP 参照)</p> <p>■ 施設の開放利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 研修室 (100名、64名、48名他) ○ 会議室 他 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引張試験 (1,000KN) ○ 曲げ試験 ○ マクロ試験 ○ 圧縮試験 (2,000KN) ○ 高温引張試験 ○ 硬さ試験 (ブリネル・ビッカース) ○ 衝撃試験 (500J) ○ コンクリート・モルタル ○ プラスチック試験 (引張・曲げ・圧縮・耐薬品性) ○ フィルム (ごみ袋) 試験 (引張・厚さ・伸び・衝撃・ヒートシール等) <p>※ 弊会発行の成績書は、第三者機関として広く認められております。 ※ 北九州市発注の建築・土木・上下水道工事等の試験を行っております。</p>
	機械加工 (TEL: 093-861-3018)
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 精密機械による依頼加工 ○ 機械加工技術の研究及び指導 ○ 三次元 CAD/CAM システムによる NC データの作成 ○ 主要設備 ジグボーラー (7B)、立形マシニングセンター (VS-5A) CNC ジグボーラー (YBM-9150V) (YBM-850) 大型平面研削盤、ガンドリルマシン、三次元測定機 ラジアルボール盤 横形マシニングセンター (SH-633) 他

職業訓練法人 北九州地区職業訓練協会
マイテック・センター北九州

〒805-0048 北九州市八幡東区大蔵 2-13-7
TEL 093-651-3775 FAX 093-651-5573
URL <http://www.mytec.ac.jp/>

職業訓練機関として、中小企業在職者のニーズに合わせた技能労働者の育成、技術の維持向上、資格取得に向けた各種講座を行っています。

資格取得・技能取得講座	パソコン講座	
<p>■ 機械・金属系</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ガス溶接技能講習 ○ フォークリフト運転技能講習 ○ 玉掛け技能講習 ○ 小型移動式クレーン運転技能講習 ○ 高所作業車運転技能講習 ○ 足場の組立て等作業主任者技能講習 ○ 型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習 ○ 有機溶剤作業主任者技能講習 ○ 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習 ○ 酸素欠乏危険作業主任者技能講習 ○ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習 ○ アーク溶接特別教育 ○ クレーン運転業務の特別教育 ○ 自由研削用といしの取替え業務等の特別教育 ○ 高所作業車運転業務の特別教育 ○ 粉じん作業特別教育 ○ 低圧電気取扱い業務の特別教育 ○ 足場の組立て等の作業に係る業務の特別教育 ○ チェーンソーによる伐木等の業務の特別教育 ○ チェーンソーによる伐木等の業務の特別教育 (科目の省略) ○ 墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務の特別教育 ○ 第二種酸素欠乏危険作業に係る特別教育 ○ 安全衛生推進者養成講習 ○ 衛生推進者養成講習 ○ 職長・安全衛生責任者教育 ○ チェーンソー以外の振動工具取扱作業に対する安全衛生教育 ○ 携帯用丸のこ盤取扱作業に対する安全衛生教育 ○ 刈払機取扱作業に対する安全衛生教育 ○ 騒音作業従事労働者に対する労働衛生教育 <p>■ 電気・電子系</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第一種・第二種電気工事士 ○ 1級電気工事施工管理技士 <p>■ 建設・建築系</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 二級建築士 ○ 危険物取扱者・乙4 ○ 2級建築施工管理技士学科・実地 ○ 住まいづくりの基礎知識 <p>■ 法律・経済系</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 宅地建物取引士 ○ 第一種・第二種衛生管理者 <p>■ 保健・福祉系</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 調理師 ○ 介護支援専門員 (ケアマネージャー) <p>■ オフィスビジネス系</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ TOEIC 対策 (はじめて・一歩進んだ) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ Windows10 入門 ○ Windowsフォトで動画編集入門 (YouTube 対応) ○ 親子でプログラミング入門 ○ 仕事で使えるワード基礎 ○ 仕事で使えるエクセル基礎 ○ エクセル 関数 テクニック ○ エクセル マクロ・VBA 基礎 ○ エクセル VBA 応用 ○ アクセス基礎 ○ MOSワードとエクセル受験対策 	<ul style="list-style-type: none"> ○ はじめてのPhotoshop・Illustrator ○ Photoshop・Illustrator 基礎 ○ Photoshop・Illustrator 応用 ○ Jimdo でホームページ作成 ○ HTML/CSS でホームページ作成 ○ Dreamweaver でホームページ作成 ○ 弥生会計入門 ○ AutoCAD 基礎 ○ AutoCAD 応用 ○ AutoCAD 3D ○ Jw_cad 基礎 ○ Jw_cad 応用
	安全体験講習	
	次の各コーナーでの安全作業の 体験を通じて安全を考える マネキンを使ったリスクアセスメント教育	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高所墜落 ○ 玉掛けつり荷落下 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 回転体巻き込まれ ○ 電気危険
	施設利用	
	教室・講堂・実習場などが利用できます。	

enPiT-everi 社会人リカレント教育プログラム
 everi (エブリ) とは、Evolving and Empowering Regional Industries の略です。
 地域産業を発展させ、力を与えることをミッションとしています。

AI や IoT などの IT の利活用が進む中、社内で IT 人材が育成できていない、必要性は感じているが社員を学ばせる場がないといった企業のみならず、ぜひこの機会に高度な IT 人材の育成を目指しませんか？

北九州市立大学、九州工業大学、熊本大学、宮崎大学、広島市立大学の 5 大学が連携して、九州・中国地域の社会人を対象に、製造業、自動車産業、介護業、農林畜産業、観光業に特化した教育テーマを設定し、IoT、AI、ロボットなどの企業への導入を推進できる人材を育成します。

<p>○学習内容 (提供科目)</p> <p>IoT 導入事例、AI プログラミング、組込みシステム、センサー、画像処理、機械学習、IoT 開発の実践的ラボなど、高度な情報技術に関する講義と実習。 オンラインを活用した先端学習スタイルを多く採用。</p> <p>○受講料</p> <ul style="list-style-type: none"> ●コース履修 (120 時間課程) : 148,000 円 ●科目別履修 (60 時間課程を含む) : 1,850 円/コマ <p>○定員</p> <ul style="list-style-type: none"> ●コース履修 : 産業別コースごとに 10 名程度 ●科目別履修 : 科目ごとに若干名 	<p>○履修資格</p> <p>大学又は短期大学を卒業した者、又は左記と同等以上の学力があると認められた者。</p> <p>○受講場所</p> <p>VoD は各自の PC (職場や自宅) から受講。実習はオンライン又は最寄りの連携大学拠点にて受講。</p> <p>○問い合わせ</p> <p>北九州市立大学 enPiT-everi 事業推進室 〒 808-0135 北九州市若松区ひびきの 1-1 TEL 093-695-3832 E-mail info@enpit-everi.jp</p>
---	--

ホームページ <https://enpit-everi.jp/> からエントリーできます (受付期間あり)

**九州職業能力開発大学校
九州ポリテクカレッジ**

〒802-0985 北九州市小倉南区志井 1665-1
 TEL 093-963-8352 (生産性向上人材育成支援センター)
 URL <http://www3.jeed.or.jp/fukuoka/college/>

企業・事業主団体や産業界からのニーズに対応するため、高度な技能や技術を有する人材を育成するために設けられた 2 年制・4 年制の理系大学校です。

人材育成支援	技術支援
<p>■レディメイド型セミナー</p> <p>訓練時間数は 12 ~ 24 時間程度で、訓練内容や日程をあらかじめ設定、広く受講生を募集するコース</p> <ul style="list-style-type: none"> ○機械系セミナー (21 講座予定) ○電気・電子・情報系セミナー (32 講座予定) ○居住系セミナー (11 講座予定) <p>※各セミナーの詳細はホームページをご覧ください。</p> <p>■オーダーメイド型セミナー</p> <p>レディメイド型セミナーでは、企業・団体等が希望する内容、日程等と異なる場合、当大学校と内容、日程等を調整し実施するコース</p> <p>※受講料等はレディメイド型セミナーと同等です。</p> <p>■講師派遣</p> <p>企業・団体等が従業員や構成員の社員教育や研修の実施をする場合、機械、電気、電子、情報、居住系の講師の派遣を行います。</p>	<p>■受託・共同研究</p> <p>企業・団体等と連携を図りながら、機械、電気、電子、情報、居住系の分野で、多様なニーズ (新製品の開発・新技術の導入・生産設備の自動化・業務の効率化等) に対応した研究開発を行っています。</p> <p>研究事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ○機械加工技能検定 1 級取得者の技能向上に関する研究 ○3Dプリンタ制御装置の応用に於ける工作機械リノベーション ○建築物の外壁の検査診断方法の検討 ○協働ロボットのためのエンドエフェクターアクティブ検出機能の開発 ○ピースピッキング試作装置の開発 ○技能五輪全国大会「メカトロニクス職種」に関する教材及び指導法の開発 ○床および屋根構面の面内せん断性能に関する実験的研究 <p style="text-align: center;">施設設備・機器等の利用</p> <p>■貸与施設・設備</p> <p>事業主や事業主団体が自ら行う教育訓練や研修の場を提供するために、教室や会議室等の施設のほか、実習場の設備・機器等の開放を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○旋盤・フライス盤・マシニングセンタ 等

第14章 スキルアップのために学びたい

福岡職業能力開発促進センター
ポリテクセンター福岡

〒806-0049 北九州市八幡西区穴生 3-5-1

TEL 093-622-5738

URL <http://www3.jeed.or.jp/fukuoka/poly/>

“ものづくり分野”を中心に、「設計・開発」「加工・組立」「工事・施工」「設備保全」など技能・技術の向上を図るための短期間（2～5日間）の能力開発セミナーを実施します。

人材育成支援

■レディメイド型セミナー

- 機械系コース (31 講座予定)
 - 電気・電子系コース (10 講座予定)
 - 居住系コース (26 講座予定)
- ※各セミナーコースの詳細は、ホームページをご覧ください。

■オーダーメイド型セミナー

セミナーコースをご要望に合わせて「カスタマイズ」できます。

<要望（例）>

- ・設定コースでは日程が合わない。
- ・自社の実情に合わせたコースを作りたい。

<メリット>

- ・社員教育に必要な講師や機器、研修会場などの心配が不要。
- ・人員構成や日時・会場などの設定面での使い勝手が良い。
- ・職業訓練指導員を希望会場に派遣することも可能。

<効果>

- ・段階を踏んだ計画的な人材育成ができる。
- ・事業主の求める技術力が強化され、生産性が向上する。

STEP1

電話連絡により担当者との打ち合わせ。要望をヒアリングします。

STEP2

より生産現場に密着した独自カリキュラムの作成をします。（時間数、日程・時間帯、人数、実施会場など打合せ）

STEP3

オリジナルコースを決定、実施します。

生産性向上支援訓練・IT 活用力セミナー

IoT の活用やコスト削減などを専門的な知見やノウハウを持つ民間機関に委託し、課題解決のお手伝いをする訓練です。オーダーとなりますので、お気軽に生産性向上人材育成支援センターにご相談ください。

施設設備・機器等の貸与

企業が行う社員教育・研修の場を提供するために実習場・研修室・機器等の施設・設備の貸与を行っています。

第15章 技能や技術者としてのセンスを高めたい

北九州マイスター・北九州技の達人

本市の産業を支えている高度な技術・技能を次世代に継承するため、「北九州マイスター」、「北九州技の達人」として認定・表彰しています。

1 北九州マイスター、北九州技の達人

	北九州マイスター	北九州技の達人
対象産業分野	金属・機械関係、化学・窯業関係、電気・電子関係、建築・建設関係 など	生活関連・サービス系技能職種等を含む全産業分野
認定者数	56名（別途、名誉マイスターとして1名認定）	76名
募 集	隔年で認定・表彰を行っているため、2020年度の募集はありません。	2020年5月～6月頃（予定） ※募集に関する詳細は 北九州技の達人 <input type="button" value="検索"/>

※認定の制度や過去の認定者は、[北九州マイスター](#) もしくは [北九州技の達人](#)

2 北九州マイスター「匠塾」

企業などで働く技術者に北九州マイスターの「匠の技」を伝授する少数精鋭・実技中心の技能講習会です。2020年度は、仕上げ・旋盤・フライス盤コースを春に、溶接コースを春と冬に開講します。

※開催日程、開催場所や申込先などの詳細は、[北九州マイスター匠塾](#)

3 北九州マイスターヘルプデスク事業（北九州マイスターによる出張技術指導）

技術の課題を克服し、体力をつけようとする地域企業のもとへ、「北九州マイスター」が出張し、技術指導を行います。普段使い慣れている貴社の施設・設備を使って指導を受けることができます。まずは、お気軽にご相談ください。

指導項目	溶接、旋盤、フライス盤、マシニングセンター、仕上げなど ※その他、ご希望する指導内容をご相談ください。		
費 用	指導時間	通常費用	北九州市内中小企業 (市から半額負担)
	3時間（半日）	20,000円	10,000円
	6時間（1日）	40,000円	20,000円
	※北九州市からの費用負担については、回数および上限金額の制限があります。 ※北九州市内中小企業でない場合、旅費などが必要な場合があります。		
申込方法	①まずは、希望する指導内容を下記の申込先へ電話またはEメールでご相談ください。 【お申込み・お問合わせ先】 北九州マイスター技能伝承倶楽部事務局（北九州イノベーションギャラリー内） TEL 093-663-5507 FAX 093-663-5508 Eメール：meister@kigs.jp 受付時間：9:00～17:00（火曜日～土曜日、ただし祝日を除く） ②指導内容決定後、所定の様式にて、お申込みください。		

※その他、申込様式などの詳細は [北九州マイスターヘルプデスク](#)

【問い合わせ先】

北九州市 産業経済局 雇用政策課 TEL 093-582-2419 FAX 093-591-2566

第15章 技能や技術者としてのセンスを高めたい

北九州イノベーションギャラリー

我が国近代製鉄発祥の地である八幡・東田の地に、2007年4月オープンした北九州イノベーションギャラリー（北九州産業技術保存継承センター）は、技術とデザインを融合させ、数々のイノベーションを成し遂げてきた日本・北九州の先人たちの知の遺産を未来につなげ、新しいイノベーションを創出する拠点として活動しています。

社員研修等でご利用いただける設備もありますので、是非ご利用ください。

<p>施設概要</p>	<p>○工房 技術継承・研究などを行う技術者養成を行います。金属加工室（旋盤、フライス盤等）、溶接コーナー、木材加工室、3Dモデル設計室を設置しており、社員研修にご利用いただけます。</p> <p>○プレゼンテーションスタジオ 座席数134名のホール型スタジオ。セミナーや講演会、産業映像の視聴等にご利用いただけます。</p> <p>○ライブラリー 産業技術とデザインに関する書籍や社史、技術に関する文献を集めた図書室で、データベースや産業映像の公開も行っています。</p> <p>○企画展示ギャラリー 産業技術やデザインなどをテーマにした企画展を年3～4回開催します。</p> <p>○年表のギャラリー 明治から現在に至る技術革新に関する年表を展示しています。</p> <p>○デジタル工房 多様なデジタル工作機械を利用して、新しいものづくりを体験することができます。事前講習を受講し、会員登録することで利用が可能になります。 ※ご利用に使用料がかかるものがありますので、詳細は下記にお問い合わせください。</p>	 <p>東田の高炉をバックにした 北九州イノベーションギャラリー</p>
<p>イベント講座</p>	<p>毎月、さまざまなイベントや講座を開催しています。</p> <p>(主な事業)</p> <p>○技術革新講座 代表的な技術革新の事例や発展が期待される分野の最新の技術動向などについて紹介し、理解を深めていただける講座です。</p> <p>○デザイン講座 製品開発に携わったデザイナー等の講師を招き、産業デザインやデザイナーの役割、様々なデザイン分野におけるアイデアやトレンド等を具体的に学べる講座です。</p> <p>○北九州マイスター工房塾 企業の技術者や工業高校生を対象に、国内屈指の技能を持つ北九州マイスターが、旋盤・溶接・仕上げ等の技能を伝承する講座です。</p> <p>※イベントや講座は、下記のホームページに掲載していますのでご覧ください。</p>	

【問い合わせ先】

北九州イノベーションギャラリー（北九州産業技術保存継承センター）

〒805-0071 北九州市八幡東区東田2-2-11

TEL 093-663-5411 FAX 093-663-5422 ホームページ URL <http://www.kigs.jp/>

開館時間 火～金曜日：午前9時～午後7時 土・日・祝日：午前9時～午後5時

休館日 毎週月曜日（月曜日が祝・休日の場合は翌日）、年末年始（12月29日～1月3日）

入場料 無料（ただし、企画展は有料（企画展ごとに料金が異なります））

第16章 ご利用ください（役立つ制度・各種機関）

官公需受注に関する情報サイト

1 官公需情報ポータルサイト（中小企業庁）

国等及び地方公共団体がホームページ上で提供している発注情報を収集、中小企業・小規模事業者が欲しい入札情報を一括して検索・入手できるポータルサイトです。

サイト URL <http://www.kkj.go.jp/>

2 ここから調達（中小企業基盤整備機構）

創業・設立後10年未満の個人事業者及び中小企業者の方々を対象に、各府省等や地方公共団体との取引（官公需）機会を提供するWEBサイトです。

サイト URL <https://u10sme.smrj.go.jp/>

3 北九州市技術監理局契約部ポータルサイト

北九州市の入札・契約情報等を検索・入手できるポータルサイトです。

サイト URL <http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

【問い合わせ先】

1：中小企業庁 事業環境部 取引課	TEL 03-3501-1669
2：中小企業基盤整備機構 販路支援部 販路支援課	TEL 03-5470-1525
3：北九州市技術監理局契約部	
制度・業者登録など 契約制度課	TEL 093-582-2545
工事入札契約案件 契約課【工事】	TEL 093-582-2256
物品入札契約案件 契約課【物品】	TEL 093-582-2017

国の補助金等情報サイト

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金や小規模事業者持続化補助金、サービス等生産性向上IT導入支援補助金など、中小企業のみならずさまざまな事業者にとって使いやすい補助金等の情報が入手できます。



サイト URL <http://www.chusho.meti.go.jp/>

【問い合わせ先】

中小企業庁 TEL 03-3501-1511（代表）

中小企業等経営強化法に基づく支援

～即時償却や税額控除といった税制支援、金融支援等の特例を措置～

中小企業等経営強化法は、中小企業・小規模事業者等の経営力向上を図るため、「経営力向上計画」を策定し国の認定を受けた企業に対し、税制や金融支援などの特別措置を行うものです。

なお、(公財)北九州産業学術推進機構 中小企業支援センターは、経営革新等支援機関に認定されており、経営力向上計画の作成支援をはじめ、経営課題解決のためのサポートを行っています。お気軽にご相談ください。

◆STEP1 経営力向上計画を策定

「経営力向上計画」とは、人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資等により、事業者の経営力を向上させるための取組内容を記載した事業計画です。

自社の強み・弱みや経営状況、労働生産性などの目標、それに向けた取り組み等を記載します。策定にあたっては、認定経営革新等支援機関のサポートを受けることができます。

◆STEP2 担当省庁による認定

事業分野ごとの担当省庁に事業分野別指針等によって策定した計画を提出し、認定を受けます。

◆STEP3 税制・金融などの支援措置

新たに取得した一定の設備について支援措置を受けることができます。

【税制措置】

- 中小企業経営強化税制(法人税・所得税)の活用により、即時償却または最大で10%の税額控除が可能
- 事業承継等に係る登録免許税・不動産取得税の軽減

対象設備：2021年3月31日までに導入した対象設備
利用できる方：資本金1億円以下の法人、常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人等であって、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けたもの

【金融支援】

- 中小企業向け：信用保証協会による信用保証の枠の拡大 など
- 中堅企業向け：(独)中小企業基盤整備機構の債務保証 など

【問い合わせ先】

★詳細な手続きや要件等については、中小企業庁ホームページよりご確認ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>

(公財)北九州産業学術推進機構 中小企業支援センター TEL 093-873-1430 FAX 093-873-1450

国立大学法人 九州工業大学 オープンイノベーション推進機構 産学官連携本部

九州工業大学オープンイノベーション推進機構産学官連携本部では、大学の研究活動の強化を図るべく国際産学連携活動の推進等に取り組むほか、産学連携を推進するべく技術相談や共同研究等の組成支援、技術移転などに取り組んでいます。

研究能力強化	学内の研究強化	大学の研究活動の調査・分析・評価・広報に取り組み、研究能力の強化と特徴的な研究活動の先鋭化等に取り組んでいます。
	国内外の連携研究プロジェクト	学内外の連携研究プロジェクトの企画・立案を行うほか、海外研究機関等との国際産学連携活動の推進に取り組んでいます。
産学連携支援	情報発信	ホームページ、メールマガジン、出展事業等で各種セミナーやシンポジウム、技術シーズ等の情報発信を行っています。
	産学官の交流の場づくり	大学の技術シーズ等を紹介する「技術シーズ移転セミナー（仮称）」を開催しています。
	技術相談	企業の皆様から技術課題の相談を受けつけています。
	共同研究等の組成支援	企業と本学の研究者の共同研究・受託研究等のコーディネートを行います。
技術移転	技術移転	本学が生み出した特許のライセンスに関する相談や契約手続き等を支援しています。
	ベンチャー支援	インキュベーション施設の運営を通じて、ベンチャー企業を支援します。

【問い合わせ先】

国立大学法人 九州工業大学 オープンイノベーション推進機構 産学官連携本部
〒804-8550 北九州市戸畑区仙水町1-1 TEL 093-884-3485 FAX 093-881-6207

◆その他詳細は、下記ホームページをご覧ください。

<http://www.ccr.kyutech.ac.jp/>



北九州工業高等専門学校 地域共同テクノセンター

北九州工業高等専門学校地域共同テクノセンターは、地域産業の振興、新製品開発を積極的に支援するために地場企業との連携をサポートします。

共同研究	本校の教職員と企業等の研究者が在職のままで、共通の課題について共同で研究を進めます。
受託研究	企業等から委託を受け、企業等に代わって本校の教員が研究を行います。
技術相談	技術相談部門で受け付けます。
施設利用	本校が所有する加工設備を利用できます。

【問い合わせ先】 北九州工業高等専門学校 地域共同テクノセンター（総務課 研究支援係）

〒802-0985 北九州市小倉南区志井5-20-1

TEL 093-964-7216 FAX 093-964-7226 URL <http://www.kct.ac.jp>

第16章 ご利用ください（役立つ制度・各種機関）

公立大学法人 北九州市立大学 地域産業支援センター

北九州市立大学地域産業支援センターは、地域の企業からの技術相談や経営相談に対応する『大学の相談窓口』として、理系・文系を問わず幅広く大学の研究成果を地域へ還元し、地域の産業を支援します。

技術相談	環境技術研究所等が相談に対応します。
経営相談	地域戦略研究所等が相談に対応します。
研究開発	技術相談から共同研究課題を発掘して、実りのある産学連携を実現します。
施設利用	大学の豊富な計測・分析機器および加工設備が利用できます。
情報提供	大学独自のネットワークを活用したセミナー等により、新しい視点を発信します。

【問い合わせ先】 公立大学法人 北九州市立大学 地域産業支援センター事務局
〒808-0135 北九州市若松区ひびきの1-1 TEL 093-695-3311 FAX 093-695-3368
E-mail kikaku@kitakyu-u.ac.jp

福岡県工業技術センター

「地域企業の発展を支援する実践的研究開発機関」として、県内中小企業等からの技術相談対応・依頼試験の実施や、センターの研究成果をベースとした製品開発など、地域企業を技術面から支援しています。

〈技術支援研究機関〉

機械電子研究所	金属材料、金属加工、機械、電子技術および熱エネルギーの研究・相談 所在地 北九州市八幡西区則松 3-6-1 TEL 093-691-0231 (技術総合支援室)
化学繊維研究所	セラミックス、高分子材料および繊維の研究・相談 所在地 筑紫野市上賀賀 3-2-1 TEL 092-925-7402 (技術総合支援室)
生物食品研究所	バイオテクノロジー、食品の研究・相談 所在地 久留米市合川町 1465-5 TEL 0942-30-6213 (技術総合支援室)
インテリア研究所	木質系材料および家具の研究・相談 所在地 大川市上巻 405-3 TEL 0944-86-3259 (技術総合支援室)

〈事業（支援内容）〉 それぞれの研究機関が各専門分野で次の事業を行っています。

研究開発	基礎から応用まで、企業の技術開発を支援します。 ■産学官共同研究開発：研究開発型企業の育成を目指した産学官の共同研究を推進しています。 ■受託・共同研究：国や企業等からの受託に基づく研究や共同での研究を行います。
人材育成	研修、講習会等を通じて企業技術者の人材育成を支援します。
技術相談	各研究所に技術総合支援室を設置し、相談に対応しています。
情報収集・提供	企業訪問等によりニーズや業界状況を把握するとともに、HP、メールマガジン、成果発表会、研究所一般公開などで情報発信を行っています。
技術交流	工業技術センタークラブ、技術研究会など交流の場を提供します。
試験分析	依頼試験、設備開放を行っています。詳しくは、ホームページをご覧ください。
コーディネート	研究開発のステージにあった支援のために調整やとりまとめを行います。

【問い合わせ先】 福岡県工業技術センター 企画管理部
〒818-8540 筑紫野市上賀賀 3-2-1 TEL 092-925-5977 FAX 092-925-7724
URL <http://www.fitc.pref.fukuoka.jp/> E-mail johoh@fitc.pref.fukuoka.jp

産業用ロボット導入支援センター

生産性向上やロボット導入を総合的に支援する「産業用ロボット導入支援センター」を（公財）北九州産業学術推進機構（FAIS）内に設置・開設し、企業競争力の強化と雇用維持・拡大を支援します。

<支援内容>

相談窓口	市内企業の生産性向上や品質向上を目的として、生産ラインの自動化やロボット化を検討する際の方策や費用対効果等の相談に気軽に応じます。 また、専門家が市内企業の生産現場を見学し、課題の洗い出しや改善のためのご提案を行います。 (詳しくは、P33をご参照ください。)
人材育成	ロボットの基礎知識やロボット操作の体験等、生産現場を担うものづくり人材の育成のための講座を開催します。
開発支援	ロボットの周辺機器（例えば、ハンドや治工具など）の研究開発を支援し、ロボットを使った生産システムの速やかな構築をお手伝いします。
情報発信	ロボット導入の成功事例を、セミナーや広報誌を使って紹介していきます。

【問い合わせ先】

産業用ロボット導入支援センター

((公財)北九州産業学術推進機構 (FAIS) ロボット技術センター内)

〒808-0138 北九州市若松区ひびきの北8-1 技術開発交流センター1階

TEL 093-695-3676 FAX 093-695-3525

北九州市 産業経済局 産業イノベーション推進室 TEL 093-582-2905 FAX 093-582-1202

北九州市東京事務所・首都圏企業立地支援センター

北九州市東京事務所は、交通に便利な有楽町駅前の東京交通会館6階にあります。

事務所は、「土曜日開設」「Free-WiFi完備」「50名規模が使用できるスペース」という利便性を有しております。北九州市に御縁のある企業・個人であれば、どなたでもご利用いただけます。

■ご利用例：営業の合間の立寄り、商談場所、会社説明会、セミナー、採用会場（試験・面接）等

ご利用に関するお問い合わせ、ご予約についてはお気軽に東京事務所までご連絡ください。

【北九州市東京事務所】

東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館6階

(JR「有楽町駅」中央口・京橋口より徒歩1分、

地下鉄「有楽町駅」D8出口から直結)

開所時間：9:00～17:45（月～土曜日）

※土曜日が祝日の場合はお休み



【問い合わせ先】

北九州市東京事務所・首都圏企業立地支援センター TEL 03-6213-0093

第16章 ご利用ください（役立つ制度・各種機関）

司法書士総合相談センター

司法書士会北九州支部が開設した窓口で、相続登記や会社設立などの登記相談、悪質商法などの消費者問題、借金などの多重債務問題、成年後見など、司法書士が相談に応じます。個人だけでなく、自営業者等の中小企業の相談も受け付けています。

無料電話相談	月曜日～金曜日（祝日除く） 18時～20時 TEL 0570-783-544
司法書士紹介	月曜日～金曜日（祝日除く） 10時～16時 TEL 0570-783-544 事案に応じて司法書士を紹介します。 費用については、事務所ごとに決まっていますので、直接お尋ねください。

【問い合わせ先】 福岡県司法書士会北九州支部

〒803-0817 北九州市小倉北区田町11-10 オークラ田町ハイツ202号
TEL 093-571-8445

福岡県中小企業団体中央会

中小企業団体中央会は、中小企業の組合設立や運営など、組織化支援を行う団体です。その他、組合制度を活用した創業、「新連携」や「農商工連携」など、企業が連携して行う活動を支援します。

- 協同組合・企業組合などの設立・運営支援
- 組合の各種問題に関する講習会・講演会等の開催
- 弁護士や税理士等による個別専門指導
- 企業組合制度を活用した創業・起業支援
- 官公需適格組合の認定取得支援、官公需受注の促進
- 組合等が行う研修会等への経費支援
- 中小企業組合等課題対応支援事業の実施・支援
- 中小企業及び組合に関する調査・研究
- 中小企業組合検定試験の実施と中小企業組合士の育成
- 各種共済制度の申込窓口設置
- 組合青年部の強化、福岡県青年部協議会の事業実施支援
- 機関誌・ホームページ・Eメールによる情報提供
- 「新連携」及び「農商工連携」の形成・運営支援（国補助制度導入への支援）

組合等に対し、問題解決のための調査及び対策の実現化等にかかる費用を補助（詳細は次のとおり）

補助事業名	内 容	補助割合
中小企業組合等活路開拓事業	共同して業界、組合のビジョン策定、事業化・実現化への支援	6/10以内
組合等情報ネットワークシステム等開発事業	組合等を基盤としたネットワークシステムの構築、組合員企業向け業務用アプリケーションに関する調査研究・開発	6/10以内

【問い合わせ先】 福岡県中小企業団体中央会 北九州支所

〒802-0082 北九州市小倉北区古船場町1番35号 北九州市立商工貿易会館6階
TEL 093-531-0181 FAX 093-531-0469
URL <https://www.chuokai-fukuoka.or.jp/>

北九州市の国家戦略特区について

「国家戦略特区」は国や自治体、民間企業等が連携して、地域限定で大胆な規制改革などの措置を講じることによりインパクトのある施策を実現するものです。北九州市は 2016 年 1 月 29 日付で国家戦略特区に指定されました。

これにより、新たな規制改革の提案に加えて、他の特区地域のメニューも活用できるようになりました。

(1) テーマ

「高齢者の活躍や介護サービスの充実による人口減少・高齢化社会への対応」

(2) 主な取り組み

「先進的介護・高齢者活躍拠点」の形成

シニア・ハローワークの設置や介護ロボット等の活用による介護職員の負担軽減、ロボット等の改良や開発などに取り組み、先進的介護・高齢者活躍の拠点を目指します。

「創業・雇用創出拠点」の形成

官民の垣根を越えた人材移動の柔軟化などの取組により、スタートアップ企業への支援を行うなど、創業・雇用創出の拠点形成を目指します。

「国内外の交流・インバウンド拠点」の形成

豊かな自然環境を活かした特区民泊などの取組により、国内外の交流・インバウンドの拠点形成を目指します。

認定された特区事業 (2020 年 3 月末現在)

○先進的介護・高齢者活躍拠点の形成

介護ロボット等を活用した「先進的介護」の実証実装



特区活用全国初!

介護ロボットの開発・導入が進みます

シニア・ハローワークの設置

特区活用全国初!

50歳以上の求職者を重点的に支援します



○創業・雇用創出拠点の形成

外国人創業活動促進事業(スタートアップビザ)

半年間の創業準備期間を得ることで創業がより円滑に!

北九州市開業ワンストップセンターの設置

令和2年度中
開設(予定)

開業に必要な登記、税務、年金・社会保険等の手続に関するオンライン申請の支援及び関連する相談業務を総合的にを行います

海外大学卒業外国人留学生の就職活動支援事業

特区活用全国初!

海外の大学を卒業後、日本での就職を目指して日本語教育機関で学んでいる外国人留学生の卒業後の就職活動継続を支援!



○近未来技術の開発・実証拠点の形成

電波法・特定実験試験局免許の迅速な取得



電波を活用した実証実験を行う際、迅速な免許発給が可能になります

北九州高度産業技術 実証ワンストップサポートセンターの設置

研究主体による自動走行、小型無人機、電波利用の実証実験が円滑に実施できるよう、ワンストップでサポートを行います。



○国内外の交流・インバウンド拠点の形成

エリアマネジメントの民間開放

道路でのオープンカフェ等によって、まちなぎわいが生まれます
→ 市内7箇所を実施



郊外エリアにおける「特区民泊」

自然体験と「地域住民との交流」をテーマとした特区民泊を実施します
→ 全国初! 市街化調整区域も対象



汐風香る魅惑の「ワイン特区」

最低製造数量基準(果実酒)の特例措置を適用します 6kℓ → 2kℓ
→ H30年6月、北九州産ワイン販売



空港アクセスバス関連規制の緩和

運行計画設定の際の届出期間を短縮(30日前⇒7日前)し、臨時バスを迅速・柔軟に運行します



※国家戦略特区に関する詳しい情報については、内閣府地方創生推進室ホームページをご覧ください。

国家戦略特区

検索



【問い合わせ先】

北九州市 企画調整局 地方創生推進室 TEL 093-582-2904 FAX 093-582-2176

SDGs（持続可能な開発目標）の推進について

1 SDGs（持続可能な開発目標）とは

SDGsとは、2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択された2030年までの世界共通の開発目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール（目標）から構成され「誰一人として取り残さない」ことをスローガンに、すべての国々が取り組んでいます。

北九州市は、公害克服の経験で培われた技術力や市民力を基に、環境国際協力などの分野でSDGsを先取りする取り組みを行ってきました。これらの取り組みは、国の「SDGs未来都市」への選定をはじめとして、国内外から高い評価を受けています。



SDGs未来都市選定



SDGs推進に向けた世界のモデル都市選定



地方・地域政府フォーラム（ニューヨーク）での発表

2 北九州SDGsクラブについて

SDGsの達成のためには、産学官民による幅広い活動の推進が不可欠です。北九州市は、本市においてSDGsに関連する活動に取り組んでいる、又は関心をもっている団体・企業・個人等が参加できる組織「北九州SDGsクラブ」を創設し、会員同士の交流や情報交換を通じて、各々の活動の活性化を目指しています。

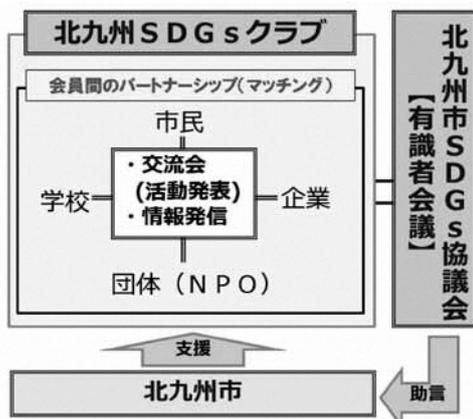
(1) 概要

ア 会員について

- ・SDGsの達成に関する活動を実施している団体・企業・個人等
- ・SDGsに関心をもつ団体・企業・個人等
- ・大学、高等学校等の教育機関及びその学生・生徒・教職員等

イ 活動内容

- ・会員の活動等の情報共有及び交流会（活動発表会等、年に2～3回）の開催
- ・会員の活動内容等の情報発信（PR）
- ・会員による先進的、モデル的な活動の表彰・PR
- ・「SDGs経営サポート」によるSDGs経営支援
- ・クラブ会員による地域課題の解決のための「プロジェクトチーム」の募集



※詳細、会員登録等については、HPをご覧ください。<https://www.kitaq-sdgs.com/>

(2) SDGs 経営サポート

北九州 SDGs クラブでは、金融機関と連携し、会員企業が経営戦略として SDGs を活用することを支援する「SDGs 経営サポート」を開始いたしました。

このサポートは、北九州 SDGs クラブの会員である金融機関のご協力のもと、会員企業のご依頼をワンストップで受け付け、様々なニーズやシーズにお応えしようとするものです。

【各金融機関による様々なサポート内容】

- ・自社の技術やサービスを SDGs に役立てるための連携先を探したい。
- ・SDGs に取組みたいが、何から始めていいのかわからない。
- ・労務管理を見直し、働き方改革をしたいので相談したい。
- ・海外展開のサポートをお願いしたい。



※詳細、サポート利用方法等については、下記 HP をご覧ください。

https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kikaku/324_00006.html

3 北九州 SDGs 未来都市アワードについて

北九州 SDGs 未来都市アワードとは、SDGs 及び ESD（持続可能な開発のための教育）に取り組む活動者の意欲の向上と、本市におけるこれらの活動をより一層発展させることを目的とし、SDGs の達成に貢献する「持続可能な社会づくり」やそれを担う「人づくり」活動を表彰するものです。

(1) 対象者

北九州市内を中心に SDGs・ESD の普及に貢献し、SDGs 達成に寄与する活動を展開している企業・団体・学校の活動。

(2) 表彰部門（令和元年度実績）

①企業部門 ②年代別部門（小学校・中学校、高等学校等、大学、一般）

※受賞企業は、北九州市中小企業融資制度「⑫新成長戦略みらい資金」(P.13) の申込対象になります。

(3) 募集期間（予定）

令和 2 年 9 月～令和 2 年 10 月頃（表彰式は令和 3 年 3 月頃）

※詳細については、下記 HP をご覧ください。

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kankyuu/00300222.html>

【問い合わせ先】

1～2：北九州市企画調整局 SDGs 推進室

TEL 093-582-2302 FAX 093-582-2176

3：北九州市環境局総務政策部環境学習課

TEL 093-582-2784 FAX 093-582-2196

働く人のメンタルヘルスに関する相談窓口

1 九州労災病院 勤労者メンタルヘルスセンター（北九州市小倉南区曾根北町1番1号）

悩みやストレスに伴う心身の不調を抱える勤労者のための相談機関です。医学的に問題の無い方の相談を積極的に受け付けております。通常の診察とは異なりますので、投薬や検査などは行いません。各種保険は適用されません。初回相談は無料、2回目以降は有料です。

○個別相談 予約制 TEL 093-475-9626 までお問い合わせください。

※その他、職場でのメンタルヘルス研修や体制整備づくりのご相談も承ります。

詳しくは、ホームページをご覧ください。

URL http://www.kyushuh.rofuku.go.jp/bumon/c_mental.html

2 福岡産業保健総合支援センター・地域窓口（地域産業保健センター）

働く人の「こころ」と「からだ」の健康保持増進活動をサポートするため、無料で産業保健サービスを提供します。

○福岡産業保健総合支援センター（産業保健スタッフ向けのサービス）

産業保健スタッフからのメンタルヘルス相談対応、産業保健スタッフ向けの研修、職場のメンタルヘルス対策取組み支援・管理監督者向けメンタルヘルス教育研修（デモンストレーション）など。

○地域窓口（地域産業保健センター）（小規模事業場向けのサービス）

労働者数50人未満の小規模事業場の事業者・労働者からのメンタルヘルス相談対応など。

※メンタルヘルスを含む、労働安全衛生に関する様々な相談への対応について情報発信しています。詳しくは、ホームページをご覧ください。URL <http://www.fukuokasanpo.jp/>

【問い合わせ先】

○福岡産業保健総合支援センター	TEL 092-414-5264
○門司地域窓口（門司区）	TEL 093-371-2115
○小倉地域窓口（小倉北区、小倉南区）	TEL 093-513-1212
○北九州西地域窓口（八幡東区、八幡西区、若松区、戸畑区、中間市、遠賀郡）	TEL 093-681-6222

【メンタルヘルス関連ホームページ】

働く人のメンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」（URL <http://kokoro.mhlw.go.jp>）

こころの悩みがある、誰かに相談したい、こころの健康問題により休職中の社員がいる、職場のメンタルヘルス対策について知りたい等、働く人のこころの健康に関するさまざまな情報を提供しています。（運営：厚生労働省）

○メンタルヘルスに関する相談機関、診療機関の名簿等の事業場外資源

労働衛生関係情報 厚生労働省ホームページ（URL <http://www.mhlw.go.jp>）

福岡労働局ホームページ（URL <http://fukuoka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>）

メンタルヘルス対策等労働衛生関係の情報等を掲載しています。（運営：厚生労働省・福岡労働局）

○事業場内メンタルヘルス推進担当者テキスト ○労働者の疲労度蓄積度チェックリスト
○ストレスチェック制度について ○心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き など

北九州市「いのちとこころの情報サイト」（URL <http://www.ktq-kokoro.jp/>）

ストレスと上手に付き合うために、こころの病気の基礎知識など、情報や地域に特化した各種相談窓口を掲載しています。（運営：北九州市）

気軽に簡単ストレスチェック 北九州市「こころの体温計」（URL <https://fishbowlindex.jp/kitakyushu/>）

簡単な質問に答えるだけで、現在のストレスや落ち込み度が分かります。（運営：北九州市）

仕事と介護の両立支援事業

1 従業員向け「出前講座・相談」事業【福岡県】

介護支援専門員が事業所に出向き、介護をしながら働き続けることができるよう、介護の基礎知識等をお伝えする講座と個別相談を無料で実施します。

2 地域包括支援センター【北九州市】

保健師等の専門職が、無料で介護保険や認知症等、高齢者の保健・医療・福祉・介護に関する幅広い相談に応じます。詳しくは市のホームページ又は右記の QR コードでご確認ください。

ホームページアドレス https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/file_0951.html



3 まちかど介護相談室【北九州市、公益社団法人北九州高齢者福祉事業協会】

介護施設等の職員が無料で介護等に関する相談に応じます（土日相談可の施設あり）。

詳しくは市のホームページ又は右記の QR コードでご確認ください。

ホームページアドレス <https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/16500252.html>



【問い合わせ先】

- 1 : 福岡県保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課 TEL 092-643-3248
2、3 : 北九州市保健福祉局地域福祉推進課 TEL 093-582-2060 FAX 093-582-2095

各種共済制度など

1 労働保険事務組合

労働保険（労災保険・雇用保険）に関する事務処理を事業主に代わって行います。

労働保険事務組合へ委託するメリット

- ①労働保険料の申告・納付などを事業主に代わって手続きしますので事務負担が軽減されます。
- ②金額に関係なく、労働保険料を3回に分割納付できます。
- ③労災保険に加入できない事業主なども労災保険に加入できます（特別加入制度）。

委託できる事務の範囲

- ・概算保険料、確定保険料などの申告及び納付に関する手続き
- ・保険関係成立届、任意加入の申請、雇用保険の事務所設置届等の届出などの手続き
- ・労災保険の特別加入（特別な任意加入）の申請、雇用保険被保険者の届出などの手続き
- ・その他労働保険についての申請、届出、報告などに関する手続き

2 北九州商工会議所 生命共済制度

事業主や役員、従業員の事故などを対象とした共済制度です。業務上、業務外を問わず、事故死亡・病气死亡にくわえ、不慮の事故による身体の障がい・入院（5日以上）を24時間保障します。

加入資格	北九州商工会議所会員事業所もしくは特定商工業者の事業主、役員およびその従業員で14歳6ヶ月超65歳6ヶ月以下の方（更新する場合に限り、75歳6ヶ月までご継続いただけます）。
掛 金	掛捨て式の保険です。 掛金は年齢区分、性別、口数（最高11口、61歳以上は低減）により金額が異なります。 《加入例：35歳までの方1口（100万円）につき1月あたり 男性324円、女性283円》
手続き等	簡単な手続きでご加入いただけます。ただし、被保険者各人の健康告知が必要です。 ・申込み：毎月15日まで ・効 力：毎月15日までの申込み分は、翌々月の1日から効力が発生 （ただし、第1回目の掛金振替（申込み翌月22日）ができた契約に限りです。）
保 障	業務上、業務外を問わず、安心の24時間保障。事故死亡・病气死亡にくわえ、身体の障がいや入院（5日以上）に至るまで広範囲に保障します。 また、北九州商工会議所独自の病气入院見舞金もあります。
掛金の 税務上の 取扱い	法 人：全額損金に算入できます。 個人事業所：被保険者が経営者であれば生命保険料の控除、被保険者が従業員であれば全額必要経費に算入できます。

※ 詳しくはお問い合わせください。

第16章 ご利用ください（役立つ制度・各種機関）

3 退職金制度

従業員や経営者の退職金を、無理なく積み立てできる制度です。

(1) 北九州商工会議所 特定退職金共済制度（従業員の退職金積立制度）

事業主（事業所）が従業員の退職金を準備するための制度です。従業員の勤労意欲の向上や、事業の安定成長にお役立てください。

また、加入すると各種の福利厚生事業をご利用いただけます。

加入対象企業	原則として、市内にある事業主（事業所）。
加入対象者	従業員（専従者控除の対象者を除く）で、満15歳から85歳未満の方
掛金	月額1口1,000円～30口30,000円（全額事業主負担） 月払いで翌月分を指定の市内金融機関より口座振替（毎月15日）
申込み	毎月10日まで
掛金の税務上の取扱い	法人：全額損金に算入できます。 個人事業所：全額必要経費に計上できます。
受取人	加入従業員（被共済者）
ご利用いただける福利厚生事業	●健康診断受診料金補助サービス ●施設利用補助サービス（市民プール利用券・美術館等共通利用券） ●旅行補助サービス（日帰りバスハイク等）

※詳しくはお問い合わせください。

(2) 小規模企業共済（小規模企業の経営者の退職金）

小規模企業の個人事業主や共同経営者、会社役員の方が、「事業の廃止」や「退職された」場合、「その後の生活の安定」あるいは「事業の再建」を図るための資金を準備しておく国の共済制度で、『経営者の退職金』といえるものです。

制度の特色	<ul style="list-style-type: none"> ■税制面のメリット！ 掛金が全額所得控除になります。 ■共済金の受取りは、「一括」「分割」「一括と分割の併用」のいずれかを選択できます。 ■納付した掛金の範囲内で貸付制度が利用できます。
加入対象者	<ul style="list-style-type: none"> ■常時使用する従業員の数が20人以下（商業・サービス業は5人以下、宿泊・娯楽業は20人以下）の個人事業主や共同経営者、会社の役員 ■事業に従事する組合員の数が20人以下の企業組合の役員 ■常時使用する従業員の数が20人以下の協同組合の役員 ■小規模企業者たる個人事業主に属する共同経営者（個人事業主1人につき2人まで）
掛金	<ul style="list-style-type: none"> ■毎月の掛金は1,000円～70,000円（500円刻み）です。 ■加入後、増・減額できます。 ■掛金は、加入された方ご自身の預金口座より口座振替となります。 ■前納、半年払い、年払いもできます。

※ 詳しくは、（独）中小企業基盤整備機構「小規模企業共済」のホームページをご覧ください。
<https://www.smrj.go.jp/kyosai/skyosai/index.html>

【問い合わせ先】

- 1 : 北九州商工会議所 各サービスセンター [詳しくはP7](#)
 2・3(1) : 北九州商工会議所 会員・共済課 TEL 093-541-0182 FAX 093-531-1799
 3(2) : 北九州商工会議所 中小企業振興課 TEL 093-541-0188 FAX 093-531-1759
 《北九州商工会議所 URL <https://www.kitakyushucci.or.jp/>》

経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）

取引先事業者が倒産し、売掛金債権等が回収困難になった場合に、掛金を積立てておけば貸付けが受けられる共済制度です。

加入対象者	1年以上継続して事業を行っている中小企業者
制度概要	<ul style="list-style-type: none"> ■ 5千円～20万円の範囲内（5千円単位）で自由に選べます。 ■ 加入後も掛金月額が増額・減額ができます（ただし、減額には一定の要件が必要です）。掛金は総額が800万円になるまで積み立てられ、掛金総額が掛金月額の40倍に達した場合には掛止めもできます。
税法上の取扱い	■ 掛金は損金（法人の場合）あるいは必要経費（個人事業）に算入できます。
貸付内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 最高8,000万円の共済金の貸付けが受けられます。 ■ 加入後6ヶ月以上経過し、かつ6ヶ月以上の掛金を納付している場合で、取引先事業者が倒産した場合に、売掛金等の回収が困難となった額と、積立てた掛金総額の10倍に相当する額のいずれか少ない額の貸付けが受けられます。
貸付条件	■ 無担保、無保証人です。ただし共済金の貸付けを受けると貸付額の10分の1に相当する額が積立てた掛金総額から控除されます。
掛 金	■ 12ヶ月以上掛金を納付していれば任意解約でも80%以上、40ヶ月以上の場合には全額が受け取れます。

※詳しくは、（独）中小企業基盤整備機構「経営セーフティ共済」のホームページをご覧ください。
<http://www.smrj.go.jp/kyosai/tkyosai/index.html>

【問い合わせ先】

北九州商工会議所 中小企業振興課 TEL 093-541-0188 FAX 093-531-1759
 e-mail chushou@kitakyushucci.or.jp

第16章 ご利用ください（役立つ制度・各種機関）

北九州市のホームページ

北九州市のホームページでは、市の計画や取組み、財政状況、観光・イベントなどさまざまな情報を掲載しています。

また、事業者向けとして、「入札・契約」、「商・工業振興」、「企業等の誘致」などの情報を掲載していますので、ご利用ください。



<主な掲載内容>

- 入札・契約結果などに関する情報
- 北九州市の産業団地に関する情報（用地情報）
- 大規模小売店舗立地法にかかる事務手続きの方法及び届出状況のお知らせ
- 地価公示の価格表
- 危険物取扱者試験・準備講習の案内
- 各種統計資料
事業所・企業統計、工業統計、商業統計、国勢調査、家計調査、産業連関表 など

【アクセス先】

URL <https://www.city.kitakyushu.lg.jp/>

北九州市コールセンター（ていたんコール）

北九州市コールセンターでは、市役所や区役所の手続き、市のイベント・施設等に関するお問い合わせなど、市政情報や生活情報についてご案内します。

また、北九州市ホームページで「よくある質問と回答【FAQ】」を公開しています。どこにたずねたらよいかわからない時にご利用ください。

<お問い合わせの事例>

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ■中小企業支援センターについて知りたい ■会社の創業、経営の相談について ■事業を始める際の届出について知りたい ■中小企業融資について教えてほしい ■セーフティネット保証制度について教えてほしい ■中小企業向けの研究開発・技術開発に対する補助金について知りたい | <ul style="list-style-type: none"> ■中小企業向けの講座・セミナーについて知りたい ■ISO 認証取得支援について知りたい ■ごみ減量・リサイクル・生ごみ処理などについて知りたい ■観光情報を知りたい ■平日以外でも住民票や印鑑証明を受け取ることができますか |
|--|---|

【問い合わせ先】

TEL 093-582-4894（8時30分～20時）

FAX 093-582-3318（年中無休、24時間）

E-mail call-center@kitakyushu-cc.jp（年中無休、24時間）

情報紙「ネットワーク北九州」のご案内

中小企業支援センターでは、地元中小企業向け情報紙「ネットワーク北九州」を発行しています（毎月1日発行）。

中小企業支援施策の紹介や皆様の経営に役立つ情報が満載です。

「ネットワーク北九州」メール配信にご登録ください！

<https://www.ktc.ksrp.or.jp/nwk/index.html>

※「ネットワーク北九州」紙面は、中小企業支援センターのホームページ（上記アドレス）からPDF形式でダウンロードすることができます（バックナンバー含む）。

紙面イメージ



中小企業支援センター メールマガジンのご案内

中小企業支援センターでは、各種セミナー・講座・助成金のご案内や募集情報、経営に関するタイムリーな情報をメールマガジンで提供しています（毎週木曜日配信）。登録は無料です。

配信をご希望の方は、下記 URL からご登録ください。（携帯電話のアドレスはご利用できません。）

<https://www.ktc.ksrp.or.jp/mlmagazine/index.html>

【問い合わせ先】（公財）北九州産業学術推進機構 中小企業支援センター TEL:093-873-1430

本ガイドブックはCO₂の排出削減に協力して製作されました

本ガイドブックは、カーボン・オフセット（他の場所での排出削減により相殺すること）により、製作時の電気使用による温室効果ガス（CO₂）を削減することができました。

これは、北九州市や福岡県と事業連携する「九州オフセット推進協議会」が進める「九州ecoサポーター」によって購入された排出権の提供を受けて実現したものです。

詳しくは「九州オフセット推進協議会」のHPをご参照ください

<http://www.qco-c.jp/>

北九州テクノセンタービル

〒804-0003 北九州市戸畑区中原新町2番1号
北九州テクノセンタービル1F

中小企業支援センター、北九州知的財産支援センター、北九州市中小企業振興課が中小企業支援活動を行っています。



ACCESS

【JR】

- 「JR九州工大前駅」(JR小倉駅から6分)
⇒駅に隣接する歩道橋を北進(徒歩2分)

【西鉄バス】

- 「工大入口」バス下車後、JR九州工大前駅に隣接する歩道橋を北進(徒歩5分)
- 「工大前」バス下車後、JR九州工大前駅方向へ向かい、駅に隣接する歩道橋を北進(徒歩10分)

【都市高速】

- 「戸畑ランプ」※Uターンの必要あり
⇒戸畑ランプからは、九州工業大学側の一般道(テクノセンタービルとは反対側)に降りてしまうため、一般道に降りたら、「新池三丁目交差点①」方面に向かい、「若戸トンネル連絡道路②」経由でテクノセンタービルへ

【車】

- 「小倉方面・中井方面から」
⇒国道199号「中原東交差点③」を北進。最初の信号を左折し、直進
- 「戸畑方面から」
⇒「新池三丁目交差点①」より「若戸トンネル連絡道路②」経由でテクノセンタービルへ
⇒「都市高速戸畑ランプ入口(連絡道路)④」からもテクノセンタービルへ行くことが可能
(料金所手前にテクノセンター側へ行く道路あり。料金所に行かないように注意が必要)
- 「若松方面から」
※若戸トンネルより「若戸トンネル連絡道路②」を直進。

駐車場を
ご用意して
います。

【問い合わせ先】

公益財団法人 北九州産業学術推進機構 (FAIS) 中小企業支援センター
TEL 093-873-1430 FAX 093-873-1450

北九州市産業経済局中小企業振興課
〒804-0003 北九州市戸畑区中原新町2番1号 北九州テクノセンタービル1F
TEL: 093-873-1433 FAX: 093-873-1434